

# 資料編

# 目 次

I〔総則〕／基本対策	1
I-1 過去の災害記録	1
I-2 市域の活断層	11
I-3 大阪府地震被害想定調査の概要	13
I-4 防災関係機関等連絡窓口	18
I-5 防災関係機関通信窓口	19
I-6 指定行政機関等	20
I-7 富田林市防災会議条例	21
I-8 富田林市災害対策本部条例	24
II〔災害予防対策〕	25
II-1 災害時における各課の配備職員数	25
II-2 大阪府選定の防災拠点一覧表	33
II-3 緊急消防援助隊の概要	34
II-4 緊急消防援助隊受援計画の概要	35
II-5 府内市町村災害相互応援協定等の締結状況	41
II-6 災害協定等の締結一覧	44
II-7 市から大阪府までの情報伝達ルート	52
II-8 大阪府震度情報ネットワークシステム 計測震度計設置場所	53
II-9 大阪管区気象台管内気象庁震度計（大阪府内）	54
II-10 雨量観測所、土石流、河川、ため池	55
II-11 富田林市防災行政無線	56
II-12 大阪DMAT（災害派遣医療チーム）の整備	57
II-13 医療救護活動の流れ・災害拠点病院位置図	58
II-14 大阪府内災害医療機関一覧	59
II-15 災害拠点病院と直近臨時ヘリポート一覧	62
II-16 災害用医薬品備蓄・物流センター	65
II-17 災害時医薬品等確保供給体制整備事業一覧	67
II-18 広域緊急交通路線図	69
II-19 緊急交通路一覧表	70
II-20 「緊急通行車両事前届出書」及び「事前届出済証」様式	73
II-21 「緊急通行車両確認申請書」「確認証明書」及び「標章」様式	75
II-22 災害時用臨時ヘリポート選定・整備状況	78
II-23 災害時用臨時ヘリポート位置図	80
II-24 大阪府選定の輸送基地	81
II-25 指定避難所等	83
II-26 公園の現況	87

II-27	文化財一覧表	88
II-28	応急仮設住宅建設必要面積	91
II-29	配水池等一覧表	92
II-30	給水タンク車等の保有量	93
II-31	重要物資備蓄目標量	94
II-32	富田林市災害用物資等備蓄一覧表	95
II-33	支援物資保管	99
II-34	大阪府災害福祉広域支援ネットワークによる取り組みについて	99
II-35	帰宅困難者支援施設（災害時帰宅支援ステーション）	100
II-36	地域別自主防災組織の現況	101
II-37	大阪府「災害時におけるボランティア活動支援制度」の概要	103
II-38	主なボランティア活動推進機関	104
II-39	ボランティア活動拠点一覧表	105
II-40	し尿処理施設等	106
II-41	ごみ処理施設等	106
II-42	がれき処理施設等	107
II-43	大阪府水防区域一覧表	108
II-44	水位周知河川の水位到達情報	110
II-45	ため池防災関係水防区域	111
II-46	土砂災害危険箇所等集計表	113
II-47	土石流危険渓流および土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表	114
II-48	地すべり危険箇所、地すべり防止区域および土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧表	117
II-49	急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域および土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊） 一覧表	118
II-50	災害危険区域一覧表	124
II-51	山腹崩壊危険地区	125
II-52	崩壊土砂流出危険地区	126
II-53	宅地造成工事規制区域の指定状況	126
II-54	洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等	127
II-55	防火対象物	129
II-56	危険物施設状況	131
III	〔災害応急対策〕	132
III-1	災害派遣要請要求書	132
III-2	災害派遣撤収要請要求書	133
III-3	消防無線通信網	134
III-4	災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領による報告	135
III-5	被害状況等即報基準	137
III-6	火災・災害等即報要領による報告	138
III-7	災害救助法の適用基準について	147

Ⅲ-8	被害認定統一基準	149
Ⅲ-9	公営火葬場	150
Ⅲ-10	広域火葬に係る情報伝達フロー	151
Ⅲ-11	遺体安置所	152
Ⅲ-12	動員報告書	153
Ⅲ-13	被害状況報告書	154
Ⅲ-14	報告書様式	155
Ⅲ-15	「土石流災害報告」様式	156
Ⅲ-16	「地すべり災害報告」様式	158
Ⅲ-17	「がけ崩れ災害報告」様式	159
Ⅲ-18	「避難者名簿」様式	161
Ⅲ-19	避難所の報告用紙〈開設・定時・閉鎖〉	162
IV	〔事故等災害応急対策〕	163
IV-1	林野火災対策資料（調査様式）	163
V	〔災害復旧・復興対策〕	167
V-1	激甚災害及び局地激甚災害指定基準	167
V-2	激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律に基づく復旧事業及び府の関係部局	170
V-3	災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金及び被災者生活再建支援金について	172
V-4	災害救助法による救援の程度、方法及び期間等早見表	176
V-5	実費弁償の額	182
V-6	扶助金の額	182
V-7	義援金受付名簿等の様式	183
V-8	罹災証明書（様式）	187



# I 〔総則〕／基本対策

## I-1 過去の災害記録

### 1 台風・豪雨

大阪に大災害をもたらす最も代表的なものは台風であるが、大阪の地理、地勢上台風の通過するコースによって発生する災害の態様は異なっており、その関係から見た大阪の災害の概要は次のとおりである。

#### (1) 位置的關係

大阪はわが国のほぼ中央に位置しているところから、台風が九州方面に上陸しても上陸後の経路はそのほとんどが大阪の西北方を通過するコースをたどる。大阪に接近するときには暴風雨あるいは高潮を伴いやすく、また反対に台風が大阪より東方を通るときには、その影響を受けて豪雨をもたらす水害が発生することがある。

#### (2) 地勢的關係

大阪の中央部をなしている幾内平野の西側は大阪湾に接し、この大阪湾は遠浅で湾口が南西に開くV字型となっており、高潮の起る最も悪い形状をなしており、全国的にも最も高潮の発生が多い湾口となっている。

この高潮が最も集束される大阪湾の最深部に大阪市が位置しており、この大阪市はその昔淀川と、この淀川に合流していた大和川によって造られた大デルタ上に発達した都市であって、地盤もきわめて低い。また、この湾奥から南の沿岸に沿って、堺、泉大津、岸和田、貝塚、泉佐野市等の大阪の主要都市が連なっているため、高潮が発生した場合（地震による津波の場合においても）甚大な被害を受けやすい。

一方幾内平野の外周三方を北は箕面、龍王山脈、東は生駒、金剛山脈、南は紀伊山系の諸山脈に囲まれており、淀川、大和川の二大河川をはじめ大小数百の河川がこの間を貫流点綴して大阪湾に注いでいるほか、万余の池沼が山間の低地や平地に点在している。このため、ひとたび豪雨があるときは、河川池沼のはん濫、決壊等による被害を受けやすい。

#### (3) 台風のコースとの関係

##### ア 暴風が吹きやすいコース

台風が大阪の西方または西北方を通過する場合は、暴風雨及び大阪湾に高潮をもたらすが、特に第2室戸台風のように大阪湾の主軸に接近して北上する台風は、大阪にとって最も危険な、最も強烈な暴風と甚だしい高潮を伴う。このコースを通る台風は風による被害が主体となり、高潮及び暴風による大被害をもたらすが、雨量は割合に少ないので降雨による被害は比較的軽微に終わっている。

しかし、このコースでもその来襲が梅雨期の場合は（9月台風のように大きく発達せず小型台風の場合が多いが）、西日本に停滞している梅雨前線に大きな影響を与えて豪雨をもたらすことが多い。

##### イ 大雨の降りやすいコース

昭和28年9月の台風13号や、伊勢湾台風のように、大阪の東方あるいは大阪の東南方を通過する台風は豪雨を伴い、低地帯の浸水はもとより淀川、大和川の大洪水並びに中小河川、池沼

ははん濫し、あるいは決壊するなど大きな水害をもたらしている。このコースは風台風と反対に雨による被害が主体となり大水害を起こすが、いわゆる台風の可航半円に当たるので暴風による被害は比較的少なく、また高潮被害のおそれはほとんどない。

(資料)「大阪府地域防災計画資料編(平成31年3月修正)」

□過去の風水害

(資料)「大阪府地域防災計画資料編(平成31年3月修正)」、大阪府を襲った主な災害(大阪府ホームページ)

災 害 名					室戸台風		
発 生 年 月 日		昭和4年8月15日	昭和5年8月1日	昭和8年9月4日	昭和9年9月21日	昭和10年8月11日	
気 象	最低気圧	987.9hpa	995.8hpa	986.1hpa	954.4hpa	995.3hpa	
	最大風速	14.5m/s	9.3m/s		48.4m/s	42.0m/s	
	最大瞬間風速				60m/s		
	雨 量	28.4mm	134.8mm		223mm	182.7mm	
人的被害	死 者		2人		1,812人		
	行方不明者				76人		
	重 傷 者				8,932人	10人	
	軽 傷 者						
	計		2人		10,820人	10人	
家屋被害	全壊(流失)		13,328戸		14,368戸	116戸	
	半 壊				15,674戸	74戸	
	床上浸水	2,080戸			27,000戸	142,910戸	3,632戸
	床下浸水					40,830戸	43,669戸
	計	2,080戸		13,328戸		213,782戸	47,491戸
田畑被害	水田流没冠水		1,130ha		42,500ha		
	畑流没冠水						
	計		1,130ha		42,500ha		
災 害 救 助 法 適 用 地 区							
備 考		高潮	豪雨による水害	高潮	高潮、台風水害		

災 害 名				台風16号	台風20号	枕崎台風
発 生 年 月 日		昭和10年8月28日 ~29日	昭和13年9月5日	昭和19年9月17日	昭和19年10月7日	昭和20年9月18日
気 象	最低気圧	985.0hpa	980.5hpa	986.0hpa	978.3hpa	981.1hpa
	最大風速	13.8m/s	13.2m/s	18.6m/s	18.6m/s	19.0m/s
	最大瞬間風速	21.6m/s	19.0m/s	21.8m/s	21.8m/s	22.5m/s
	雨 量	74.4mm	18.9mm	53.3mm	52.3mm	2.8mm
人 的 被 害	死 者				58人	4人
	行方不明者				45人	
	重 傷 者				37人	
	軽 傷 者					
	計				140人	4人
家 屋 被 害	全壊（流失）		1,919戸		1,132戸	
	半 壊				863戸	
	床上浸水	1,304戸		8,591戸	5,358戸	28,234戸
	床下浸水	12,994戸	13,870戸	7,266戸		10,800戸
	計	13,298戸	15,789戸	15,857戸	7,353戸	39,034戸
田 畑 被 害	水田流没冠水					267ha
	畑流没冠水					
	計					267ha
災 害 救 助 法 適 用 地 区						
備 考			高潮	各地に豪雨被害大	和歌山県、滋賀県、三重県	台風16号 高潮

災 害 名		阿久根台風	ジェーン台風	7月豪雨	台風13号	台風5号
発 生 年 月 日		昭和20年10月11日	昭和25年9月3日	昭和27年7月10日	昭和28年9月25日	昭和32年6月26日 ~27日
気 象	最低気圧	981.1hpa	970.3hpa		977.4hpa	998.5hpa
	最大風速	19.0m/s	28.1m/s		22.0m/s	14.4m/s
	最大瞬間風速	15.5m/s	44.7m/s		28.9m/s	22.8m/s
	雨 量	3.2mm	64.7mm	388.7mm	176.1mm	293.0mm
人 的 被 害	死 者	1人	240人	41人	26人	6人
	行方不明者	3人	16人		1人	
	重 傷 者			38人	47人	4人
	軽 傷 者			416人	406人	
	計	4人	21,471人	495人	480人	10戸
家 屋 被 害	全壊（流失）	805戸	10,625戸	187戸	877戸	20戸
	半 壊		60,708戸		3,354戸	
	床上浸水	10,034戸	54,139戸	192,238戸	13,434戸	121,819戸
	床下浸水	19,550戸	40,025戸		150,354戸	
	計	30,389戸	165,497戸	192,425戸	168,091戸	121,839戸
田 畑 被 害	水田流没冠水	267ha	7,486.05ha		43ha	2,31ha
	畑流没冠水		2,305.80ha		1,122.4ha	429ha
	計	267ha	9,791.85ha		1,165.4ha	2,743ha
災 害 救 助 法 適 用 地 区			大阪府下全域	大阪市、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、八尾市、泉南群、泉北群  7市2群	高槻市、茨木市、三島郡（三箇、牧村、鳥飼村、王島村、島本町）北河内群（四條畷町、四条町）  2市4町4村	大阪市（東成区、西成区、住吉区、東住吉区、阿倍野区）、堺市、平岡市、布施市、河内市、岸和田市、八尾市、高石町  7市6区1町
備 考		台風20号 高潮	台風28号 高潮			東大阪水害 （6月水害）

災 害 名		台風6号	第二室戸台風	台風20号	42年7月豪雨	7月豪雨
発 生 年 月 日		昭和36年6月24日 ~30日	昭和36年9月16日	昭和39年9月25日	昭和42年7月8日	昭和43年7月2日
気 象	最低気圧	1,003.2hpa	937.3hpa	987.4hpa		
	最大風速	9.8m/s	33.3m/s	19.0m/s		
	最大瞬間風速	12.0m/s	50.6m/s	31.7m/s		
	雨 量	295.5mm	44.2mm	41.4mm	152mm	200mm
人 的 被 害	死 者	1人	32人		5人	
	行方不明者				2人	
	重 傷 者		211人	17人	11人	
	軽 傷 者		2,181人		159人	
	計	1人	2,424人	17人	177人	
家 屋 被 害	全壊(流失)	11戸	3,386戸	104戸	62戸	
	半 壊		21,356戸	15戸	110戸	
	床上浸水	2,855戸	61,488戸	10,563戸	16,684戸	1,200戸
	床下浸水	32,205戸	59,729戸		119,976戸	24,083戸
	計	35,071戸	145,959戸	10,682戸	136,832戸	25,303戸
田 畑 被 害	水田流没冠水	2,428ha	30,484ha	93ha	3,079.5ha	
	畑流没冠水	70ha	2,708.9ha			
	計	2,498ha	33,192.9ha	93ha	3,079.5ha	
災 害 救 助 法 適 用 地 区			大阪市(11区) 堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、枚方市、八尾市、泉佐野市、富田林市、平岡市、寝屋川市、河内市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、忠岡町、田尻町、岬町、泉南町、海南町、狭山町、登美丘町、美原町、美陵町、門真町、交野町、四條畷町 18市11区13町	泉大津市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市 4市	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町 7市1町	
備 考		梅雨前線豪雨大水害		兵庫県、徳島県、高知県被害大	兵庫県被害大 台風7号崩れ	台風3号による梅雨前線の刺激

災 害 名		豪 雨	7 月豪雨	台風20号	7 月豪雨	6 月豪雨
発 生 年 月 日		昭和44年6月25日	昭和47年7月12日	昭和47年9月16日	昭和50年7月4日	昭和54年6月29日
気 象	最低気圧					
	最大風速					
	最大瞬間風速					
	雨 量	106mm	300mm	117.5mm		497mm
人 的 被 害	死 者			3人		
	行方不明者					
	重 傷 者		3人	1人		
	軽 傷 者		7人	8人		
	計		10人	12人		
家 屋 被 害	全壊（流失）		23世帯	8世帯		3世帯
	半 壊		42世帯	90世帯		1世帯
	床 上 浸 水	1,008戸	6,186世帯	9,283世帯	1,933世帯	1,336世帯
	床 下 浸 水	28,239戸	40,346世帯	60,146世帯	22,493世帯	22,865世帯
	計	29,247戸	46,597世帯	69,527世帯	24,426世帯	24,205世帯
田 畑 被 害	水田流没冠水		851ha	385ha		1,233ha
	畑流没冠水		72ha			106ha
	計		923ha	385ha		1,339ha
災 害 救 助 法 適 用 地 区			大東市、東大 阪市、門真 市、八尾市  4 市	大東市、東大 阪市、門真市  3 市	大東市  1 市	
備 考		梅雨前線の刺激	西日本被害大 梅雨前線の活動		梅雨前線による大雨	梅雨前線による大雨

災 害 名		台風16号	台風10号・豪雨	9月豪雨	8月豪雨	台風21号
発 生 年 月 日		昭和54年9月30日	昭和57年8月1日 ～3日	平成6年9月6日 ～7日	平成24年8月13日 ～14日	平成30年9月4日
気 象	最低気圧		985.2hpa			
	最大風速		13.4m/s			46.5m/s
	最大瞬間風速					58.1m/s
	雨 量	149mm	209mm		213mm	最大1時間69mm
人 的 被 害	死 者	1人	8人		1人	8人
	行方不明者					
	重 傷 者	1人				4人
	軽 傷 者	4人	4人	3人	2人	
	計	6人	12人	3人	3人	12人
家 屋 被 害	全壊（流失）		70世帯			1世帯
	半 壊	19世帯	一部損壊含99世帯	1世帯		一部損壊2820世帯
	床上浸水	5,088世帯	10,610世帯	1,428世帯	2,572世帯	
	床下浸水	41,489世帯	63,460世帯	4,375世帯	13,289世帯	
	計	46,596世帯	74,239世帯	5,804世帯	15,861世帯	
田 畑 被 害	水田流没冠水	291ha	1,145ha			
	畑流没冠水	9ha		5.5ha		
	計	300ha	1,145ha	5.5ha		
災 害 救 助 法 適 用 地 区			松原市、堺市、大東市 3市	豊中市、池田市 2市		
備 考			台風とその後の低気圧による大雨		京都府被害大	自動車の横転 高層ビル破損

（資料）「大阪府地域防災計画資料編（平成31年3月修正）」、大阪府を襲った主な災害（大阪府ホームページ）



## 2 地震災害

市域に影響を与えた大規模な地震としては、1995年1月17日に発生した兵庫県南部地震（M7.2）があげられる。また、吉野地震（昭和27年7月）によるものがあるが、いずれも市内に大きな被害は認められない。

過去に大阪府域に影響が及んだ地震では、紀伊半島沖を震源とするマグニチュード8クラスの巨大地震（887年、1361年、1707年、1854年、1944年、1946年）、畿内に震源をもつマグニチュード7クラスの地震（1510年、1596年、1899年、1952年等）、濃尾地震（1891年）などの地震が発生し、市域でも少なからず影響を受けたと推定される。

□過去の地震災害 （資料）「大阪府地域防災計画資料編（平成31年3月修正）」

年月日	名称又は震央の地名	マグニチュード	府域の震度（推定含）	大阪市を中心とした震央距離（km）	府域の被害の概要
887年8月26日	南海道沖	8～8.5	-	190	津波による死者多数
1361年8月3日	南海道沖	8 1/4～8.5	-	190	四天王寺倒壊、津波による死者数百名
1510年9月21日	摂津河内	6.5～7	-	20	河内藤井寺、その他2社倒壊。人家の被害多数
1579年2月25日	摂津	6.0	-	5	四天王寺の鳥居崩壊
1596年9月5日	京都及び畿内（伏見地震）	7 1/2	4	30	堺で死者600人、大阪も人家被害多数
1662年6月16日	琵琶湖西岸	7 1/4～7.6	5	80	高槻城、岸和田城破損。大阪で若干の死者
1707年10月28日	宝永地震（東南海道沖）	8.6	6	180	大阪で死者約750人、他に津波により死者多数、船舶被害1,300、落橋50
1854年12月23日	安政東海地震	8.4	5	220	大阪で倒壊200軒
1854年12月24日	安政南海地震	8.4	5～6	150	津波による死者多数、船舶被害1,800、落橋10
1891年10月28日	濃尾地震	8.0	5	150	死者24人、負傷者94人、全壊1,011、半壊708
1899年3月7日	紀和地震	7.0	4	70	大阪砲兵工廠、小学校等損傷
1927年3月7日	北丹後地震	7.3	4	110	死者21人、負傷者126人、全壊127、半壊117
1936年2月21日	河内大和地震	6.4	5	25	死者8人、負傷者52人、全壊18、半壊89

年月日	名称又は 震央の地名	マグニチュード	府域の震度 (推定含)	大阪市を中心 とした震央距 離 (km)	府域の被害の概要
1944年12月7日	東南海地震	7.9	4	130	大阪市内で死者6人、負傷者120人、全壊122、半壊(小破を含む) 2,500
1946年12月21日	南海地震	8.0	4	185	死者32人、負傷者46人、全壊261、半壊217
1952年7月18日	吉野地震	6.7	4	30	死者2人、負傷者75人、全壊9、半壊7
1995年1月17日	兵庫県南部地震	7.3	4	45	死者31人、負傷者3,589人、全壊895棟、半壊7,232棟
2013年4月13日	淡路島地震	6.3	5	70	負傷者34人、全壊6棟、半壊66棟

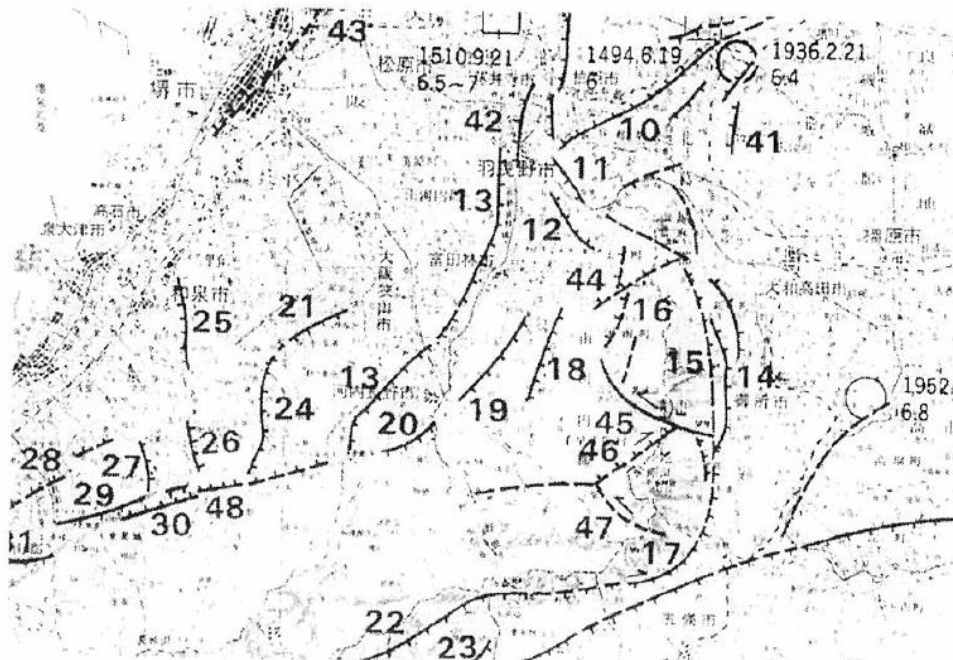
## I-2 市域の活断層

市域に分布する活断層は、次のとおりである。

表－1 市域の活断層の状況

番号	断層名	确实度	活動度	長さ	走向	断層変位	平均変位速度
13	羽曳野撓曲	I	B	14km	北北東	西	—
18	神山撓曲	I	C	4 km	北北東	西	—
19	金胎寺山撓曲	I	C	4 km	北東	西	—
确实度	I は确实な活断層 II は活断層であると推定されるもの III は活断層の可能性のあるもの						
活動度	A は平均変位速度が1m/1000年以上、10m/1000年未満のもの B は0.1m/1000年以上1m/1000年未満のもの C は0.01m/1000年以上0.1m/1000年未満のもの						
走向 断層変異	断面の伸びている方向 断面によるずれの量 (m) を示す。表示している側が上昇側で、右は右横ずれの水平移動を示す。						
撓曲 (とうきょく)	断層運動により基盤が変異したために、その上の堆積物が屈曲している構造をいう。 (平野部などの厚い堆積物を覆われた地域では、地下部の岩盤上では食い違いを生じていても、その変異が地表まで伝わらず、屈曲するのみになっている場合が多い。)						

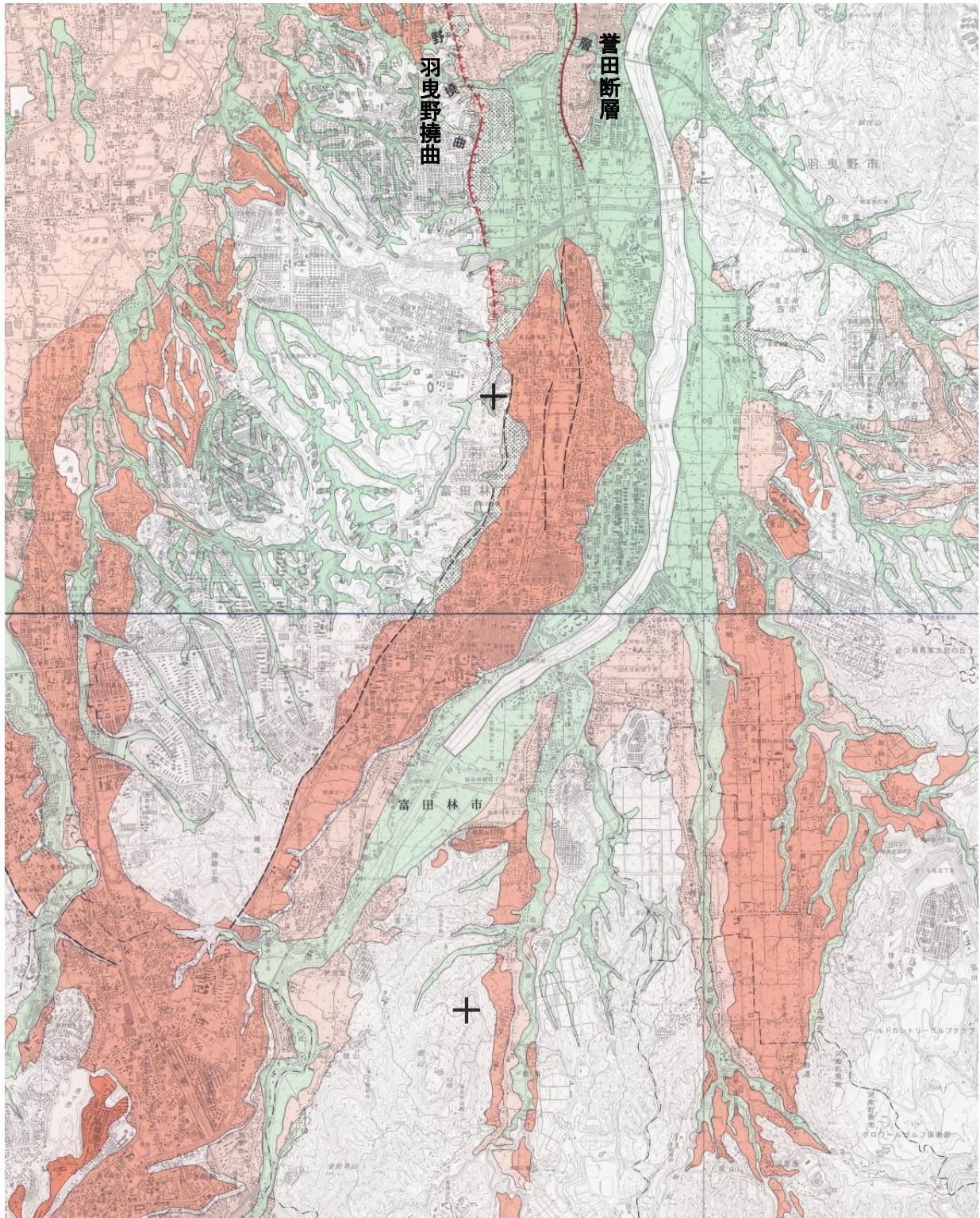
(新編日本の活断層, 1991より)



「新編日本の活断層」による活断層 (東京大学出版会)



都市圏活断層図



国土地理院（平成26年11月）

## I-3 大阪府地震被害想定調査の概要

### 1 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）概要（平成19年3月）

#### （1）調査目的

兵庫県南部地震を契機に実施された前回調査（大阪府地震被害想定調査報告書、平成9年3月）は、内陸直下型地震を想定した地震防災対策を検討し、地域防災計画を見直すために、当時最新の情報、技術と知見により地震現象と災害規模を想定したものであった。そしてその後約10年間においては、以下のような調査等を実施し、地震現象を評価するための基礎情報の充実に努めてきた。

- ・ 上町断層帯に関する調査（平成8-10年度）
- ・ 大阪平野の地下構造調査（平成14-16年度）
- ・ 東南海・南海地震津波対策検討（平成15-16年度）

今回調査は、これらの情報を基礎に、最新の知見と技術に基づいて地震現象（地震ハザード）を想定し、地域の地盤環境や社会・生活環境の災害脆弱性を綿密に把握したうえで、このような大規模地震が発生した場合に府域が被る物的・人的被害、ライフラインの途絶等の様相を予測し、経済的な影響量を把握するとともに、大阪府地域防災計画の改正等、今後の防災対策を進めるにあたって必要となる基本的な考え方を検討するために実施したものである。

#### （2）前提条件

ア 想定地震（海溝型地震は平成26年に新たな被害想定が公表されているため除く。）

大阪府域への影響が考えられる内陸断層および東南海・南海地震について、地震動予測の中で段階的な検討を行い、最終的に以下の5断層の地震を対象とした。

内陸直下型地震

- ① 上町断層帯地震
- ② 生駒断層帯地震
- ③ 有馬高槻断層帯地震
- ④ 中央構造線断層帯地震

#### イ 想定時期

想定時期は、地震火災や人的被害等で影響の大きい「冬季の夕刻」を基本とし、季節・時間帯による災害事象への影響を考慮した検討も加えた。比較対象とした時間帯は次のとおりである。

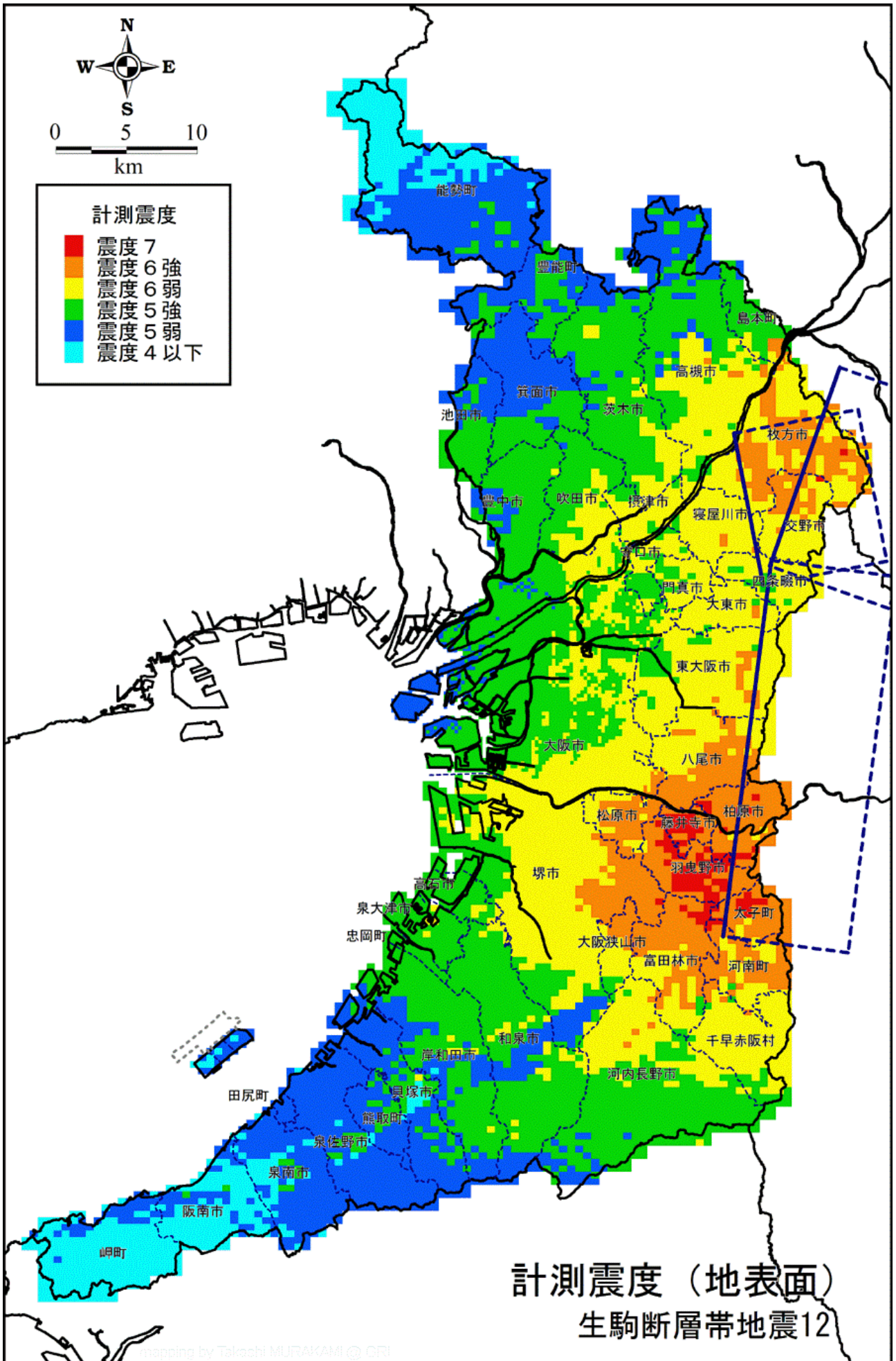
- a) 早朝（AM5:00頃）…人の活動がほとんどない時間帯
- b) 昼間（PM2:00頃）…日常の活動時における平均的な人口分布の時間帯
- c) 夕刻（PM6:00頃）…通勤・通学の移動人口が多く、火器使用率も高い時間帯

ウ 想定項目

調査項目と想定単位

調査項目		調査内容	想定単位
地震ハザード (地震現象)	地震動	計測震度等	500mメッシュ (大阪市域は250m) 沿岸域
	液状化	液状化危険度等	
	津波	津波高、到達時間、津波浸水等	
物的被害	建物被害	全壊・半壊棟数、層破壊棟数	市町村単位等
	地震火災	炎上出火件数、延焼範囲等	市町村単位等
	危険物	可燃性物質等	市町村単位等
	斜面災害	斜面災害危険箇所等	市町村単位等
機能障害	交通機能	緊急交通路機能障害等	府域
	ライフライン機能	影響人口、復旧期間等	市町村単位等
人的被害		死者・負傷者数等	市町村単位等
経済的影響		直接被害、間接被害	府域





## 2 南海トラフ巨大地震被害想定結果（南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会報告）

（平成25年8月）

### （1）被害想定概要

南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会において、科学的、客観的な立場から南海トラフ巨大地震に対する災害対策等を検討することを目的とし、最新の知見を有する学識経験者参画のもと、大阪府防災会議に「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」を設置し、津波浸水想定を実施した。

（具体的検討項目）

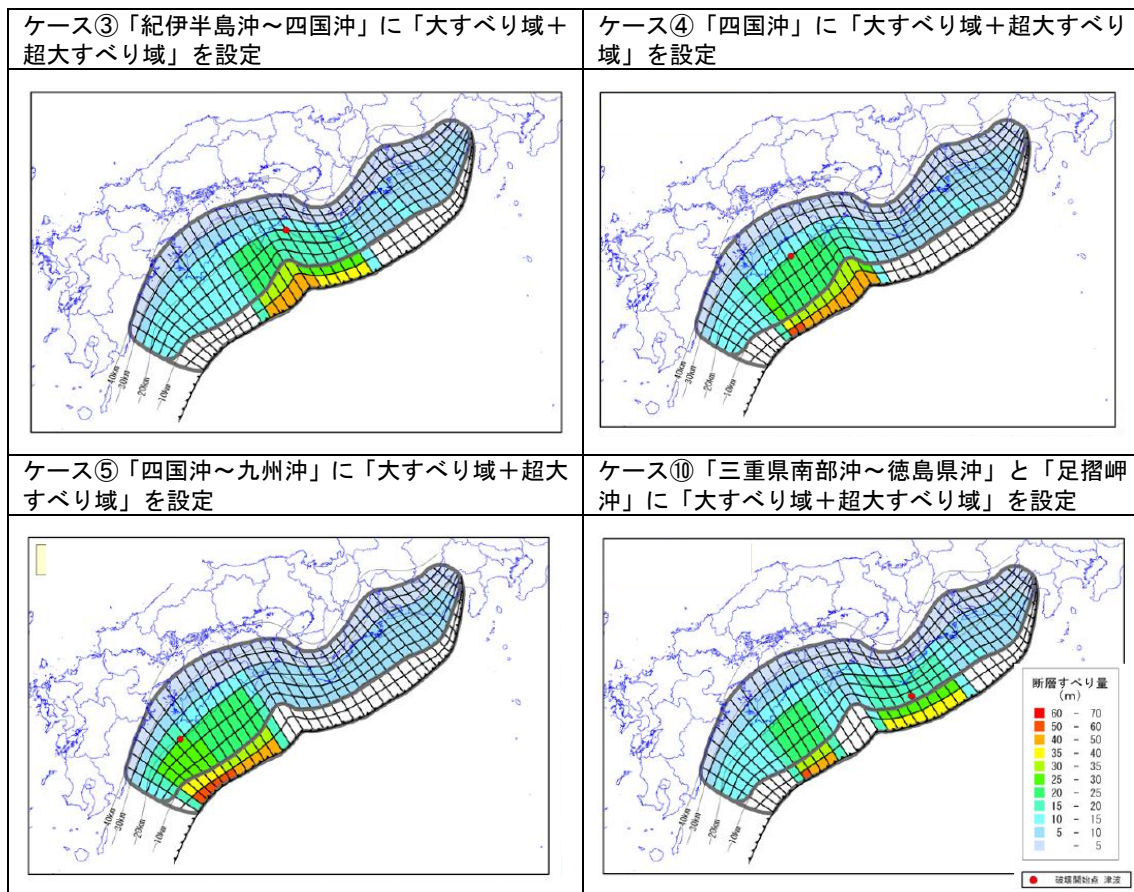
- ・ 国の被害想定を検証
- ・ 府内市町村ごとの詳細な被害想定（地震動、津波の高さ、人的被害、建物被害等）
- ・ 被害想定に対する災害対策の方向性

### （2）前提条件等

#### ア 検討条件

想定した地震のマグニチュードは「 $M_w=9.1$ 」とし、津波断層モデルは、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11ケースから大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられる4つのモデルを選定した。

ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の開閉状況に応じた3つのシミュレーション結果を重ね合わせた。



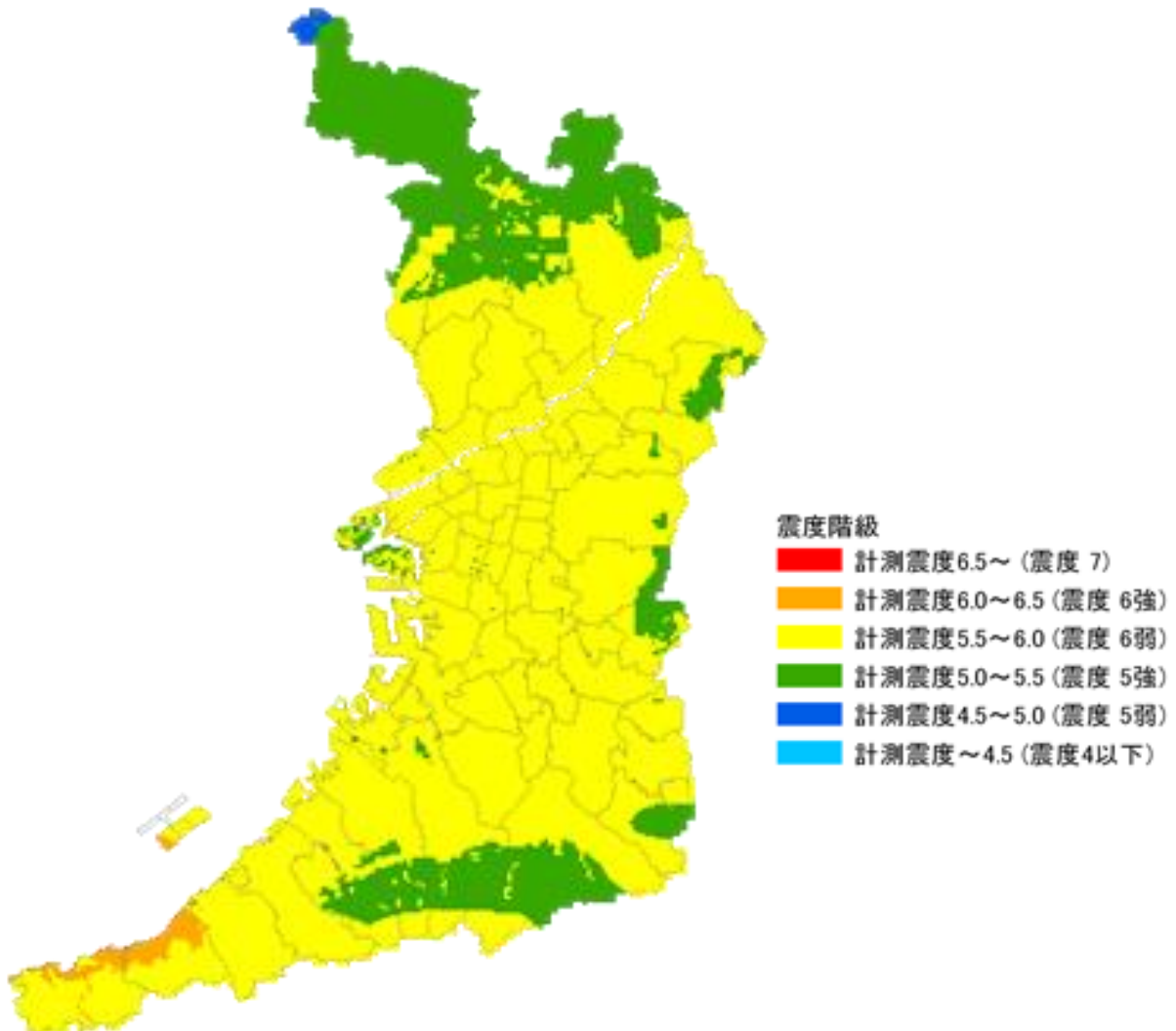


また、構造物条件としては、以下に設定された。

- ・防潮堤等：耐震や液状化に対する技術的評価結果を踏まえた沈下量を考慮する場合及び、沈下しない場合を設定
- ・水門・陸閘等：常時閉鎖の施設は閉条件とし、これ以外は開放・閉鎖を設定
- ・建築物：建物の代わりに津波が遡上する時の粗度（津波が侵入するときに阻害される度合）を設定

#### イ 検討項目

- ・津波高：各市町村の最大値、および全体を概観できるように平均値でも整理
- ・津波到達時間：1m、3m、5m、10m、20mの津波高を到達時間ごとに整理
- ・浸水域
- ・震度分布



## I-4 防災関係機関等連絡窓口

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
富田林市消防本部	通信指令室	富田林市甲田 1-7-1	0721-23-1123

大阪府	通信窓口	所在地	電話番号	
			昼間	夜間
政策企画部	危機管理室	大阪市中央区大手前 3	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6022	06-6944-6022
	政策企画 総務課	大阪市中央区大手前 2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6060	06-6944-6060

大阪府 広域防災拠点	所在地	電話番号
北部広域防災拠点	吹田市千里万博公園 5-5	06-6878-4652
中部広域防災拠点	八尾市空港 1-209-7	072-991-0120
南部広域防災拠点	泉南市りんくう南浜 2-14	072-484-5330

南河内地域	通信窓口	所在地	電話番号	
			昼間	夜間
富田林市	市長公室 危機管理室	富田林市常盤町 1-1	(代)0721-25-1000	0721-25-1000
河内長野市	危機管理課	河内長野市原町 1-1-1	(代)0721-53-1111	0721-53-1111
松原市	市長公室 危機管理課	松原市阿保 1-1-1	(代)072-334-1550 (直)072-337-3151	072-334-1550
羽曳野市	市長公室 危機管理室	羽曳野市誉田 4-1-1	(代)072-958-1111 (直)072-956-0119	072-958-1111
藤井寺市	危機管理室	藤井寺市岡 1-1-1	(代)072-939-1111 (直)072-939-1190	072-939-1111
大阪狭山市	防災・防犯 推進室	大阪狭山市狭山 1-2384-1	(代)072-366-0011	072-366-0011
太子町	まちづくり 推進部 危機管理課	南河内郡太子町大字 山田 88	(代)0721-98-0300 (直)0721-98-5525 0721-98-0300	0721-98-0300
河南町	総合政策部 危機管理室	南河内郡河南町大字 白木 1359-6	(代)0721-93-2500	0721-93-2500
千早赤阪村	総務課	南河内郡千早赤阪村 大字水分 180	(代)0721-72-0081	0721-72-0081

(資料)「大阪府地域防災計画資料編(平成31年3月修正)」

## I-5 防災関係機関通信窓口

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号			大阪府防災行政無線 ・防災専用電話 ・内線電話 ・防災専用FAX
			代表	直通	夜間	
(国関係)						
消防庁	応急対策室	東京都千代田区霞が関 2丁目1-2	—	03-5253- 7527	03-5253- 7777	198-90-49013 — —
(指定地方行政機関)						
近畿地方整備局	災害対策室	大阪市中央区大手前1丁目5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6942- 1141	06-4790- 7520	06-4790- 7520	820-8930, 8931 — 820-8830
大阪管区气象台	気象防災部 予報課	大阪市中央区大手前4丁目1-76 大阪合同庁舎4号館	06-6949- 6303	06-6949- 6313	06-6949- 6303	816-8930 — 816-8830
近畿農政局	大阪府拠点 地方参事官室	大阪市中央区大手前1丁目5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6943- 9691	06-6941- 9062	—	804-8900 — 804-8800
近畿総合通信局	総務部 総務課	大阪市中央区大手前1丁目5-44 大阪合同庁舎1号館	—	06-9642- 8503	—	818-8920 — 818-8820
(自衛隊関係)						
陸上自衛隊 第三師団	第3部防衛班	兵庫県伊丹市広畑1-1	072-781- 0021		072-781- 0021	823-0, 823-1 823-5
陸上自衛隊 第37普通科連隊	第3科事務室	大阪府和泉市伯太町	0725-41- 0090	—	—	825-0, 825-1 825-5
(府警察)						
大阪府警本部	警備部警備課	大阪市中央区 大手前3-1-11	06-6943- 1234	—	06-6943- 1234	—

(資料)「大阪府地域防災計画資料編(平成31年3月修正)」

大阪府ホームページ

国土交通省近畿地方整備局ホームページ



# I-7 富田林市防災会議条例

## 富田林市防災会議条例

昭和38年6月19日  
条例第14号

### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、富田林市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事業事務及び組織並びに会長、委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 富田林市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

### (会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者1人以内
  - (2) 大阪府知事の内部職員のうちから市長が委嘱する者3人以内
  - (3) 大阪府警察の警察官のうちから市長が委嘱する者2人以内
  - (4) 市長がその内部の職員のうちから指名する者20人以内
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者5人以内
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者6人以内
- 6 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は再任されることができる。

### (専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び防災に関して学識経験のある者の中から市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

### (報酬)

第5条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例(昭和51年条例第20号)による。

- 2 前項の報酬は、出席日数に応じて支給する。
- 3 委員等のうち市に勤務する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第6条 委員等で職務を行なうため要した経費は、その費用弁償として特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償支給条例に準じて支給し、一般職の職員である委員については、富田林  
市職員旅費支給条例(昭和52年条例第5号)により旅費を支給する。

(支給方法)

第7条 報酬及び費用弁償の支給方法に関しては、市職員の例による。

(議事等)

第8条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は  
会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和41年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(平成6年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第3号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

1 第1条の規定による改正後の富田林市防災会議条例第3条第5項第8号において最初に任命された  
委員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

富田林市防災会議 委員一覧

(平成31年4月現在)

号数	役職／所属
会長	富田林市長
第2号委員	大阪府富田林土木事務所長
	大阪府富田林土木事務所地域防災担当参事兼地域支援・企画課長
	大阪府富田林保健所企画調整課長
第3号委員	富田林警察署長
第4号委員	副市長
	副市長
	市長公室長
	危機管理官
	総務部長
	税務担当官
	市民人権部長
	子育て福祉部長
	子育て福祉部付け部長
	健康推進部長
	まちづくり政策部長
	産業環境部長
	上下水道部長
	教育総務部長
	教育総務部付け部長
	生涯学習部長
	議会事務局長
	選管・監査・公平・固定資産税評価審査委員会事務局長
幼稚園園長会会長	
第5号委員	教育長
第6号委員	消防長
	富田林市消防団長
第7号委員	一般社団法人富田林医師会会長
	西日本電信電話株式会社大阪支店設備部長
	関西電力株式会社大阪支社東大阪統括長
	近畿日本鉄道株式会社古市駅長
	大阪ガス株式会社南部導管部導管計画チームマネージャー
第8号委員	富田林市自主防災組織連合会会長
	社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会富田林病院看護部長
	社会福祉法人富田林市社会福祉協議会地域支援課課長補佐
	富田林市老人クラブ連合会会長
	富田林市身体障害者福祉協会副会長

## I-8 富田林市災害対策本部条例

### 富田林市災害対策本部条例

昭和38年6月19日

条例第15号

#### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、富田林市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所属する職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長をたすけ災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

#### (部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部をおくことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は災害対策本部長が指名する。

3 部に部長をおき、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

#### (雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成10年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成24年条例第23号)抄

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。



## Ⅱ〔災害予防対策〕

### Ⅱ-1 災害時における各課の配備職員数

#### 1 災害対策本部：自動参集基準

(平成31年4月現在)

配備体制		警戒配備	A号配備	B号配備	C号配備
参集基準	地震	震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱以上
	風水害	気象警報発表 (2班体制)	参集連絡後	参集連絡後	参集連絡後
人員	本部長、副本部長	2人	4人	4人	4人
	本部員	9人	17人	17人	17人
	職員	52人 消防本部除く	90人 消防本部除く	229人 消防本部除く	必要最低限の 通常業務を行 う人員以外
	現地配備員	—	—	76人	76人
対象職員数：17人+856人=873人					

2 災害対策本部：配備体制及び事務分掌

(平成31年4月)

災害対策本部		本部	本部員	部	課	警戒	A号	B号	事務分担
部	班								
総括部			災害警戒本部員						<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急対策実施の総括に関する事</li> <li>・所属部の統括に関する事</li> </ul>
	本部事務局	5	1 危機管理官	市長公室	5 危機管理室	5	5	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部の活動計画の総合調整に関する事</li> <li>・被害状況の総括及び報告に関する事</li> <li>・災害救助法の適用申請に関する事</li> <li>・防災関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>・防災行政無線の運用に関する事</li> </ul>
総務情報部	受付・管財班	8	2 市長公室  総務部	総務部	9 総務課	1	2	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の収集に関する事</li> <li>・市民からの相談や通報受付に関する事</li> <li>・災害情報の記録、整理に関する事</li> <li>・車両の確保、配車に関する事</li> <li>・市有財産の被害状況調査及び復旧に関する事</li> <li>・災害対策の予算措置に関する事</li> <li>・災害救助法の適用申請に関する事</li> <li>・災害応急対策資材、用品の調達に関する事</li> <li>・緊急時における業者への応援要請に関する事</li> <li>・国及び府等の被災地視察に関する事</li> <li>・職員の召集、現況把握に関する事</li> <li>・災害対策要員の確保、出勤状況把握に関する事</li> <li>・職員の災害補償、給与、手当に関する事</li> <li>・災害情報の公開及び報道機関との連絡に関する事</li> <li>・庁内情報システムの現状把握及び応急対策に関する事</li> <li>・帰宅困難者支援施設(きらめきファクトリー)への情報伝達</li> </ul>
	財務班	2			9 行政管理課	1	2	4	
	資材班	5	6 財政課			2	2		
	渉外班	3	10 契約検査課		1	2	5		
	人事班	4	市長公室	5 秘書課	1	3	3		
	広報記録・情報通信班	10		9 人事課	1	3	4		
				8 情報公開課	1	2	4		
				9 政策推進課		3	4		

災害対策本部		本部	本部員	部	課	警戒	A号	B号	事務分担
部	班								
					4 都市魅力創生課		1	2	
	施設班 2			市民人権部	7 金剛連絡所			2	
避難所運営部	避難収容第1班 18	4 教育総務部 生涯学習部 総務部	教育総務部	教育総務課			2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所が利用可能であるか確認を行うこと</li> <li>・避難所の開設運営に関すること</li> <li>・避難所収容者の救護及び調査に関すること</li> <li>・避難者に対する炊き出し等救護に関すること</li> <li>・避難者への食糧・救助物資の配給に関すること</li> <li>・施設の管理及び被害状況調査並びに緊急措置に関すること</li> <li>・教育機能の復旧に関すること</li> <li>・児童・生徒の避難救助に関すること</li> <li>・被災児童・生徒に対する学用品の調達及び支給に関すること</li> <li>・罹災証明書の発行に関すること</li> <li>・義援物資の受領、保管に関すること</li> <li>・災害時の食糧、生活必需品等救助物資の調達及び輸送に関すること</li> </ul>	
			市民人権部	16 市民窓口課			7		
			健康推進部	17 保険年金課			9		
	生涯学習部		14 生涯学習課			6			
			6 中央公民館			2			
			1 東公民館			1			
			1 金剛公民館			1			
			4 中央図書館			2			
			7 金剛図書館			2			
	子育て福祉部		4 児童館			2			

災害対策本部		本部	本部員	部	課	警戒	A号	B号	事務分担
部	班								
				市民人権部	6 人権文化センター			2	
	避難所確認班 2			教育総務部	教育総務課 5 施設係 23 環境整備係			2	
	避難収容食糧班 2				8 学校給食課			2	
	教育班 8				14 教育指導室			8	
	文化班 3				生涯学習部			3	
	調査班 5			総務部	29 課税課			5	
	物資班 6				11 納税課			5	
					3 債権管理課			1	

災害対策本部		本部	本部員	部	課	警戒	A号	B号	事務分担			
部	班											
要 支 援 者 対 策 部	救援救護第1班 23	6	子育て福祉部	子育て福祉部	10	地域福祉課	1	2	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者の救援救護に関する事</li> <li>・避難行動要支援者施設等の連絡、安全確保に関する事</li> <li>・福祉避難所の開設運営に関する事</li> <li>・要配慮者の救援救護に関する事</li> <li>・避難者の誘導に関する事</li> <li>・町会、自治会との連絡調整及び協力要請に関する事</li> <li>・ボランティアの対応及び協力要請に関する事</li> <li>・慰労金の支給及び災害救護資金の貸付に関する事</li> <li>・災害生業資金の貸付調査に関する事</li> <li>・災害見舞金等の支給に関する事</li> <li>・生活保護世帯等の雇災状況調査に関する事</li> <li>・赤十字奉仕団との連絡調整及び義援金に関する事</li> <li>・救急医療対策会議の設置運営に関する事</li> <li>・応急救護所の設置に関する事</li> <li>・医療、助産の実施に関する事</li> <li>・医師会、病院との連絡調整に関する事</li> <li>・医療・助産薬品の調達、整備に関する事</li> <li>・疾病、負傷者の収容及び調査に関する事</li> <li>・保育所等の連絡、安全確保、施設の管理に関する事</li> <li>・施設の管理及び被害状況調査並びに緊急措置に関する事</li> </ul>		
					2	広域福祉課						
					28	生活支援課	1	1	12			
				健康推進部								
				市民人権部								
				議会事務局	市民人権部	5	人権政策課		1		2	
				委員会事務局	会計室	5			1		1	
			議会事務局	7			1	1				
				総合事務室	6			2	2			
		救援救護第2班 19		子育て福祉部	子育て福祉部	16	障がい福祉課		1		4	
	健康推進部					24	高齢介護課		1	11		
						10	福祉医療課		1	4		
	医療救護班 7				20	健康づくり推進課		1	7			

災害対策本部		本部	本部員	部	課	警戒	A号	B号	事務分担
部	班								
	救援救護連絡班 3			市民人権部	8 市民協働課		1	3	
	施設班 8			子育て福祉部	31 こども未来室	2	3	8	
対策パトロール部	土木班 20	3	まちづくり政策部  産業環境部  上下水道部	まちづくり政策部	23 道路交通課	7	10	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、橋梁等施設の被害状況調査及び作業隊の編成並びに応急対策に関する事</li> <li>・交通機関との連絡調整に関する事</li> <li>・道路通行規制実施に関する事</li> <li>・住宅造成地の点検に関する事</li> <li>・被災建築物・宅地等の応急危険度調査に関する事</li> <li>・応急仮設住宅、応急避難収容施設の確保に関する事</li> <li>・住宅応急修理の相談に関する事</li> <li>・市営住宅の総合的な被害状況調査及び緊急措置に関する事</li> <li>・下水道等排水施設の被害状況の調査及び応急対策に関する事</li> <li>・下水処理施設関係機関との調整に関する事</li> <li>・仮設便所の設置に関する事</li> <li>・河川、水路、ため池等の農業用施設、公園の被害状況調査及び応急対策に関する事</li> <li>・急傾斜地、土石流等の危険箇所の監視及び警戒に関する事</li> <li>・危険河川水域の監視及び警戒に関する事</li> <li>・水利組合及び関係機関との調整に関する事</li> </ul>
				12 まちづくり推進課	2	2	6		
				2 広域まちづくり課					
	建築班 5				10 住宅政策課	2	2	5	
	河川水利・環境班 6			産業環境部	14 みどり環境課	3	4	6	
	農政班 5				7 農業振興課			4	
				総合事務室	3 農業委員会			1	
下水道班 10	上下水道部	14 下水道課	5	9	10				

災害対策本部		本部	本部員	部	課	警戒	A号	B号	事務分担
部	班								
	水道班 4				一 上下水道総務課	1	1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害発生の予防及び処置に関する事</li> <li>・農林畜産物関係の被害状況調査に関する事</li> <li>・農林業者への災害融資斡旋に関する事</li> </ul>
					一 水道工務課	3	3	3	
環境部	衛生班 6	一 市民人権部  産業環境部	市民人権部	35 衛生課	2	4	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害による廃材・ガレキ等の処理計画に関する事</li> <li>・防疫対策及び清掃(ゴミ・し尿)の実施に関する事</li> <li>・一類感染症等患者発生に対する措置に関する事</li> <li>・防疫薬品及び防疫資材の調達、整備に関する事</li> <li>・遺体の収容及び埋葬火葬に関する事</li> <li>・公害発生の予防及び処置に関する事</li> <li>・災害時における衛生対策や消毒の実施に関する事</li> <li>・商工業関係の被害状況調査に関する事</li> <li>・商工業者への災害融資斡旋に関する事</li> <li>・災害時における米穀及び食糧・生活必需品の調達に関する事</li> <li>・総務情報部の応援</li> </ul>	
	商工班 2			産業環境部	7 商工観光課				2
消防本部	消防本部	1 消防長	消防本部	9 消防総務課 9 予防課 7 警備救急課 9 指令課 56 警防1課2課 21 金剛分署				<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防・水防活動の実施に関する事</li> <li>・危険物災害応急対策に関する事</li> <li>・救出救助業務並びに行方不明者の捜査に関する事</li> <li>・被害地の整理等に関する事</li> <li>・自主防災組織との連絡調整に関する事</li> <li>・消防団との連絡調整に関する事</li> </ul>	

災害対策本部		本部	本部員	部	課	警戒	A号	B号	事務分担
部	班								
水道部	本部総務班 2	一	上下水道部	上下水道部	10 上下水総務課		1	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機状況の確認及び整理、応援要請並びに広報活動に関すること</li> <li>・断水時の現地広報及び応援広報に関すること。</li> <li>・送配水管の被害状況の調査に関すること</li> <li>・復旧に係る資材等の調達、送配水管の応急復旧活動及び復旧後の配水に関すること</li> <li>・断水状況の把握、応急給水及び計画の策定に関すること</li> <li>・応急給水、広報活動に関すること</li> <li>・浄水場及び浄水施設の被害状況の調査及び復旧、応急給水に関すること</li> <li>・水質検査及び安全確認、応急給水に関すること</li> </ul>
	広報班 1								
	調査班 2					1	2		
	復旧配水班 1						1		
	給水班(計画担当) 1						1		
	拠点給水活動担当				給水班 1			1	
浄水班 1				1					
水質班 1				1					
				子育て福祉部	123	保育園			
				教育総務部	33	幼稚園			



## Ⅱ-2 大阪府選定の防災拠点一覧表

区分	対象地区	所在地
広域防災拠点	1 大阪北部	吹田市千里万博公園 5-5
	2 大阪中部（八尾空港周辺）	八尾市空港 1丁目 209-7
	3 大阪南部（りんくうタウン）	泉南市りんくう南浜 2-14
後方支援 活動拠点	※1 日本万国博覧会記念公園	吹田市千里万博公園 1-1
	※2 服部緑地	豊中市服部緑地 1-1
	3 大阪城公園	大阪府中央区大阪城
	4 鶴見緑地	大阪府鶴見区緑地公園
	5 長居公園	大阪府東住吉区長居公園
	※6 寝屋川公園	寝屋川市寝屋川公園 1707
	※7 久宝寺緑地	八尾市西久宝寺 323
	8 山田池公園	枚方市山田池公園 1-1
	※9 大泉緑地	堺市北区金岡町 128
	10 錦織公園	富田林市錦織 1560
	11 蜻蛉池公園	岸和田市三ヶ山町大池尻 701

※ 陸上部隊の集結場所候補地

（資料）「大阪府地域防災計画資料編（平成31年3月修正）」

## II-3 緊急消防援助隊の概要

緊急消防援助隊は、平成7年（1995年）阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設され。平成15年6月の消防組織法改正により、緊急消防援助隊が法制化（平成16年4月施行）されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権が創設された。総務大臣が「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」を策定、それに基づき、消防庁長官が部隊を登録している。

### —実災害での活動実績から、さらなる迅速・的確な広域対応体制の拡充の必要性を認識—

平成23年(2011年) 東日本大震災



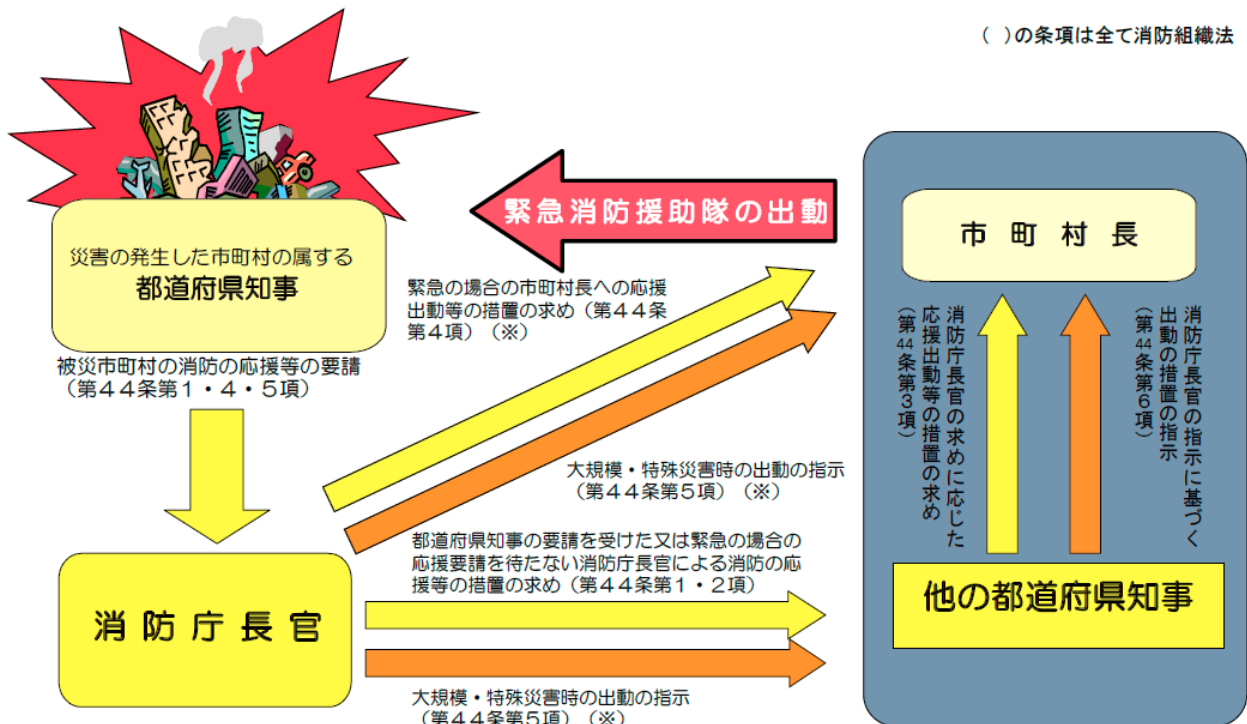
平成28年(2016年) 平成28年熊本地震



平成28年(2016年) 台風第10号による災害



※ 過去の出動実績⇒34災害（うち平成16年4月以降は24災害に出動）（平成29年8月1日現在）



(※)都道府県知事の要請を受けた場合(第44条第1項)と、緊急の場合で都道府県知事の要請を待たない場合(第44条第2項)がある。

(資料) 総務省消防庁ホームページ

## Ⅱ-4 緊急消防援助隊受援計画の概要

### 第1章 総則

#### 1 趣旨

この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第36条の規定に基づき、大阪府（以下「府」という。）が緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

#### 2 用語の定義

この計画において、使用する用語の定義は、要請要綱第2条及び大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱（平成20年7月1日付け消防応第104号。以下「迅速出動要綱」という。）2に定めるところによる。

### 第2章 応援要請

#### 1 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援要請は、次による。

- (1) 被災地の市町村長（以下「被災地の長」という。）は、自らの市町村の消防力及び大阪府内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、知事に直ちにその旨連絡するものとする。この場合における連絡は、電話等による口頭によるものとし、次のアに掲げる情報を連絡するものとする。なお、知事と連絡が取れない場合は、直接消防庁長官（以下「長官」という。）に対して、要請するものとし、イに掲げる情報についても可能な限り連絡する。

##### ア 第1報として必要な情報

- (ア) 災害発生日時
- (イ) 災害発生場所
- (ウ) 災害の種別・状況
- (エ) 人的・物的被害の状況
- (オ) 応援要請日時
- (カ) 必要応援部隊
- (キ) その他必要な情報（必要資機材、装備等）

##### イ 応援部隊が出動するまでに必要な情報

- (ア) 応援部隊の集結場所及び到達ルート
- (イ) 指揮体制及び無線運用体制
- (ウ) 気温、積雪その他の参考となる情報

- (2) 知事は、被災地の長の連絡を受け、消防組織法第44条に基づき、緊急消防援助隊の応援が必要であると認められる場合は、速やかに消防庁長官に応援を要請するものとする。

（知事は、被災地の長から連絡がない場合であっても要請する場合がある。）

注・情報については、周囲の状況等から可能な限り収集した範囲のものであっても構わず、判明次第追加的に連絡し、応援要請の時期を失することのないように留意するものとする。

- ・大阪府においても(1)ア及びイに掲げる情報については、被災地の周辺市町村等から積極的に収集するものとする。

2 応援要請等窓口

応援要請等に係る連絡窓口は、次のとおりである。

(1) 消防庁の連絡窓口は、次のとおりである。

消防庁	時間帯	連絡・要請窓口	電話番号	F A X 番号	無線呼出名称
広域応援室	昼間		N T T 03-5253-7527	N T T 03-5253-7552	
	夜間		N T T 03-5253-7777	N T T 03-5253-7553	
			無線 198-90-49013	無線 198-90-49033	

(2) 大阪府の連絡窓口は、次のとおりである。

大阪府	時間帯	連絡・要請窓口	電話番号	F A X 番号	無線呼出名称
危機管理室	昼間	危機管理室 消防保安課	N T T 06-6944-6458 06-6944-3947 無線 200-4874	N T T 06-6944-6654  無線 220-8821	
	夜間	危機管理室 当直室	N T T 06-6944-6021 無線 200-8921		

(3) 府内の消防本部の連絡窓口は、別表 1（略）のとおりである。

(4) 府内に対する緊急消防援助隊の第一次出動府県隊の属する都道府県及び当該府県代表消防機関連絡窓口は、別表 2（略）のとおりである。

### 第3章 消防応援活動調整本部等

#### 1 消防応援活動調整本部等

消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）等の運営は次のとおりとする。

(1) 消防組織法第44条の2に基づき大阪府知事（以下「知事」という。）が調整本部を設置する場合は、原則として大阪府危機管理室（以下「危機管理室」という。）に設置し、次の者で構成する。本部長は知事とし、副本部長には危機管理室長を充てるものとする。

ア 大阪府職員（危機管理室消防保安課長及び同課参事又は課長補佐）

イ 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員

- ・代表消防機関（大阪市消防局警防部警備方面隊長）
- ・代表消防機関代行（警防課参事）

ウ 被災地派遣職員（当該市町村を管轄する消防本部の職員）

エ 航空隊隊員

オ その他調整本部長が必要と認める者

本 部 名	本部設置場所	連絡先
大阪府 消防応援活動調整本部	大阪市中央区 大手前3丁目1番43号 大阪府庁新別館北館2階 大阪府防災センターB	N T T 電話 06-6944-6458 06-6944-3947 N T T F A X 06-6944-6654
		無線電話 200-4874・4876・4868 無線 F A X 220-8820・8821

(2) 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、速やかに長官に報告するものとする。

(3) 危機管理室消防保安課参事又は同課課長補佐（以下「消防保安課参事等」という。）及び大阪市消防局警防部警備方面隊長は、府内で大規模災害が発生した場合は、調整本部の設置の有無にかかわらず、直ちに緊急消防援助隊の要請及び受入等について協議し、必要な事項について、消防庁に連絡（電話による口頭又は要綱別記様式1-1（略）のFAX送付）するものとする。

(4) 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い、調整本部を廃止した場合には、その旨を長官に連絡するものとする。

### 第3章(9)

調整本部は、府災害対策本部、広域防災連絡会議及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 被害状況、府が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、府内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の府内での部隊移動に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 府内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
- (6) 府災害対策本部に設けられた航空運用調整班との活動調整に関すること。
- (7) 府災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

## 2 航空部隊の統制

複数の航空部隊が活動することとなる場合は、大阪市消防局航空隊長が指揮支援本部、調整本部等と連携を密にして、活動の統制に努めるものとする。

## 3 指揮支援部隊及び指揮支援部隊代行

指揮支援部隊及び指揮支援部隊代行については、次のとおりである。

- (1) 被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括する指揮支援部隊長の所属する消防本部は、大阪市消防局（大阪市西区九条南1-12-54）とする。
- (2) (1)が被災等により任務が遂行できない場合の指揮支援部隊長代行の所属する消防本部は、京都市消防局（京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地の2）とする。

## 4 無線運用体制

無線の運用体制については、次によるものとする。

- (1) 要綱第22条第1項第3号に基づき、使用チャンネルの指定その他無線の統制については、指揮支援部隊長が行うものとする。
- (2) 府内の消防機関の使用無線周波数は、別表3（略）のとおりである。
- (3) 府内のヘリコプターテレビ電送装置受信装置は、別表4（略）のとおりである。

## 第4章 応援部隊の集結場所等

### 1 集結場所の選定

応援部隊の集結場所は、原則として、災害対策課参事等及び大阪市消防局警防部警備方面隊長が被災地、関係機関等と協議し選定するものとする。（選定に際しては、住民の避難状況、警察、自衛隊等の応援部隊を勘案するものとする。）

### 2 陸上部隊の集結場所

陸上部隊に係る集結場所は、次によるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊の応援部隊の集結場所は、大阪府地域防災計画に定めるところにより府立消防学校、広域防災拠点及び後方支援活動拠点（別表5-1（略））その他効果的な消防活動を期待できる場所のうちから選定するものとする。（地震に係る広域応援部隊（全体）集結場所候補

地別表５－２（略）についても参考とする。）

- (2) 各消防機関においては、別表５－１（略）に記載する場所以外の場所について、被災地となった場合に応援部隊が活動の拠点とするための地域防災拠点についても把握し、関係機関と調整等するものとする。（災害状況によっては、応援部隊の直接の集結場所となる場合もある。）
- (3) (1)の集結場所については大阪府において、(2)の集結場所については管轄する消防本部において、当該場所に応援部隊を受け入れることが決定した場合に速やかに、開錠作業等の受入準備を行うことができるよう施設管理者等と調整しておくものとする。

### 3 航空部隊の集結場所

航空部隊の集結場所は、大阪府地域防災計画に記載する大阪府選定の輸送基地の中から選定する。（別表６（略））

### 4 航空部隊離着陸場

航空部隊の離着陸場は大阪府地域防災計画に記載の災害時用臨時ヘリポートのとおりである。

## 第５章 部隊移動

### 1 長官の求め等による部隊移動の手続き

消防組織法第44条に基づく長官の求め又は指示による部隊移動の手続きは、次によるものとする。

- (1) 要請要綱別記様式６－１（略）により部隊移動の意見照会があった場合は、緊急消防援助隊行動市町村長あてに、要請要綱別記様式６－１（略）により送付し、部隊移動に関する意見を聞くものとする。
- (2) 上記(1)の回答（要請要綱別記様式６－１（略））があれば、部隊移動に関する意見を要請要綱別記様式６－２（略）に記入し、当該回答を付して長官に送付するものとする。
- (3) 長官から部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡（要請要綱別記様式６－３（略））があった場合は、その旨緊急消防援助隊行動市町村長に連絡するものとする。

### 2 知事の指示による部隊移動の手続き

消防組織法第44条の３に基づく知事の指示による部隊移動の手続きは、次によるものとする。

- (1) 知事は部隊移動の指示を行う場合は、要請要綱別記様式６－５（略）により、緊急消防援助隊行動市町村の指揮支援本部を経由して、調整本部の指揮支援部隊長から都道府県隊長に伝達するものとする。
- (2) 上記(1)の指示を実施した場合は、要請要綱別記様式６－６（略）により速やかにその旨を長官に通知するものとする。
- (3) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (4) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、大阪府災害対策本部に対し、部隊数、移動経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

## 第6章 情報提供等

### 1 地理・水利状況等

応援部隊に提供する地理・水利状況等については、次の内容について配慮するものとする。

(1) 各消防機関においては、次に掲げる情報について、応援部隊に迅速に提供できるよう体制を整備しておくものとする。

ア 応援部隊が効率的に活動するための広域地図、住宅地図その他地理に関する事項

イ 応援部隊を受け入れることができる場所の状況（野営の可否、水道の状況、当該場所の地図等）

ウ 消火栓、防火水槽、プール、河川その他水利に関する事項

エ アからウまで以外で応援部隊の活動に際して必要な情報

(2) 府内の消火栓（地下式）スピンドルドライバーの情報は、次のとおりである。（略）

### 2 補給情報

大阪府、被災地及び被災地周辺の市町村は、燃料補給が可能な給油取扱所、食料調達が可能な店舗の把握及び応援部隊の燃料補給場所の確保の依頼等に努め、当該内容を調整本部に連絡するものとし、調整本部は当該情報を応援部隊に伝達するものとする。

## 第7章 雑 則

この計画に記載のない事項又は計画の実行に際して疑義が生じた場合は、その都度、関係機関が協議するものとする。

（資料）「大阪府地域防災計画資料編（平成31年3月修正）」



## II-5 府内市町村災害相互応援協定等の締結状況

(平成29年3月31日現在)

### 行政関係

名称	目的	締結年月日	協定等先
災害相互応援協定	相互応援協定締結市町村間における災害時の広域的な応援について定める。	平成7年 8月28日 (平成17年 2月1日再 締結)	八尾市、富田林市、河内長野市、 松原市、柏原市、羽曳野市、 藤井寺市、東大阪市、 大阪狭山市、太子町、河南町、 千早赤阪村
堺市と南河内地域6市2町1村との災害時の相互応援協定について	大規模災害が発生した場合に、締結市町村間において広域的な応援について定める。	平成23年 9月1日	堺市及び南河内地域6市2町 1村
災害時における避難者の受入れにかかる確認書	大規模災害発生時に、避難場所の提供及び運営など、避難者の受入れに関して相互に応援を行う。	平成25年 7月1日	堺市及び南河内地域6市2町 1村

### 避難所関係

名称	目的	締結年月日	協定等先
災害時指定避難所の一時避難所としての相互利用に関する協定	指定避難所を共通の避難所としての利用に関することを定める。	平成26年 9月1日	太子町、河南町、千早赤阪村
富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村における災害時指定避難所災害時の一時避難所としての相互利用に関する協定書	避難所の相互利用	平成26年 9月1日	富田林市、太子町、河南町、 千早赤阪村

### 消防関係

名称	目的	締結年月日	協定等先
富田林市、堺市消防相互応援協定	協定市町村間における消防の相互応援について定める。	平成20年 10月1日	富田林市、堺市

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
富田林市、河内長野市 消防相互応援協定	協定市町村間における消防の相互応援について定める。	昭和40年 10月8日	富田林市、河内長野市
応援要請時の連携計画	各種消防相互応援協定に基づき、応援要請時の連携に必要な事項について定める。	平成26年 1月24日	富田林市消防本部、 河内長野市消防本部、 大阪狭山市消防本部
大阪府中ブロック消防相互応援協定	協定市町村間における消防の相互応援について定める。	平成12年 4月1日	富田林市、河内長野市、松原市、 柏原市、羽曳野市、藤井寺市、 大阪狭山市、美原町、太子町、 河南町、千早赤阪村、 柏原・羽曳野・藤井寺消防組合
大阪府下広域消防相互応援協定	消防組織法第21条の規定に基づき、大阪府域内に大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について定める。	昭和63年9月1日 平成3年10月1日再締結 平成9年9月1日協定の一部改正 平成12年10月1日再締結  平成13年10月1日再締結	府内常備市町
大阪府・富田林市航空消防応援協定	回転翼航空機による消防業務の応援について定める。	昭和45年 10月1日	大阪市、富田林市
阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災相互応援協定	相互応援協定締結市町村間における災害時の広域的な応援について定める。	平成12年 4月1日	八尾市、河内長野市、柏原市、 羽曳野市、東大阪市、富田林市、 太子町、河南町、千早赤阪村、 柏原・羽曳野・藤井寺消防組合、 五條市、御所市、香芝市、 平群町、三郷町、新庄町、 當麻町、王子町、 奈良県広域消防組合
阪奈隣接市町村林野火災相互応援協定	相互応援協定締結市町村間における災害時の広域的な応援について定める。	平成12年 4月1日	柏原市、羽曳野市、 富田林市、太子町、 柏原・羽曳野・藤井寺消防組合、 香芝市、當麻町、奈良県広域消防組合

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
水越トンネルに関する消防相互応援協定	相互応援協定締結市町村間における災害時の広域的な応援について定める。	平成12年 4月1日	富田林市、千早赤阪村、御所市、奈良県広域消防組合
南阪奈道路消防相互応援協定	相互応援協定締結市町村間における災害時の広域的な応援について定める。	平成26年 4月1日	富田林市、堺市、柏原・羽曳野・藤井寺消防組合、奈良県広域消防組合

(資料) 市資料及び「大阪府地域防災計画資料編(平成31年3月修正)」

## II-6 災害協定等の締結一覧

(令和元年10月1日現在)

### 行政関係

名称	目的	締結年月日	協定等先
諏訪市との災害応援協定の締結について	地震等の災害が発生し被災地が応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、必要な事項について定めている。	平成18年 9月1日	長野県諏訪市
災害時等の応援に関する申合せ	災害発生時における被害の拡大、2次災害防止に関して定める。	平成26年 7月23日	近畿地方整備局

### 情報システム関係

名称	目的	締結年月日	協定等先
大阪府震度情報ネットワークシステム「計測震度計」の設置及び管理・運用に関する協定	防災対策（地震対策）における土地及び建物施設等に「計測震度計」を設置することについて定める。	平成8年 4月1日	大阪府
「計測震度計」データの分岐に関する申し合わせ	大阪管区気象台の震度計データ（観測点：中央公民館）の利用を富田林市と気象庁で分岐利用する旨の申し合わせ	平成8年 4月1日	大阪管区気象台
大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営に関する協定	災害対策及び一般行政事務に使用する整備並びに管理運営について定める。	平成10年 4月1日	大阪府
災害時における富田林市と富田林内郵便局との相互協力に関する覚書	災害が発生した場合に、情報及び用地の相互提供等について定める。	平成12年 4月1日 (平成26年 1月31日 再締結)	富田林内郵便局

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
土砂災害情報相互通報システム整備事業に関する基本協定の締結について	土砂災害から人命を守るため土砂災害危険個所の保全対策区域において、土砂災害関連情報を住民と醸成機関が相互通信するシステムの整備を図ることを定めている。	平成17年 11月17日	大阪府
災害時等の緊急放送における協定	災害発生時や凶悪犯罪の発生時に、J : C O M放送内において緊急放送を行う。	平成25年 2月15日	株式会社ジェイコムウエスト
災害に係る情報発信等に関する協定	災害時にYahoo! JAPANサービス上に市ウェブサイトのキャッシュサイトを掲載して閲覧者を誘導することで、市のサーバー負荷の軽減を図る。	平成25年 5月30日	ヤフー株式会社
災害発生時における富田林市と郵便局の協力に関する協定	地震その他による災害時において、車両の提供、情報収集の協力等、相互に協力し、円滑に遂行するために必要な事項を定めている。	平成26年 1月31日	富田林市内郵便局
減災を目的とした防災ARに関する協定	防災情報の提供に関することを定める。	平成26年 9月12日	一般社団法人全国防災共助協会
地図製品等の供給等に関する協定	災害時における地図製品等の供給	平成28年 2月1日	株式会社ゼンリン
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	災害が発生した際の非常用電話の設置利用管理に関すること	平成28年 12月19日	西日本電信電話株式会社
災害時における情報提供に関する協定	都市ガス供給を停止した住民への、都市ガス供給の復旧につ	令和元年 9月1日	大阪ガス株式会社

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
	いての円滑な情報提供に関する事		
防災情報表示付き電柱広告に関する覚書	市内における公共電柱広告の掲出に関する事	令和元年 10月1日	関電サービス株式会社

避難所関係

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
災害時における富田林簡易保険保養センターと富田林市との協力に関する協定	災害が発生した場合に、災害援助対応を円滑に遂行するため、施設の使用について定める。	平成13年 1月18日 (平成23年 4月25日 再締結)	かんぽの宿富田林
大和川下流流域下水狭山処理場「せせらぎの丘」の施設利用に関する協定書	災害が発生時における付近住民の一時避難地として利用について定める。	平成17年 9月1日	大阪府南部流域下水道事業所
指定避難所・一時避難地として提供される大阪府立富田林支援学校の施設使用に関する協定書	災害の発生時における付近住民の指定避難所として体育館の使用を、一時避難地として運動場の使用について定める。	平成21年 11月25日	大阪府立富田林支援学校
一時避難地として提供される汐由温泉研修センター内の施設使用に関する協定書	災害の発生時における付近住民の一時避難地としてテニスコート・芝生グラウンドの使用について定める。	平成21年 12月1日	CACグループ 汐由温泉研修センター
一時避難所・一時避難地として提供される初芝富田林中学校高等学校の施設使用に関する協定書	災害（風水害のみ）の発生時における付近住民の一時避難所として体育館を、一時避難地として運動場の使用について定める。	平成22年 4月1日	私立初芝富田林中学校高等学校
災害時一時避難所としての学校法人藍野学院所有施設の使用に関する協定	災害発生時における付近住民の一時避難場所として利用について定める。	平成26年 4月15日	藍野学院

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
災害時における緊急一時避難場所として提供される施設使用に関する協定	災害発生時に物資供給協力、店舗駐車場の一時避難場所として使用について定める。	平成27年 1月15日	ライフコーポレーション 【他項目にもあり】
災害時における支援に関する協定	災害時に地域住民の一時避難場所として利用することを定めている。	平成27年 6月1日	大阪南農業協同組合 【他項目にもあり】
災害時における支援に関する協定	災害時に避難所、避難場所として施設を提供し、学生ボランティアによる避難所支援を行う。	平成28年 10月3日	大阪大谷大学
災害時に指定避難所・指定緊急避難場所として提供される施設使用に関する協定	災害時に避難所、避難場所として施設提供に関すること。	令和元年 10月1日	結のぞみ病院
災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定	災害時に民間賃貸住宅の情報提供及び媒介等に関すること。	令和元年 11月22日	大阪府宅地建物取引業協会 南大阪支部

#### 物資関係

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
災害時における物資の供給に関する協定書	大規模災害が発生した場合に、被災者に速やか且つ円滑に物資の供給を図るために結んでいる。	平成19年 4月1日	イオン株式会社 西日本カンパニー
災害時における物資供給に関する協定書	大規模災害が発生した場合に、被災者に速やか且つ円滑に物資の供給を図るために結んでいる。	平成19年 9月26日	NPO法人コメリ災害対策センター
災害時における物品の供給協力に関する協定書	大規模災害が発生した場合に、被災者に速やか且つ円滑に物資の供給を図るために結んでいる。	平成20年 9月17日	大阪いずみ市民生活協同組合



名 称	目 的	締結年月日	協定等先
災害用備蓄物資保管場所の使用に関する協定	N T T 佐備ビルの一部を無償で貸借し、東部地区備蓄倉庫として活用するため。	平成21年 9月1日	西日本電信電話株式会社大阪東支店
災害時における物資供給に関する協定	災害発生時に、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するもの。	平成25年 10月25日	株式会社ニトリ
災害時における応援協力に関する協定	災害時に物資が必要なとき、可能な限り、優先的に供給する事項を定めている。	平成26年 2月4日	株式会社サンプラザ
災害時における応急生活物資等の供給に関する協定	災害発生時に物資の供給に関して定める。	平成26年 7月8日	L P ガス協会
災害発生時における物資供給協力に関する協定	災害発生時に物資供給協力、店舗駐車場の一時避難場所として使用について定める。	平成27年 1月15日	ライフコーポレーション 【他項目にもあり】
災害時における支援に関する協定	災害時に物資が必要なとき、可能な限り、優先的に供給する。	平成27年 6月1日	大阪南農業協同組合 【他項目にもあり】
災害発生時における物資供給協力に関する協定	災害時に物資が必要なとき、可能な限り供給する。	平成29年 3月1日	株式会社コノミヤ
災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	災害発生時におけるダンボール製品の調達に関すること	平成31年 1月31日	セツカートン株式会社 Jパックス株式会社
災害時における物資の供給協力に関する協定	自社取扱製品等の物資提供に関すること	令和元年 8月1日	株式会社 山洋

#### 要配慮者関係

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
災害時の応急対策活動協力に関する協定	ボランティアの受け入れ並びに活動調整を行う窓口となる災害ボランティアセンターの設置について	平成20年 9月1日	社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
	迅速かつ適切な対応が図れるため締結している。		
災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	災害発生時に、災害時要援護者の避難場所として福祉避難所の開設を行う。	平成25年 9月1日	富田林市ケアセンター（けあばる）一般財団法人 富田林市福祉公社
災害時における福祉避難所の協力に関する協定	災害発生時における要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置・運営に関すること	平成30年 9月1日	富田林市福祉施設連絡会

#### 医療救助関係

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
災害時における医療救護活動についての協定及び医療救護活動に係る経費負担に関する覚書の締結について	地域防災計画に基づき医療救護活動に対する富田林医師会の協力に関し、必要な事項を定めている。	平成18年 1月5日	社団法人 富田林医師会
災害時における医療救護活動についての協定	地域防災計画に基づき医療救護活動に対する富田林歯科医師会の協力に関し、必要な事項を定めている。	平成26年 1月17日	一般社団法人 富田林歯科医師会
災害時における医療救護活動についての協定	地域防災計画に基づき医療救護活動に対する富田林薬剤師会の協力に監視、必要な事項を定めている。	平成26年 1月17日	富田林薬剤師会
災害時における動物救護活動に関する協定	災害発生時における動物救護活動について定める。	平成26年 4月28日	大阪府獣医師会
災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定	被災者の捜索活動及びこころのケアを図るため、災害救助犬及びセラピードッグの	平成26年 9月29日	認定特定非営利活動法人日本レスキュー協会

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
	出勤に関して定める。		
災害時の医療救護活動に関する協定書	災害が発生した場合の医療救護活動について（災害医療センター）	平成30年 4月1日	済生会富田林病院

#### 衛生関係

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る災害時救援協定	災害が発生時における災害廃棄物等の収集運搬について定める。	平成18年 4月1日	藤野興業(株)・阪南清掃(株)・三和工業所
災害時の応急対策活動協力に関する協定	災害時に多数の死者及び被災者が一時的又は集中的に発生した場合の応急対応について、必要な協力関係等について定めている。	平成26年 1月21日	指定葬儀業者

応急復旧活動関係

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
災害時の応急対策活動協力に関する協定書	災害時における応急対策活動を迅速に行うことにより、速やかな災害復旧を図るために結んでいる。	平成20年 1月24日	富田林建設業防災協会
災害時の応急対策活動協力に関する協定書	災害時における応急対策活動を迅速に行うことにより、速やかな災害復旧を図るために結んでいる。	平成20年 5月27日	富田林園芸組合
災害時の応急対策活動協力に関する協定書	災害時における応急対策活動を迅速に行うことにより、速やかな災害復旧を図るために結んでいる。	平成20年 7月14日	富田林市管工事業協同組合
災害時の応急対策活動協力に関する協定書	災害時における応急対策活動を迅速に行うことにより、速やかな災害復旧を図るために結んでいる。	平成21年 7月1日 [平成22年 7月1日 再締結]	富田林市測量・調査士会
災害時における応急対策活動の協力に関する協定	大規模災害発生時、自動車不足した場合において、自動車の提供を優先的に受ける。	平成25年 4月30日	富田林市自動車協同組合
災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定	災害発生時に、被災した公共施設の電気設備に関する応急の事前作業及び復旧作業並びに被害の拡大防止対策に伴う作業。	平成25年 10月1日	大阪府電気工事工業組合羽曳野支部
災害時の応急対策活動協力に関する協定書	災害時における応急対策活動を迅速に行うことにより、速やかな災害復旧を図るために結んでいる。	平成28年 10月3日	富田林市建設業組合

上下水道関係

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
下水道事業災害時 近畿ブロック応援に 関する申し合わせ	大規模地震等により、 被災した自治体独自 では対応がとれない 下水道災害が発生し た場合に備え、近畿2 府7県の下水道事業 における相互応援体 制を整備する。	平成9年 3月28日	建設省、福井県、滋賀県、 京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県、三重県、 徳島県、大阪市、京都市、 神戸市、福井市、大津市、 福知山市、堺市、姫路市、 奈良市、和歌山市、津市、 徳島市、 日本下水道事業団、 全国下水道協会、 全国下水道コンサルタント協会、 日本下水道施設業協会
大阪府水道震災対策 相互応援協定	大阪府域に地震が発 生し水道施設に被害 が生じた場合、大阪府 地域防災計画に基づ き各水道事業者が相 互に協力して、迅速か つ適切な応急対策を 実施するため、必要な 事項を定める。	平成9年 3月31日	大阪府域の市町村の水道事業 者及び泉北水道企業団
水道緊急連絡管に関 する協定	応援要請に基づく給 水の実施	平成19年 3月1日	大阪狭山市
水道緊急連絡管に関 する協定	応援要請に基づく給 水の実施	平成21年 1月22日	河南町
水道緊急連絡管に関 する協定	応援要請に基づく給 水の実施	平成22年 1月18日	河内長野市
水道事業の災害相互 応援に関する協定書	応援要請に基づく人 的・物的支援	平成22年 1月18日	河内長野市
堺市・富田林市 水道 事業に係る災害時等 相互応援に関する協 定		平成28年 3月22日	

(資料) 市資料及び「大阪府地域防災計画資料編 (平成31年3月修正)」

## II-7 市から大阪府までの情報伝達ルート

非常災害時において、優先電気通信（NTT電信電話等）が利用できないか、又は利用することが著しく困難な場合には、次の非常用通信経路を利用する。

発信 (市町村)	……… : 使送区間 ----- : 無線区間 ~~~~~ : 有線区間	非常通信経路 (中継)	着信 (大阪府)
富田林市	同一 ………	富田林市消防本部 (通信指令室)	消防 -----
		大阪市消防局 (指令情報センター)	府防 -----
市長公室 危機管理室	0.2K ………	富田林警察署 (警備課)	警察 -----
		大阪府警察本部 (通信指令室)	府防 -----
		(地域衛星通信ネットワーク)	地星 -----
		(防T):9-200-220-8921 (防F):9-200-220-8821	-----

### 【回線種別の略式記号】

中 防 : 中央防災無線網 (地上系)	中 星 : 中央防災無線網 (衛星系)	消 防 : 消防防災無線網 (地上系)
地 星 : 地域衛星通信ネットワーク	県 防 : 都道府県防災行政無線網 (地上系)	市 移 : 市町村防災行政無線 (移動系)
市 同 : 市町村防災行政無線 (同報系)	水 防 : 水防道路用通信回線	警 察 : 警察用通信回線
消 救 : 消防・救急無線	防 衛 : 防衛用通信回線	相 互 : 防災相互通信用回線
海 保 : 海上保安用通信回線	専 用 : 電気通信事業者の専用回線	電 力 : 電気事業者用通信回線
非 常 : 非常呼出し用周波数 (4,630kHz)	自 営 : 前記以外の自営無線通信網	その他 : その他の通信回線

※斜体文字・二重下線の施設は、南海トラフ巨大地震による津波被害が想定される施設 (近畿地方非常通信協議会平成25年度調査結果)

(資料)「大阪府地域防災計画資料編 (平成31年3月修正)」

## II-8 大阪府震度情報ネットワークシステム 計測震度計設置場所

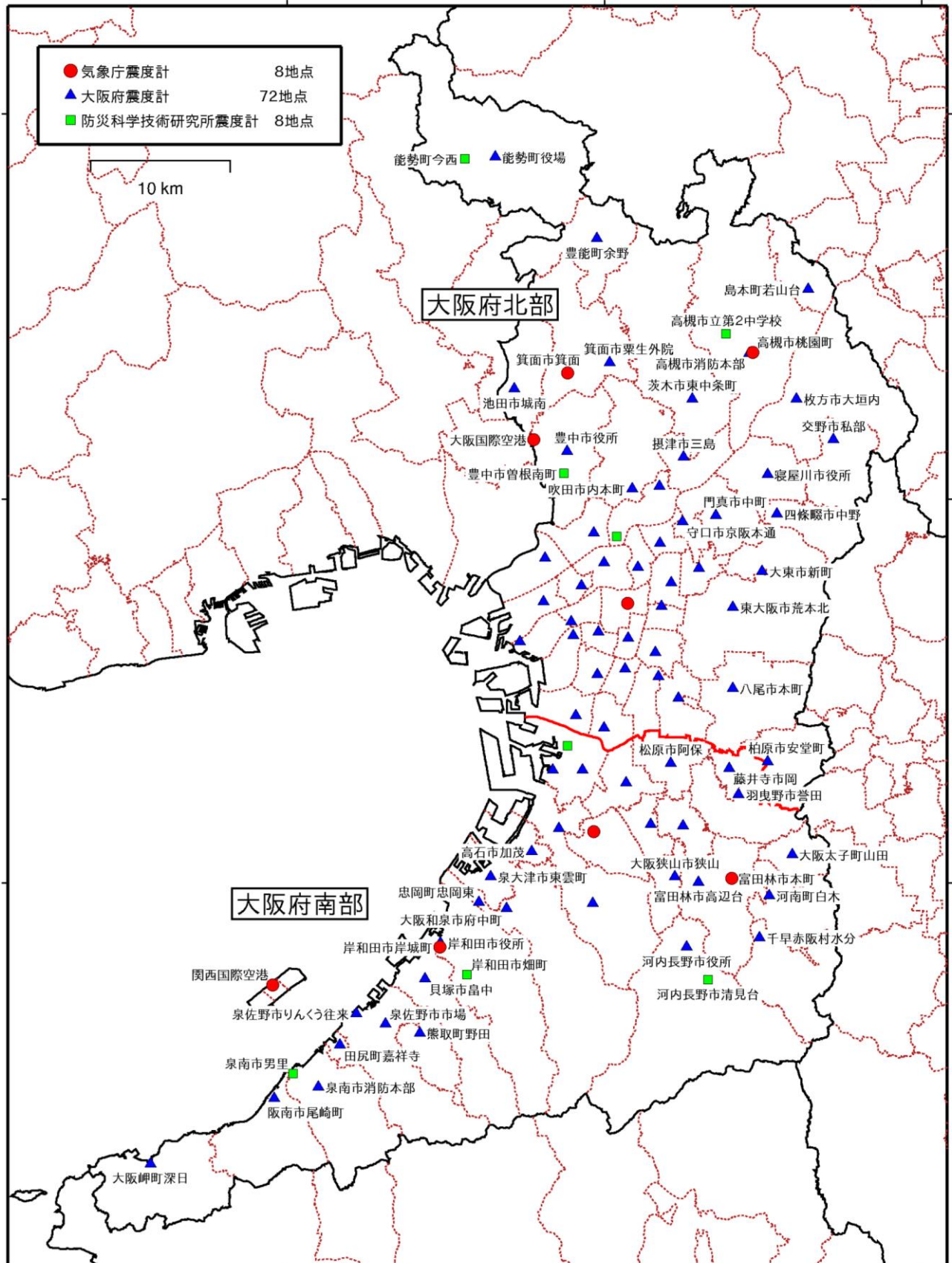
市町村名	設置場所	市町村名	設置場所
大 阪 市	大阪府庁	貝塚市	貝塚市役所
	大阪市此花区役所	守口市	守口市役所
	大阪府西淀川警察署	枚方市	枚方市役所
	大阪市北消防署	茨木市	茨木市消防本部
	大阪市都島消防署	八尾市	八尾市役所
	大阪市福島消防署 上福島出張所	泉佐野市	泉州南消防組合 市場消防署
	大阪市西消防署	泉佐野市	泉州南消防組合 泉州南広域消防本部
	大阪市大正消防署 泉尾出張所	<b>富田林市</b>	<b>富田林市消防本部 金剛分署</b>
	大阪市天王寺消防署	寝屋川市	寝屋川市役所
	大阪市浪速消防署	河内長野市	河内長野市役所
	大阪市淀川消防署	松原市	松原市役所
	大阪市東淀川消防署 井高野出張所	大東市	大東四條畷消防組合 消防本部
	大阪市東成消防署 中本出張所	和泉市	和泉市役所
	大阪市生野消防署	箕面市	箕面市消防本部 東分署
	大阪市旭消防署	柏原市	柏原市役所
	大阪市城東消防署 放出出張所	羽曳野市	羽曳野市役所
	大阪市鶴見消防署	門真市	門真市役所
	大阪市阿倍野消防署	摂津市	摂津市役所
	大阪市住之江消防署	高石市	高石市役所
	大阪市住吉消防署	藤井寺市	藤井寺市役所
	大阪市東住吉消防署 杭全出張所	東大阪市	東大阪市役所
	大阪市平野消防署	泉南市	泉州南消防組合 泉南消防署
	大阪市西成消防署	四條畷市	大東四條畷消防組合 四條畷消防署
大阪市水上消防署	交野市	交野市役所	
堺 市	堺市役所	大阪狭山市	大阪狭山市役所
	堺市消防局	阪南市	阪南市役所
	堺市消防局 美原消防署	島本町	島本町消防本部
	堺市東区役所	豊能町	豊能町役場
	堺市西区役所	能勢町	能勢町役場
	堺市南区役所	忠岡町	忠岡町役場
	堺市北区役所	熊取町	泉州南消防組合 熊取消防署
岸和田市	田尻町	田尻町役場	
豊中市	岬町	岬町役場	
池田市	太子町	太子町役場	
吹田市	河南町	河南町役場	
泉大津市	千早赤阪村	千早赤阪村役場	
高槻市			

(資料) 市資料及び「大阪府地域防災計画資料編 (平成31年3月修正)」

## II-9 大阪管区気象台管内気象庁震度計（大阪府内）

### 大阪府 震度計

2018年3月22日現在



(資料) 大阪管区気象台

大阪市内と堺市内の詳細は別紙参照。  
地図は国土地理院の数値地図25000(行政界・海岸線)を使用。



## II-10 雨量観測所、土石流、河川、ため池

### 雨量観測所

(大阪府所管)

観測所名	流域河川名	所在地	管理者	観測者
*富田林	石川	富田林市寿町 富田林土木事務所内	富田林土木事務所	所員 0721-25-1131
赤穂池	石川	富田林市錦織1424-1	南河内農と緑の総合事務所 長	所員 0721-25-1131
垣内池	石川	富田林市 大字佐備973-1	南河内農と緑の総合事務所 長	所員 0721-25-1131

### 土石流テレメータ等 (大阪府土砂災害予警報システム)

	局種・局名	所在地	備考
副監視局	富田林土木事務所	富田林市寿町二丁目6-1	雨量情報処理装置
監視局	富田林市	富田林市常盤町1-1	
中継局兼観測局	金胎寺山	富田林市伏見堂	
雨量情報表示盤	嬉	富田林市嬉638-1	

### 河川水位観測所

観測所名	観測 級別	河川名	所在地	管理者	観測者
上東条橋	1	千早川	富田林市別井	富田林土木事務所	所員 0721-25-1131
河南橋	1	石川	富田林市川面町二丁目	〃	〃
金剛大橋	1	石川	富田林市山中田	〃	〃
鍵田橋	1	佐備川	富田林市西板持	〃	〃

### ため池水位観測所

観測所名	所在地	観測局・管理者	備考
赤穂池	富田林市錦織1424-1	南河内農と緑の総合事務所長	テレメータ
垣内池	富田林市大字佐備973-1	南河内農と緑の総合事務所長	テレメータ

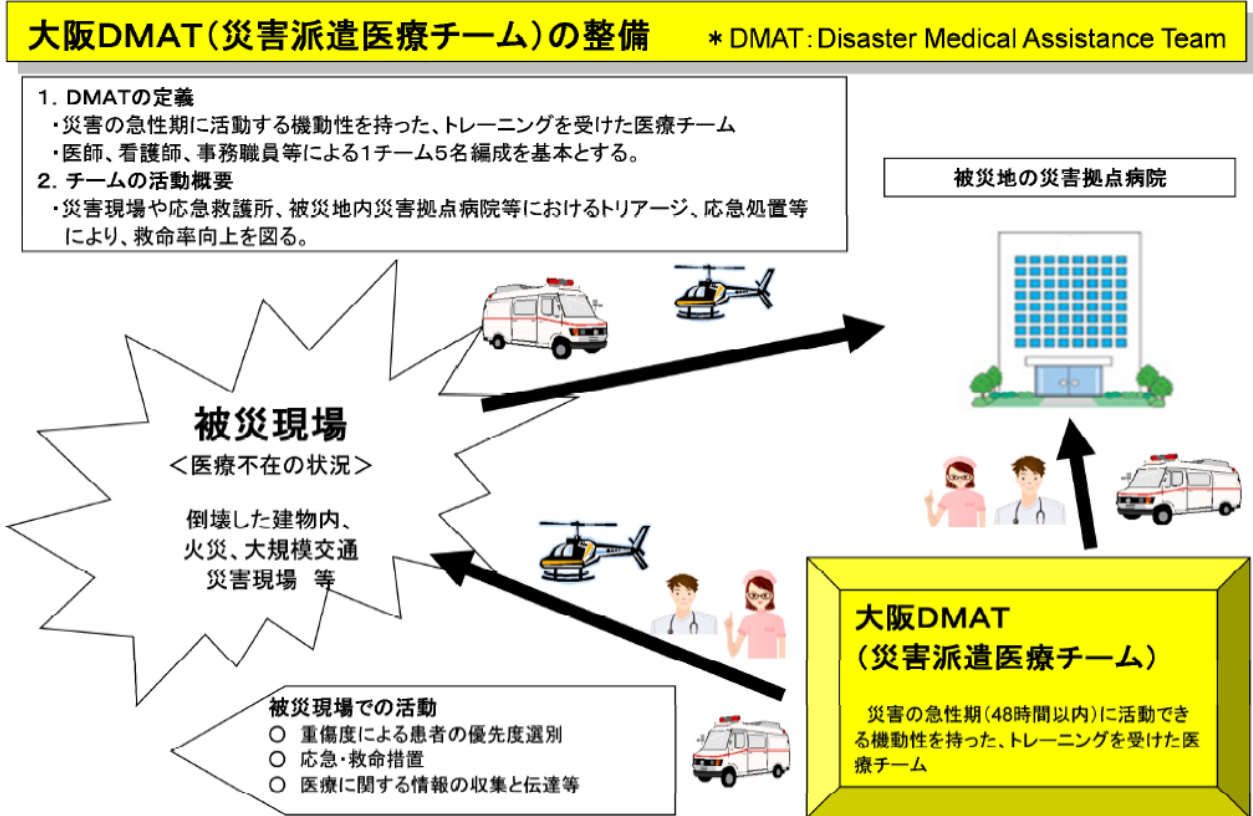
(資料) 市資料、大阪府ホームページ及び「大阪府地域防災計画資料編 (平成31年3月修正)」

## II-11 富田林市防災行政無線

(平成31年3月現在)

グループ	基数	設置場所
管理用グループ	3基	100 市役所親局、200 市役所予備、300 消防補助局
子局グループ	無線 46基  有線 2基	101 市役所屋上 1 蒲児童遊園、2 甘南備第二、3 共栄、4 甘南備第一、5 龍泉、6 岸の本、7 上佐備、8 中佐備、9-1 下佐備、9-2 下佐備（補助）10 中山、11 嬉桜ヶ丘、12 嬉、13 横山、14 青山台、15 伏見堂、16 不動ヶ丘、17-1 彼方、17-2 彼方（補助）、18 滝谷、19 嬉南、21 楠風台、12-2 嬉（補助）、8-2 中佐備（補助）、22 新堂小学校、23 喜志小学校、24 大伴小学校、25 錦郡小学校、26 川西小学校、27 高辺台小学校、28 久野喜台小学校、29 寺池台小学校、30 伏山台小学校、31 喜志西小学校、32 藤沢台小学校、33 小金台小学校、34 向陽台小学校、35 梅の里、36 別井、37 東板持町、38 須賀、39 東公民館、40 山中田、41 五軒家、42 楠町、43 喜志、44、西板持 ※ 9-2下佐備（補助）、12-2 嬉（補助）に無線機はない ※ 41 五軒家は子局から分岐し小型スピーカを2基設置
携帯グループ	6基	201 可搬 401 携帯、402 携帯、403 携帯、404 携帯、405 携帯
避難所グループ	44基  【避難所グループA】  【避難所グループB】  【避難所グループC】	150 避難所運営班(指令局)、 301 避難所運営班A、151 避難所運営班B、152 避難所運営班C  501 喜志中学校、502 第一中学校、503 第二中学校、504 第三中学校、505 藤陽中学校、506 葛城中学校、507 明治池中学校、508 金剛中学校、509 府立富田林高校、510 府立河南高校、511 府立金剛高校、512 府立富田林支援学校、513 私立初芝富田林、514 彼方保育園  515 喜志西小学校、516 喜志小学校、517 新堂小学校、518 大伴小学校、519 川西小学校、520 向陽台小学校、521 藤沢台小学校、522 高辺台小学校、523 久野喜台小学校、524 小金台小学校、525 寺池台小学校、526 伏山台小学校、527 錦郡小学校、528 東条小学校、529 富田林小学校、530 彼方小学校  531 レインボーホール、532 市民総合体育館、533 総合福祉会館、534 かがりの郷、535 東公民館、536 青葉丘幼稚園、537 大阪大谷大学、538 中央公民館・図書館、539 金剛公民館・図書館、540 かんぼの宿富田林
医療対策	2基	601 災害対策本部、602 救急医療対策会議（健康づくり推進課）

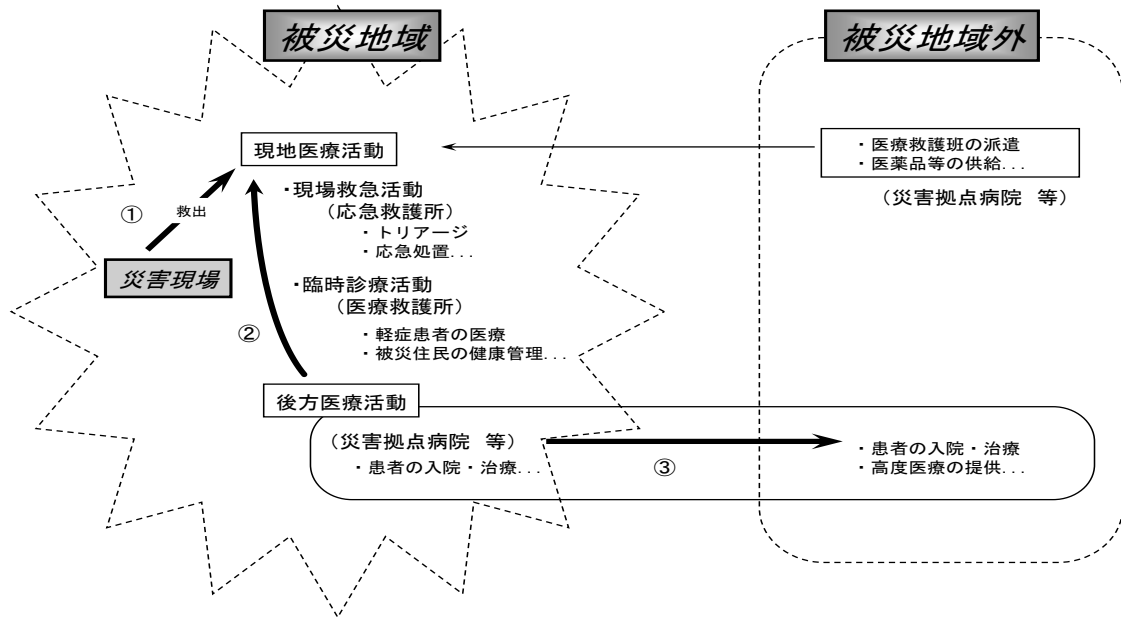
## II-12 大阪DMAT（災害派遣医療チーム）の整備



(資料)「大阪府地域防災計画資料編（平成31年3月修正）」

## II-13 医療救護活動の流れ・災害拠点病院位置図

### 医療救護活動の流れ



#### 【基幹災害拠点病院】

- ★1 地方独立行政法人大阪府立病院機構  
大阪急性期・総合医療センター

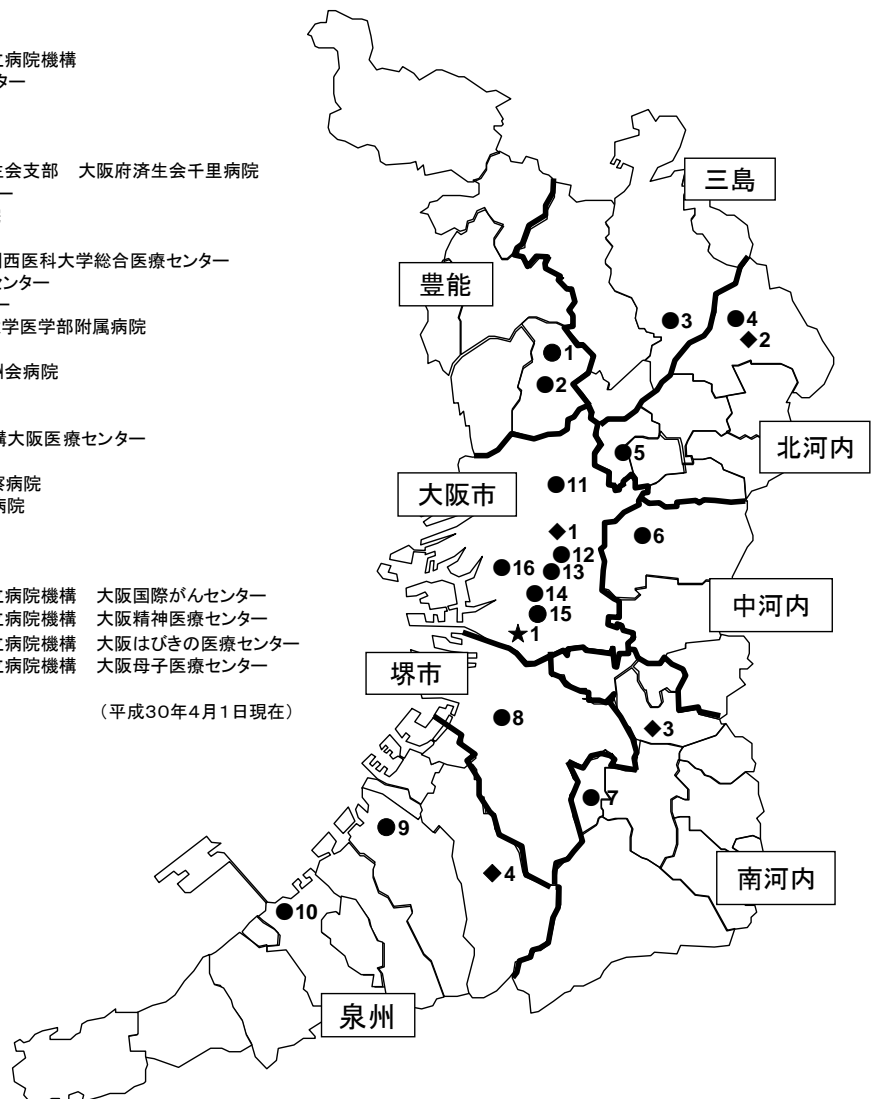
#### 【地域災害拠点病院】

- 1 大阪大学医学部附属病院
- 2 社会福祉法人恩賜財団済生会支部 大阪府済生会千里病院
- 3 大阪府三島救命救急センター  
+大阪医科大学附属病院
- 4 関西医科大学附属病院
- 5 学校法人関西医科大学 関西医科大学総合医療センター
- 6 大阪府立中河内救命救急センター  
+市立東大阪医療センター
- 7 学校法人近畿大学 近畿大学医学部附属病院
- 8 堺市立総合医療センター
- 9 医療法人徳洲会岸和田徳洲会病院
- 10 りんくう総合医療センター
- 11 大阪市立総合医療センター
- 12 独立行政法人国立病院機構大阪医療センター
- 13 大阪赤十字病院
- 14 医療法人警和会 大阪警察病院
- 15 大阪市立大学医学部附属病院
- 16 多根総合病院

#### 【特定診療災害医療センター】

- ◆1 地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター
- ◆2 地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪精神医療センター
- ◆3 地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター
- ◆4 地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪母子医療センター

(平成30年4月1日現在)



(資料)「大阪府地域防災計画資料編 (平成31年3月修正)」

## Ⅱ-14 大阪府内災害医療機関一覧

(平成30年12月17日現在)

### 災害拠点病院（基幹災害拠点病院）

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	総病床数
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪急性期・総合 医療センター	558-8558	大阪市住吉区万代東 3-1-56	06-6692-1201	06-6606-7000	865

### 災害拠点病院（地域災害拠点病院）

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	総病床数
大阪市立総合医療 センター	534-0021	大阪市都島区都島本 通2丁目13番22号	06-6929-1221	06-6929-2041	1063
独立行政法人国立 病院機構大阪医療 センター	540-0006	大阪市中央区法円坂 2-1-14	06-6942-1331	06-6943-6467	692
大阪赤十字病院	543-8555	大阪市天王寺区 筆ヶ崎町5-30	06-6774-5111	06-6774-5131	964
大阪市立大学医学 部附属病院	545-8586	大阪市阿倍野区 旭町1-5-7	06-6645-2711	06-6632-7114	972
社会福祉法人恩賜 財団済生会支部大 阪府済生会千里病 院	565-0862	吹田市津雲台 1丁目1番6号	06-6871-0121	06-6871-0130	343
大阪大学医学部附 属病院	565-0871	吹田市山田丘2-15	06-6879-5111	06-6879-5019	1086
大阪府三島救命救 急センター	569-1124	高槻市南芥川町 11番1号	072-683-9911	072-683-6111	41
大阪医科大学附属 病院	569-8686	高槻市大学町 2番7号	072-683-1221	072-682-3822	882
関西医科大学附属 病院	573-1191	枚方市新町 2丁目3番1号	072-804-0101	072-804-0131	751
学校法人 関西医 科大学 関西医科 大学総合医療セン ター	570-8507	守口市文園町 10-15	06-6992-1001	06-6992-4846	477
大阪府立中河内救 命救急センター	578-0947	東大阪市西岩田 3-4-13	06-6785-6166	06-6785-6165	30

名 称	郵便番号	所在地	電話番号	F A X 番号	総病床数
市立東大阪医療センター	578-8588	東大阪市西岩田 3丁目4番5号	06-6781-5101	06-6781-2194	547
学校法人近畿大学 近畿大学医学部附属病院	589-8511	大阪狭山市 大野東377-2	072-366-0221	072-366-0206	929
堺市立総合医療センター	593-8304	堺市西区家原寺町 1-1-1	072-272-1199	072-272-9911	487
りんくう総合医療センター（大阪府 泉州救命救急センター）	598-8577	泉佐野市 りんくう往来北 2-23	072-469-3111	072-469-7929	388
一般財団法人大阪 府警察協会 大阪 警察病院	543-0035	大阪市天王寺区 北山町10-31	06-6771-6051	06-6775-2838	580
多根総合病院	550-0025	大阪市西区九条南 1-12-21	06-6581-1071	06-6581-2520	304
医療法人徳洲会岸 和田徳洲会病院	596-8522	岸和田市加守町 4丁目27-1	072-445-9915	072-445-9791	341

特定診療災害医療センター

名 称	郵便番号	所在地	電話番号	F A X 番号	総病床数
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター	541-8567	大阪市中央区大手前 3丁目1番69号	06-6945-1181	06-6945-1900	500
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪精神医療センター	573-0022	枚方市宮之阪 3丁目16番21号	072-847-3261	072-840-6206	473
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター	583-8588	羽曳野市はびきの 3丁目7-1	072-957-2121	072-958-3291	456
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪母子医療センター	594-1101	和泉市室堂町 840番地	0725-56-1220	0725-56-5682	375

市町村災害医療センター（南河内地域）

名 称	郵便番号	所在地	電話番号	F A X 番号	総病床数
社会福祉法人恩賜財団 大阪府済生会 富田林病院	584-0082	富田林市向陽台 1-3-36	0721-29-1121	0721-28-3550	300
医療法人徳洲会 松原徳洲会病院	580-0032	松原市天美東 7-13-26	072-334-3400	072-332-3512	189
医療法人医仁会 藤本病院	583-0857	羽曳野市誉田 3丁目15番27号	072-958-5566	072-958-5564	177
藤井寺市立 藤井寺市民病院	583-0012	藤井寺市道明寺 2-7-3	072-939-7031	072-939-7068	98
独立行政法人 国立病院機構 大阪南医療センター	586-8521	河内長野市 木戸東町2-1	0721-53-5761	0721-53-8904	470
医療法人 正雅会辻本病院	589-0031	大阪狭山市池之原 2丁目1128番地の2	072-366-5131	072-367-3640	99
医療法人 樫本会樫本病院	589-0012	大阪狭山市 東茱萸木4-1151	072-366-1818	072-367-4100	199
太子町立 保健センター	583-0992	南河内郡太子町 大字山田101番地	0721-98-5520	0721-98-3600	0
千早赤阪村 国民健康保険診療所	585-0041	南河内郡 千早赤阪村大字 水分195番地の1	0721-72-0038	0721-72-0038	0

（資料）市資料及び「大阪府地域防災計画資料編（平成31年3月修正）」

## II-15 災害拠点病院と直近臨時ヘリポート一覧

### 1 災害拠点病院等一覧表

(平成30年4月1日現在)

医療機関名	直近臨時ヘリポート名	臨時ヘリポート所在地	管理者（連絡先）	病院からの距離
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター	屋上ヘリポート	(病院敷地内)	大阪急性期・総合医療センター	-
			06-6692-1201	
大阪市立総合医療センター	屋上ヘリポート	(病院敷地内)	大阪市立総合医療センター	-
			06-6929-1221	
独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター	大阪城公園 太陽の広場	大阪市中央区 大阪城	大阪城公園事務所	0.5km
			06-6941-1144	
大阪赤十字病院	屋上ヘリポート	(病院敷地内)	大阪赤十字病院	-
			06-6774-5111	
大阪市立大学医学部附属病院	屋上ヘリポート	(病院敷地内)	大阪市立大学医学部附属病院	-
			06-6645-2121	
大阪大学医学部附属病院	屋上ヘリポート	(病院敷地内)	大阪大学医学部附属病院	-
			06-6879-5111	
社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 大阪府済生会千里病院	大阪大学医学部附属病院	吹田市山田丘 2-15	大阪大学医学部附属病院	4.5km
	(屋上ヘリポート)		06-6879-5111	
大阪府三島救命救急センター	津之江公園 (野球場)	高槻市津之江町 2-614	高槻市都市創造部 公園課	2.0km
			072-674-7516	
大阪医科大学附属病院	大阪医科大学 グラウンド	高槻市沢良木町 2-41	学校法人大阪医科薬科大学	0.6km
			072-683-1221	
関西医科大学附属病院	枚方防災ヘリポート	枚方市新町 2-2-10	国交省近畿地方整備局 淀川河川事務所	0.15km
			072-843-2861	
学校法人 関西医科大学 関西医科大学総合医療センター	淀川河川敷 (太子橋)	大阪市旭区太子橋	国交省近畿地方整備局 淀川河川事務所	1.0km
			072-843-2861	
大阪府立 中河内救命救急センター	市立東大阪医療センター	東大阪市西岩田 3-4-5	市立東大阪医療センター	隣接地
	(屋上ヘリポート)		06-6781-5101	



医療機関名	直近臨時ヘリポート名	臨時ヘリポート所在地	管理者（連絡先）	病院からの距離
市立東大阪医療センター	屋上ヘリポート	（病院敷地内）	市立東大阪医療センター	-
			06-6781-5101	
学校法人近畿大学 近畿大学医学部附属病院	近畿大学 医学部校庭	大阪狭山市大野 東377番地の2	近畿大学医学部	0.5km
			072-366-0221	
堺市立総合医療センター	屋上ヘリポート	（病院敷地内）	堺市立総合医療センター	-
			072-272-1199	
りんくう総合医療センター （大阪府泉州救命救急センター）	屋上ヘリポート	（病院敷地内）	りんくう総合医療センター	-
			072-469-3111	
医療法人警和会 大阪警察病院	屋上ヘリポート	（病院敷地内）	大阪警察病院	-
			06-6771-6051	
多根総合病院	鶴浜緑地グラウンド	大阪市大正区 鶴町3丁目	大阪市港湾局計画整備部施設管理課	5.6km
			06-6572-2674	
医療法人徳洲会 岸和田徳洲会病院	屋上ヘリポート	（病院敷地内）	岸和田徳洲会病院	-
			072-445-9915	

（資料）「大阪府地域防災計画資料編（平成31年3月修正）」

## 2 災害時医療協力病院

施設名	郵便番号	住所	電話	FAX	病床数
医療法人正清会 金剛病院	584-0031	富田林市寿町一丁目6-10	0721-25-3113	0721-25-1773	60
一般財団法人成研会 結のぞみ病院	584-0055	富田林市伏見堂95	0721-34-1101	0721-34-1105	398
医療法人宝生会 PL病院	584-8585	富田林市新堂2204	0721-24-3100	0721-25-9405	370
医療法人邦英会 寺下病院	580-0014	松原市岡七丁目191-1	072-333-1411	072-333-1777	72
医療法人敬寿会 吉村病院	580-0005	松原市別所七丁目5-3	072-336-3101	072-336-3100	222
社会医療法人阪南医療福祉センター 阪南中央病院	580-0023	松原市南新町三丁目3-28	072-333-2100	072-335-2005	199
社会医療法人垣谷会 明治橋病院	580-0045	松原市三宅西一丁目358-3	072-334-8558	072-334-8537	396
医療法人ラポール会 田辺脳神経外科病院	583-0014	藤井寺市野中二丁目9-1	072-937-0012	072-937-0062	50
医療法人丹比荘 丹比荘病院	583-0884	羽曳野市野164-1	072-955-4468	072-954-2259	310
医療法人はあとふる 運動器ケアしまだ病院	583-0875	羽曳野市檜山100-1	072-953-1001	072-953-1552	88
医療法人昌円会 高村病院	583-0886	羽曳野市恵我之荘三丁目1-3	072-939-0099	072-939-0599	175
医療法人春秋会 城山病院	583-0872	羽曳野市はびきの二丁目8-1	072-958-1000	072-958-8814	299
医療法人六三会 大阪さやま病院	589-0032	大阪狭山市岩室三丁目216-1	072-365-0181	072-367-3020	279
社会医療法人さくら会 さくら会病院	589-0011	大阪狭山市半田五丁目2610-1	072-366-5757	072-367-2808	147
医療法人敬任会 岡記念病院	586-0024	河内長野市西之山町11-18	0721-55-1221	0721-55-1295	99
医療法人生登会 寺元記念病院	586-0017	河内長野市古野町4-11	0721-50-1111	0721-50-1122	160

(資料) 市資料

## II-16 災害用医薬品備蓄・物流センター

[大阪府医薬品卸協同組合]

(平成30年4月現在)

区域	No	施設名称	郵便	所在地	電話	F A X	対応可能日時	備考	位置づけ
市内	1	(株)ケーエスケー 大阪支店	540-0029	大阪市中央区 本町橋1番20号	06-6941-7831	06-6943-4032	月～土 8:30～17:00		支店
	2	アルフレッサ(株)大阪中央事業所 大阪物流センター	531-0063	大阪市北区長柄東2-9-46	06-4800-1261	06-4800-9720	月～金 8:30～17:00	◎優先窓口	支店 物流センター
	3	(株)メディセオ 大阪病院営業部	531-0071	大阪市北区中津6-9-47	06-6455-8511	06-6455-8599	月～金 8:30～19:00 土曜日 8:30～16:00		営業部
	4	(株)スズケン 大阪中央支店	537-0001	大阪市東成区深江北3-14-5	06-4259-8067	06-6977-2290	24時間 夜間 18:00～8:00  06-4259-8075	◎優先窓口	営業部
	5	東邦薬品(株) 平野営業所	547-0002	大阪市平野区加美東3-2-21	06-6791-9461	06-6791-1215	月～金 8:30～19:00 (時間外は 携帯電話 090-2115-8783)	◎優先窓口	
	6	(株)メディセオ 南大阪ALC	581-0092	八尾市老原9-72	072-923-0856	072-923-0954	月～金 8:30～19:00 土曜日8:30～17:00 外部委託 072-923-0318	◎優先窓口	物流センター
北	7	(株)スズケン 千里支店	562-0035	箕面市船場東3-17-3	072-730-0050	072-730-0259	夜間を除き 毎日 緊急時は No. 4へ		支店
	8	(株)ケーエスケー 茨木支店	567-0004	茨木市南耳原2-9-35	072-631-2060	072-631-2051	月～金 8:30～17:00		支店での必要在庫を管理
	9	(株)メディセオ 茨木支店	567-0888	茨木市駅前3-4-30	072-627-1234	072-627-1159	月～金 8:30～19:00 土曜日 8:30～16:00		支店
京阪・東大阪	10	(株)スズケン 寝屋川支店	572-0071	寝屋川市豊里町36-15	072-829-6666	072-829-6653	夜間と日曜日を除き毎日 日対応 緊急時は No. 4へ		支店
	11	アルフレッサ(株) 門真支店	571-0044	門真市松生町4-6	06-6909-7201	06-6909-6428	月～金 8:30～17:00		支店

区域	No	施設名称	郵便	所在地	電話	F A X	対応可能日時	備考	位置づけ
南	12	(株)PALTAC 近畿支社RDC堺	592-8331	堺市西区築港新町1-5-16	072-241-6501	072-241-6502	月～金8:30～19:00(連絡先電話は近畿支社0725-31-4111)	◎優先窓口	物流センター
	13	(株)スズケン 堺支店	590-0116	堺市南区若松台3-1-4	072-291-1880	072-294-0412	夜間を除き毎日緊急時はNo.4へ		支店
	14	アルフレッサヘルスケア(株) 関西物流センター	595-0812	泉北郡忠岡町忠岡中3-9-4	0725-21-2841 【携帯】080-2438-4536	0725-21-4576	24時間体制ではない [一般用医薬品のみ]	◎優先窓口	物流センター
	15	(株)ケーエスケー 大阪物流センター	587-0042	堺市美原区木材通1-7-29	①072-363-3500 ②072-363-3538	①072-363-3520 ②072-363-3539	①月～金8:30～19:00 土日祝8:30～17:00 ②月～金19:00～翌8:30 土17:00～翌8:30 日祝8:30～翌8:30	◎優先窓口	物流センター
	16	(株)メディセオ 和泉支店	594-0074	和泉市小田町2-21-24	0725-45-0821	0725-45-0649	月～金8:30～19:00 土曜日8:30～16:00		支店
	17	(株)メディセオ 堺北支店	590-0024	堺市堺区向陵中町3-4-6	072-252-5250	072-252-5130	月～金8:30～19:00 土曜日8:30～16:00		支店
	18	東邦薬品(株) 堺営業所	599-8261	堺市中区堀上町3-1	072-277-8111	072-277-6300	月～金8:30～19:00 (時間外は携帯電話対応)		

(資料)「大阪府地域防災計画資料編(平成31年3月修正)」

## II-17 災害時医薬品等確保供給体制整備事業一覧

(平成30年度)

団体名	一般社団法人大阪府薬剤師会	大阪府医薬品卸協同組合
供給協定の締結	○	○
協定締結日	平成9年4月1日	平成9年4月1日
供給品目	<input type="checkbox"/> 医療用医薬品 <input type="checkbox"/> 一般用医薬品 <input type="checkbox"/> 衛生材料 ☆その他府が指定するもの	<input type="checkbox"/> 医療用医薬品 <input type="checkbox"/> 一般用医薬品 <input type="checkbox"/> 衛生材料 ☆その他府が指定するもの
備蓄場所一覧	○	○
供給マニュアルの作成	○	○
備蓄供給	○	○
委託契約の締結		
最初委託契約締結日	平成9年4月1日	平成9年4月1日
現在委託契約締結日	平成30年4月1日	平成30年4月1日
委託料	722千円	2,166千円
委託料の積算根拠	備蓄総額：72,216千円 年間廃棄損耗費1%	備蓄総額：218,412千円 年間廃棄損耗費1%
平成30年度 備蓄品目	・医療用医薬品（衛生材料を含む）	・医療用医薬品
	59,291千円	203,705千円
	・一般用医薬品（衛生材料を含む）	・一般用医薬品（衛生材料を含む）
	12,924千円	14,706千円
備蓄場所	6カ所	18カ所
その他	災害時の医療救護活動に関する協定を平成24年4月1日に締結	

☆その他府が指定するもの：難病患者等に用いる特殊な薬剤、身体障害者用医療機器等を含む。

(資料)「大阪府地域防災計画資料編（平成31年3月修正）」

団体名	関西医薬品協会	大阪家庭薬協会	大阪衛生材料 協同組合	一般社団法人 日本産業・医療 ガス協会 近畿地域本部 大阪支部
供給協定の締結	○	○	○	○
協定締結日	平成9年4月1日	平成9年4月1日	平成9年4月1日	平成21年9月1日
供給品目	<input type="checkbox"/> 医療用医薬品 <input type="checkbox"/> 一般用医薬品 ☆その他府が指 定するもの	<input type="checkbox"/> 一般用医薬品 ☆その他府が指 定するもの	<input type="checkbox"/> 衛生材料 ☆その他府が指 定するもの	<input type="checkbox"/> 医療用ガス ☆その他府が指 定するもの
備蓄場所一覧				
供給マニュアルの作成				
備蓄供給	×	×	×	×

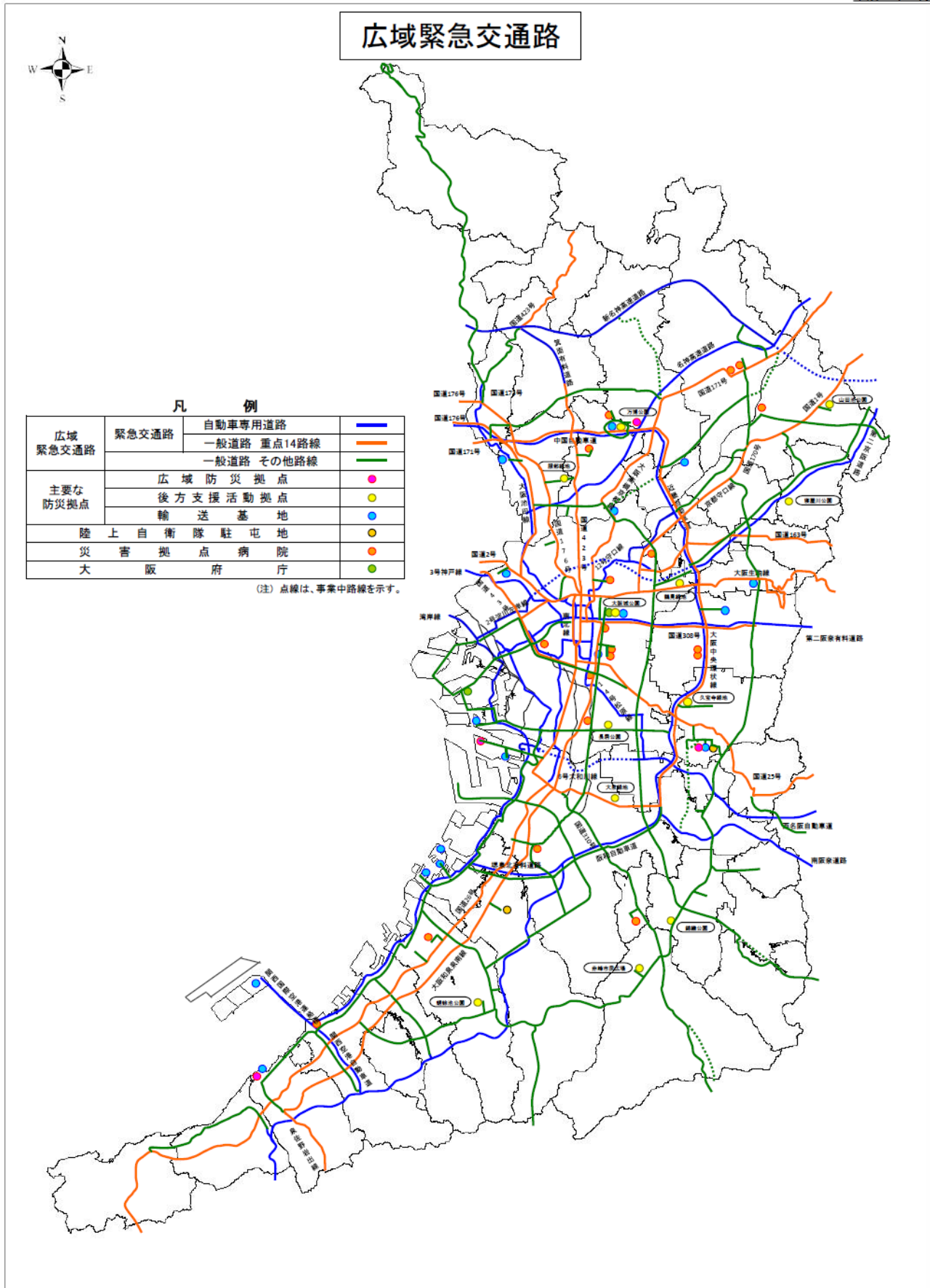
団体名	近畿歯科用品商 協同組合	一般社団法人 大阪医療機器 協会	近畿臨床検査薬 卸連合会
供給協定の締結	○	○	○
協定締結日	平成9年4月1日	平成9年4月1日	平成27年4月1日
供給品目	<input type="checkbox"/> 歯科用医薬品  <input type="checkbox"/> 歯科材料 ☆その他府が指 定するもの	<input type="checkbox"/> 医療機器 (医療用資機材)  <input type="checkbox"/> 衛生材料 ☆その他府が指 定するもの	<input type="checkbox"/> 臨床検査薬  <input type="checkbox"/> 検査に必要な 資器材 ☆その他府が指 定するもの
備蓄場所一覧			
供給マニュアルの作成			
備蓄供給	×	×	×
その他		法人名変更に伴 い、平成29年11月 14日付けで再協 定	

☆その他府が指定するもの：難病患者等に用いる特殊な薬剤、身体障害者用医療機器等を含む。

(資料)「大阪府地域防災計画資料編(平成31年3月修正)」

## II-18 広域緊急交通路線図

平成29年12月



(資料)「大阪府地域防災計画資料編(平成31年3月修正)」

## II-19 緊急交通路一覽表

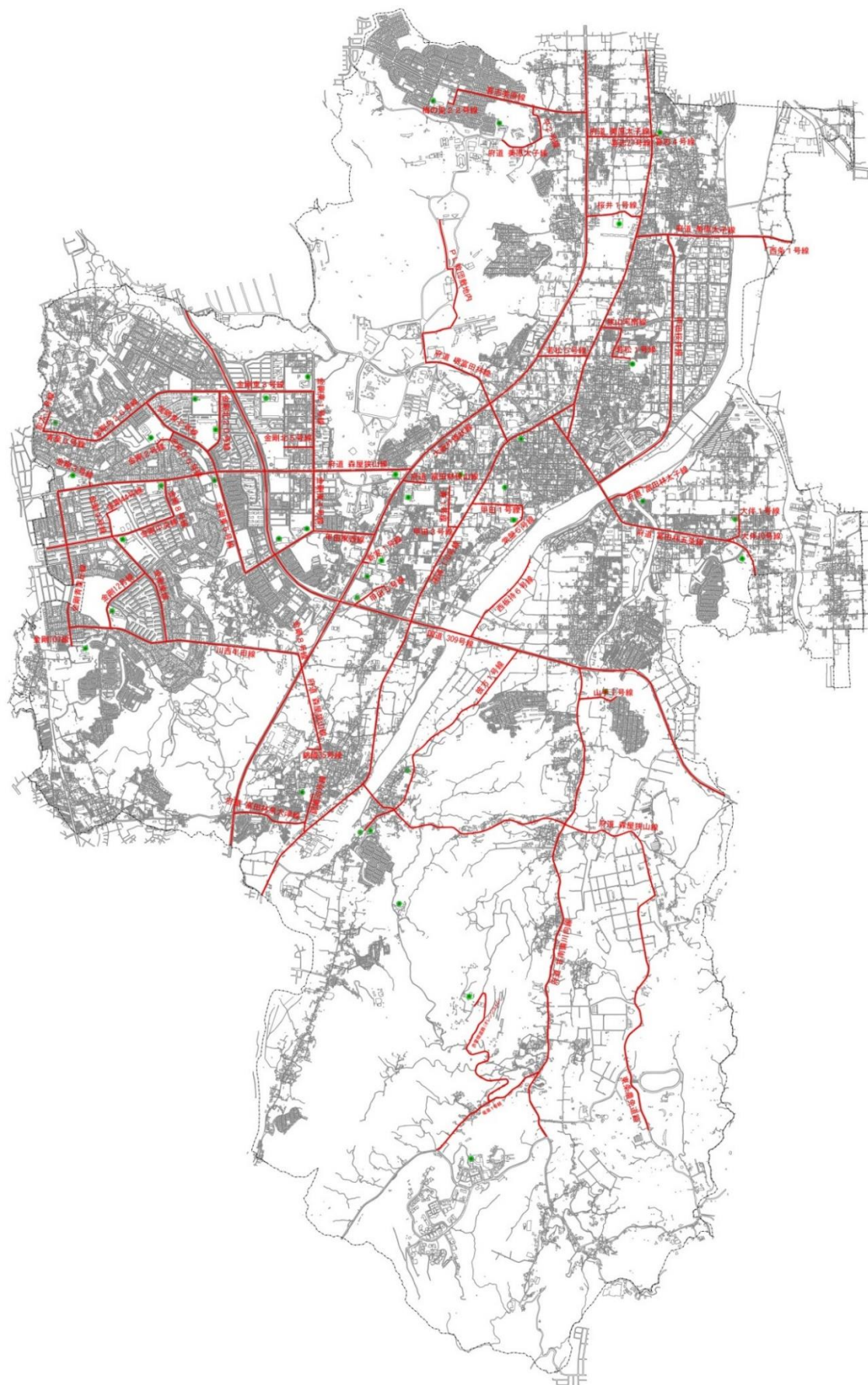
		路 線 名
府選定	1	国道 309号線
	2	国道 170号線 (旧)
	3	国道 170号線 (大阪外環状線)
	4	府道 美原太子線
市選定	5	府道 甘南備川向線
	6	府道 堺富田林線
	7	府道 森屋狭山線
	8	府道 富田林狭山線
	9	府道 富田林五条線
	10	府道 富田林泉大津線
	11	府道 富田林太子線
	12	喜志美原線
	13	加太 1号線
	14	喜志 4号線
	15	狭山河南線
	16	錦織35号線
	17	錦織38号線
	18	金剛107線
	19	金剛12号線
	20	金剛 2号線
	21	金剛 3 5号線
	22	金剛 3号線
	23	金剛44号線
	24	金剛 8号線
	25	金剛 8号線
	26	金剛 9号線
	27	金剛青葉丘線
	28	金剛中央線
	29	金剛東 1号線
	30	金剛東 2号線
	31	金剛東 3号線
	32	金剛東 4号線
	33	金剛東 5号線
	34	金剛東線
	35	金剛北20号線
	36	金剛北26号線
	37	金剛北 5号線
	38	甲田 1号線



		路 線 名
市選定	39	甲田3号線
	40	甲田5号線
	41	甲田桜井線
	42	甲田東西線
	43	桜井1号線
	44	山手1号線
	45	若松1号線
	46	若松5号線
	47	寿1号線
	48	常盤5号線
	49	新家1号線
	50	西条1号線
	51	西板持6号線
	52	青葉3号線
	53	川西半田線
	54	大伴10号線
	55	大伴1号線
	56	梅の里22号線
	57	彼方1号線
	58	彼方2号線
	59	平2号線
	60	本町11号線
	61	竜泉1号線
	62	市管理道路（東条農免道路）
63	市管理道路（オレンジライン）	
64	私道 P L 教団敷地内	

（資料）市資料

市内の緊急交通路図



## II-20 「緊急通行車両事前届出書」及び「事前届出済証」様式

(表)

<div style="float: right;">( ) 第 号</div> <h3 style="margin: 0;">緊急通行車両事前届出書</h3> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">年 月 日</div>													
大阪府公安委員会 殿	<div style="text-align: center;">申請者住所</div> <div style="text-align: center;">(電話)</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>氏 名</span> <span>印</span> </div>												
行政機関等の名称等	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 指定行政機関</td> <td style="width: 50%;">2 指定地方行政機関</td> </tr> <tr> <td>3 地方公共団体 (執行機関を含む。)</td> <td>4 指定公共機関</td> </tr> <tr> <td>5 指定地方公共機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">名 称 ( )</td> </tr> </table>	1 指定行政機関	2 指定地方行政機関	3 地方公共団体 (執行機関を含む。)	4 指定公共機関	5 指定地方公共機関		名 称 ( )					
1 指定行政機関	2 指定地方行政機関												
3 地方公共団体 (執行機関を含む。)	4 指定公共機関												
5 指定地方公共機関													
名 称 ( )													
業 務 の 内 容	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 警報の発令等</td> <td style="width: 33%;">2 消防等の応急措置</td> <td style="width: 33%;">3 救難救助等</td> </tr> <tr> <td>4 児童等の教育</td> <td>5 施設等の応急復旧</td> <td>6 保健衛生</td> </tr> <tr> <td>7 社会秩序の維持</td> <td>8 緊急輸送の確保</td> <td>9 災害の防御等</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10 その他 ( )</td> </tr> </table>	1 警報の発令等	2 消防等の応急措置	3 救難救助等	4 児童等の教育	5 施設等の応急復旧	6 保健衛生	7 社会秩序の維持	8 緊急輸送の確保	9 災害の防御等	10 その他 ( )		
1 警報の発令等	2 消防等の応急措置	3 救難救助等											
4 児童等の教育	5 施設等の応急復旧	6 保健衛生											
7 社会秩序の維持	8 緊急輸送の確保	9 災害の防御等											
10 その他 ( )													
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)													
大阪府以外での災害応急対策に関する活動計画の策定の有無及びその活動地域	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">有</td> <td style="width: 80%; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の都道府県 ( )</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">無</td> </tr> </table>		有	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の都道府県 ( )</td> <td></td> </tr> </table>	滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県		その他の都道府県 ( )			無			
	有	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の都道府県 ( )</td> <td></td> </tr> </table>	滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県		その他の都道府県 ( )			無					
滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県													
その他の都道府県 ( )													
車 両 の 使 用 者	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">住 所</td> <td style="padding: 5px;">( ) 局 番</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏 名</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	住 所	( ) 局 番	氏 名									
住 所	( ) 局 番												
氏 名													
番号標に表示されている番号													
出 発 地													

注：この届出書を2通作成し、申請に係る車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署（指定行政機関等の保存する車両以外の車両については、輸送協定書又は指定行政機関等の上申請の写し1通を添付の上、災害応急対策業務に係る指定行政機関等の所在地を管轄する警察署）に提出すること。

(裏)

( ) 第 号  
年 月 日

## 緊急通行車両事前届出済証

大阪府公安委員会 印

### 注意事項

- 1 災害時には、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を提示して所要の手続を受けること。
- 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。
- 3 届出内容に変更を生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。
- 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。
  - (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。
  - (2) 当該車両が廃車となったとき。
  - (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

## II-21 「緊急通行車両確認申請書」「確認証明書」及び「標章」様式

(1) 「緊急通行車両確認申請書」様式

<b>緊急通行車両確認申請書</b>													
年 月 日													
大阪府知事 殿 大阪府公安委員会													
申請者住所 (電話番号) 氏名 印													
行政機関等の名称等	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">1 指定行政機関</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">2 指定地方行政機関</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3 地方公共団体（執行機関を含む。）</td> <td style="padding: 2px;">4 指定公共機関</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">5 指定地方公共機関</td> <td style="padding: 2px;">6 その他（ ）</td> </tr> </table> 名称（ ）	1 指定行政機関	2 指定地方行政機関	3 地方公共団体（執行機関を含む。）	4 指定公共機関	5 指定地方公共機関	6 その他（ ）						
1 指定行政機関	2 指定地方行政機関												
3 地方公共団体（執行機関を含む。）	4 指定公共機関												
5 指定地方公共機関	6 その他（ ）												
業 務 の 内 容	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 2px;">1 警報の発令等</td> <td style="width: 33%; padding: 2px;">2 消防等の応急措置</td> <td style="width: 33%; padding: 2px;">3 救難救助等</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">4 児童等の教育</td> <td style="padding: 2px;">5 施設等の応急復旧</td> <td style="padding: 2px;">6 保健衛生</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">7 社会秩序の維持</td> <td style="padding: 2px;">8 緊急輸送の確保</td> <td style="padding: 2px;">9 災害の防御等</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 2px;">10 その他（ ）</td> </tr> </table>	1 警報の発令等	2 消防等の応急措置	3 救難救助等	4 児童等の教育	5 施設等の応急復旧	6 保健衛生	7 社会秩序の維持	8 緊急輸送の確保	9 災害の防御等	10 その他（ ）		
1 警報の発令等	2 消防等の応急措置	3 救難救助等											
4 児童等の教育	5 施設等の応急復旧	6 保健衛生											
7 社会秩序の維持	8 緊急輸送の確保	9 災害の防御等											
10 その他（ ）													
番号標に表示されている番号													
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）													
車両の 使用者	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px; vertical-align: top;">住 所</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">氏 名</td> <td style="padding: 5px;">電話番号（ ）</td> </tr> </table>	住 所		氏 名	電話番号（ ）								
住 所													
氏 名	電話番号（ ）												
通 行 日 時													
通 行 経 路	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">出 発 地</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	出 発 地	目 的 地										
出 発 地	目 的 地												
備 考													

(2) 「緊急通行車両確認証明書」様式

災害対策基本法施行規則別記様式第4号

第	号	年 月 日	
<b>緊急通行車両確認証明書</b>			
大阪府知事 大阪府公安委員会		印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用 者	住 所	(            )            局            番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(3)「標章」様式

別記様式第3 (第6条関係) (平7総府令39・全改、平8総府令1・18様式第2線下)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## II-22 災害時用臨時ヘリポート選定・整備状況

### 1 災害時用臨時ヘリポート選定基準

- 1 地盤は、堅牢な平坦地のこと。(コンクリート、芝生が最適)
- 2 地面斜度6度以内のこと。
- 3 離着陸(発着)のため必要最小限度の地積が確保できること。  
〔必要最小限度の地積〕
  - ◎大型ヘリコプター ……100m四方の地積
  - ◎中型ヘリコプター …… 50m四方の地積
  - ◎小型ヘリコプター …… 30m四方の地積
- 4 二方向以上から離着陸が可能であること。
- 5 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。
- 6 車両等の進入路があること。
- 7 林野火災における空中消火基地の場合
  - ① 水利、水源に近いこと。
  - ② 複数の駐機が可能なこと。
  - ③ 補給基地が設けられていること。
  - ④ 気流が安定していること。

なお、受入れにあたっては次の事項に留意すること。

- 1 風向風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くに吹き流し又は旗を立てること。  
これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す対策(例:発煙筒)をとること。
- 2 着陸点にはHを表示すること。
- 3 状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備すること。

(資料) 大阪府ホームページ



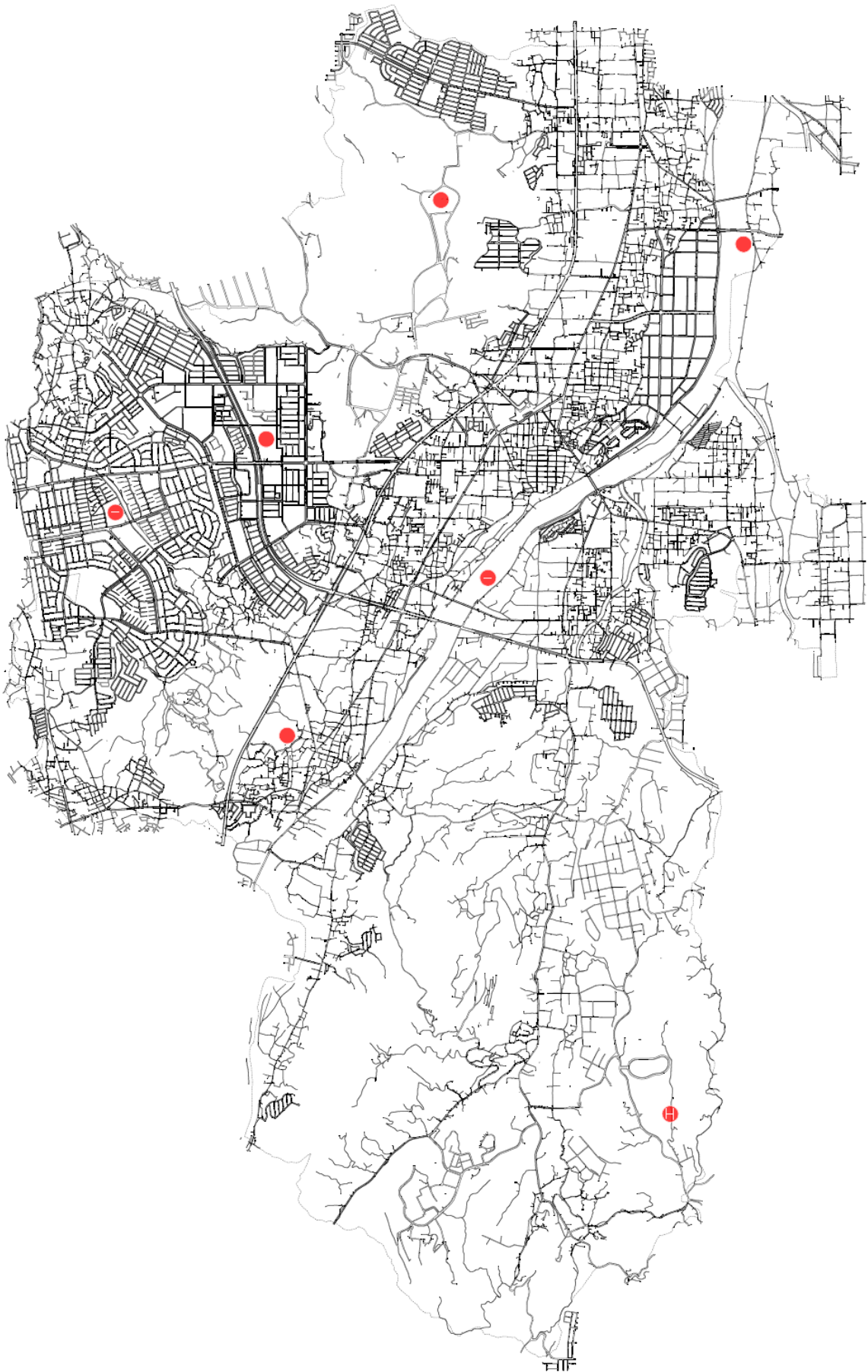
## 2 災害時用ヘリポート一覧表

(平成29年9月1日現在)

図番号	ヘリポート	所在地	管理者	連絡先	幅×長さ
1	石川河川敷 喜志グラウンド	西条町1-944	生涯学習部 生涯学習課	25-1000	70×170m (大型可)
2	石川河川敷 川西グラウンド	西板持町1-126	生涯学習部 生涯学習課	25-1000	90×370m
3	金剛東中央公園 グラウンド	向陽台3-2	生涯学習部 生涯学習課	25-1000	90×80m
4	金剛1号近隣公園 グラウンド	久野喜台2-2	生涯学習部 生涯学習課	25-1000	90×90m
5	パ・フェトリパーティ教団 大本庁 Cグラウンド(駐車場)	新堂2172-1	パ・フェトリパーティ教団	24-1111	350×55m (大型可)
6	大阪大谷大学 グラウンド	錦織北3-11-1	学校法人大谷学園 大阪大谷大学	24-0381	80×130m
7	総合スポーツ公園 (グラウンド、野球場)	大字佐備2467-1	生涯学習部 生涯学習課	25-1000	180×120m 95×95m (大型可)

(資料) 大阪府ホームページ

## II-23 災害時用臨時ヘリポート位置図



## II-24 大阪府選定の輸送基地

区 分	対 象 地 区	所 在 地
陸上輸送基地	1 日本万国博覧会記念公園 2 北大阪トラックターミナル 3 大阪府立消防学校 4 東大阪トラックターミナル 5 大阪城公園（東部地区） 6 大阪府北部広域防災拠点 7 大阪府中部広域防災拠点 8 大阪府南部広域防災拠点	吹田市千里万博公園 1-1 茨木市宮島 2 大東市平野屋 1-4-1 東大阪市本庄中 1-8-7 大阪市中央区大阪城 吹田市千里万博公園 5-5 八尾市空港 1丁目 209-7 泉南市りんくう南浜 2-14
航空輸送基地	1 大阪国際空港 2 関西国際空港 3 八尾空港	豊中市蛍池西町 3-555 泉南郡田尻町泉州空港中 1 八尾市空港 2-12
海上輸送基地	1 大阪南港（A岸壁） 2 堺泉北港（堺浜 1号岸壁-7.5m） 3 堺泉北港（汐見 5号岸壁-12m） 4 堺泉北港（助松1号岸壁 - 9m） 5 堺泉北港（助松 9号岸壁 - 12m暫定）	大阪市住之江区南港南 3 堺市堺区築港八幡町 泉大津市汐見町 泉大津市小津島町 高石市南高砂
河川輸送基地	<b>【大阪府設置】</b> 1 防災船着場（神崎川／高浜） 2 防災船着場（神崎川／榎木） 3 防災船着場（神崎川／三国） 4 防災船着場（神崎川／佃） ○5 防災船着場（神崎川／西島） 6 船着場（堂島川／国際会議場前港） 7 船着場（木津川／ドーム前千代崎港） 8 船着場（尻無川／ドーム前岩崎港） 9 船着場（大川 / 八軒家浜港） 10 船着場（堂島川／福島港） □11 船着場（安治川／仮称・中央卸売市場前港） □12 船着場（安治川／仮称・福島港） □13 船着場（大川 / 仮称・桜之宮港） ※ ○整備中 □計画中 <b>【国土交通省設置】</b> 14 防災船着場（淀川／大塚） 15 防災船着場（淀川／枚方） 16 防災船着場（淀川／点野） 17 防災船着場（淀川／鳥飼）	吹田市内本町 3 吹田市芳野町 大阪市淀川区新高 5 大阪市西淀川区佃 2 大阪市淀川区西島 2 大阪市北区中之島 5 大阪市西区千代崎 3 大阪市西区千代崎 3 大阪市中央区天満橋京町 大阪市福島区福島 1 大阪市福島区野田 1 大阪市西区川口 2 大阪市都島区中野町 2  高槻市大塚 高槻市大塚 3 寝屋川市点野 1 摂津市鳥飼下 1

区 分	対 象 地 区	所 在 地
	18 防災船着場（淀川／佐太）	摂津市鳥飼和道 1
	19 防災船着場（淀川／毛馬）	大阪市都島区毛馬町 4
	20 防災船着場（淀川／新北野）	大阪市淀川区新北野
	21 防災船着場（淀川／柴島）	大阪市東淀川区柴島 2
	22 防災船着場（淀川／海老江）	大阪市福島区海老江 3

（資料）「大阪府地域防災計画資料編（平成31年3月修正）」

## Ⅱ-25 指定避難所等

### 1 指定避難所・指定避難場所一覧表

(平成30年4月時点)

No	名 称	指定 避難所	指定緊急 避難場所	住 所	電話番号	地震時 避難	洪水時 避難	土砂災害 時避難
1	喜志西小学校	○	○	梅の里四丁目6-1	25-7380	○	○	○
2	喜志中学校	○	○	梅の里一丁目7-1	26-0468	○	○	○
3	喜志小学校	○	○	木戸山町1-36	24-3103	○	○	○
4	新堂小学校	○	○	若松町四丁目5-4	24-3102	○	○	○
5	大伴小学校	○	○	南大伴町一丁目2-20	24-3104	○	○	○
6	富田林小学校	○	○	常盤町16-20	24-3101	○	○	○
7	府立富田林高校	○	○	谷川町4-30	23-2281	○	○	○
8	第一中学校	○	○	寿町一丁目3-5	24-3201	○	○	○
9	府立河南高校	○	○	錦ヶ丘町1-15	23-2081	○	○	○
10	向陽台小学校	○	○	向陽台五丁目1-1	29-1226	○	○	○
11	藤陽中学校	○	○	向陽台三丁目4-1	29-3705	○	○	○
12	藤沢台小学校	○	○	藤沢台二丁目3-1	28-3771	○	○	○
13	府立金剛高校	○	○	藤沢台二丁目1-1	28-3811	○	○	○
14	葛城中学校	○	○	藤沢台三丁目4-1	28-3761	○	○	○
15	高辺台小学校	○	○	高辺台三丁目1-1	29-1403	○	○	○
16	久野喜台小学校	○	○	久野喜台一丁目16-1	29-1450	○	○	○
17	金剛中学校	○	○	寺池台一丁目1-1	29-1404	○	○	○
18	小金台小学校	○	○	小金台三丁目11-1	29-4460	○	○	○
19	明治池中学校	○	○	小金台二丁目11-1	29-1355	○	○	○
20	川西小学校	○	○	新家一丁目3-1	24-3107	○	○	○
21	第二中学校	○	○	新家一丁目4-1	24-3202	○	○	○
22	第三中学校	○	○	大字佐備15	34-3206	○	○	○
23	寺池台小学校	○	○	寺池台四丁目3-1	29-1477	○	○	○
24	伏山台小学校	○	○	伏山二丁目1-1	28-4106	○	○	○
25	錦郡小学校	○	○	錦織南一丁目8-1	24-3106	○	○	○
26	彼方小学校西館	○	○	大字彼方411	34-3105	○	○	
27	府立富田林支援学校	○	○	大字甘南備216	34-1675	○	○	○
28	レインボーホール(市民会館)	○		粟ヶ池町2969-5	25-1117	○	○	○
29	東公民館	○		山中田町一丁目5-50	25-1772	○	○	○
30	中央公民館・中央図書館	○		本町16-28	24-3333・ 25-4921	○	○	○
31	金剛公民館・金剛図書館	○		高辺台二丁目1-2	28-1121・ 28-1171	○	○	○
32	総合福祉会館	○		宮甲田町9-9	25-8261	○	○	○
33	市民総合体育館	○		美山台4-1	24-2265	○	○	○
34	かがりの郷	○		南大伴町四丁目4-1	20-6070	○	○	○
35	彼方保育園・JA旧彼方支店	○		大字彼方37	33-3943	○	○	○

No	名 称	指定 避難所	指定緊急 避難場所	住 所	電話番号	地震時 避難	洪水時 避難	土砂災害 時避難
36	青葉丘幼稚園	○		加太二丁目8-14	072- 365-0415	○	○	○
37	河川敷喜志プール横グラウンド		○	喜志町一丁目5-29		○		
38	河川敷喜志グラウンド		○	西条町一丁目994		○		
39	河川敷若松東グラウンド		○	大字新堂2642-1		○		
40	石川河川公園		○	山中田町1		○		
41	河川敷石川グラウンド		○	富田林町		○		
42	金剛東中央公園		○	向陽台三丁目2		○	○	○
43	藤沢台公園		○	藤沢台五丁目1		○	○	○
44	金剛中央公園		○	久野喜台二丁目2		○	○	○
45	津々山台公園		○	津々山台二丁目3		○	○	○
46	河川敷川西グラウンド		○	西板持町一丁目126		○		
47	河川敷西板持グラウンド		○	西板持町四丁目4		○		
48	伏見堂ちびっこ老人憩いの広場		○	大字伏見堂366-1		○	○	○
49	大阪府 狭山水みらいセンター		○	大阪狭山市 東池尻6-1647	072- 365-2490	○		○

## 2 協力避難所一覧表・協力避難場所一覧表

(平成30年4月時点)

No	名 称	協力 避難所	協力緊急 避難場所	住 所	電話番号	地震時 避難	洪水時 避難	土砂災害 時避難
1	初芝富田林中学校高等学校	○	○	大字彼方1801	34-1010	○	○	○
2	かんぼの宿富田林	○		龍泉880-1	33-0700	○	○	○
3	藍野大学短期大学部 青葉丘キャンパス	○		青葉丘11-1	072- 366-1106	○	○	○
4	PL学園グラウンド		○	大字喜志2055		○	○	○
5	大阪大谷大学	○	○	錦織北三丁目11-1	24-0381	○	○	○

## 3 福祉避難所一覧表

(平成30年4月時点)

No	名 称	住 所	電話番号
1	富田林市ケアセンター（けあぱる）	富田林市向陽台1-4-30	28-8600

## 4 広域避難地一覧表

(平成30年4月時点)

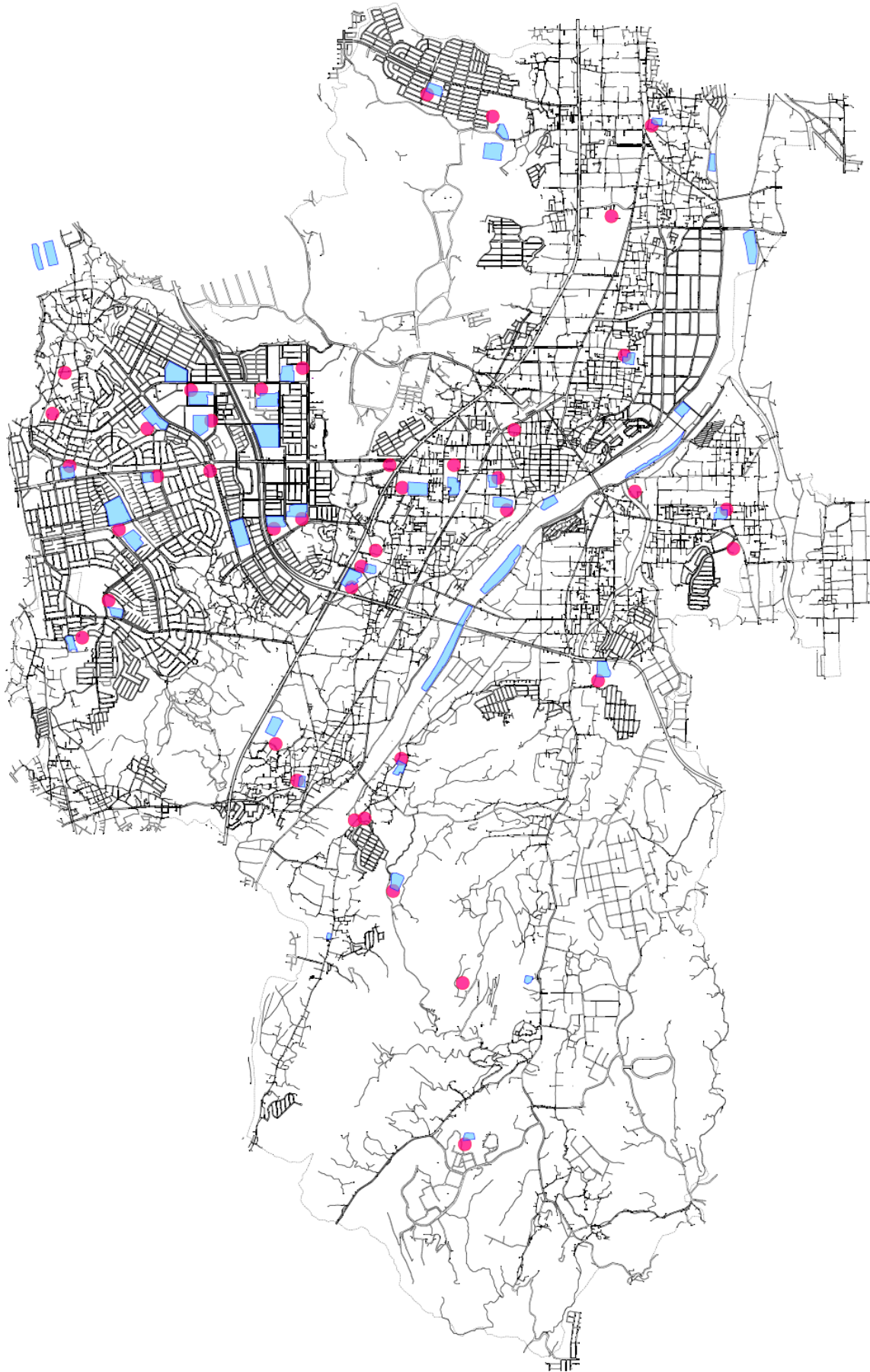
No	名 称	管理事務所	電話番号
1	錦織公園	錦織公園事務所	24-1506

## 5 医療救護所一覧表

(令和元年8月時点)

No	名 称	住 所
1	富田林小学校	常盤町
2	第三中学校	佐備
3	金剛中学校	寺池台一丁目
4	喜志中学校	梅の里一丁目
5	明治池中学校	小金台二丁目

6 指定避難所・指定避難場所等位置図



指定避難所・一時避難地位置図



## II-26 公園の現況

(平成31年4月1日現在)

### 都市公園

都市公園（市管理）	60 箇所	391,551 m <sup>2</sup>
-----------	-------	------------------------

都市公園（府営公園含む）	62 箇所	1,383,551 m <sup>2</sup>
街区公園（誘致距離 250m 面積 0.25ha 標準）	49 箇所	155,780 m <sup>2</sup>
近隣公園（誘致距離 500m 面積 2.00ha 標準）	5 箇所	109,384 m <sup>2</sup>
地区公園（誘致距離 1km 面積 4.00ha 標準）	2 箇所	86,528 m <sup>2</sup>
広域公園（面積 50ha 以上）	2 箇所	992,000 m <sup>2</sup>
緑地	4 箇所	39,859 m <sup>2</sup>

都市公園（錦織公園、石川河川公園含む）	62 箇所	1,383,551 m <sup>2</sup>
都市計画公園（●）	16 箇所	1,108,970 m <sup>2</sup>
その他都市公園	46 箇所	274,581 m <sup>2</sup>

### 児童遊園等

児童遊園等	153 箇所	243,502 m <sup>2</sup>
-------	--------	------------------------

### 公園墓地

公園墓地	1 箇所	114,500 m <sup>2</sup>
------	------	------------------------

## II-27 文化財一覧表

(平成30年4月現在)

### 国指定(選定)文化財

種別	名称	所在地	指定(選定)年月日
重要文化財 (建造物)	錦織神社本殿 (摂社春日社本殿、天神社本殿)	宮甲田町	昭和25年8月29日 (昭和44年6月20日追加)
	龍泉寺仁王門	龍泉	昭和36年3月23日
	旧杉山家住宅	富田林町	昭和58年12月26日
	富田林興正寺別院本堂・対面所・鐘楼・ 鼓楼・山門・御成門 附築地塀3棟	富田林町	平成26年9月18日
重要文化財 (美術工芸品)	瀧谷不動明王寺不動明王及び二童子立像	彼方	昭和31年6月28日
名勝	龍泉寺庭園	龍泉	昭和56年5月11日
史跡	新堂廃寺跡 附オガンジ池瓦窯跡、お亀石古墳	緑ヶ丘町 中野	平成14年12月19日
重要伝統的建造 物群保存地区	富田林重要伝統的建造物群保存地区	富田林町	平成9年10月31日
重要美術品	十三塔	東板持町	昭和10年5月20日

### 国登録文化財

種別	名称	所在地	登録年月日
建造物	葛原家住宅主屋、倉庫	常盤町	平成10年4月21日
	杉田家住宅主屋、蔵	本町	平成12年12月4日
	中内眼科医院	富田林町	平成13年4月24日
	市立川西小学校教育歴史資料室	新家	平成13年11月20日
	岩根家住宅主屋、奥座敷、酒蔵	五軒家	平成20年4月18日
	桃花塾本館、教室棟	喜志	平成21年4月28日
	旧田中家住宅主屋、乾蔵	本町	平成25年6月21日

大阪府指定文化財

種別	名称	所在地	指定年月日
彫刻	浄谷寺石造地藏菩薩立像	富田林町	昭和45年2月20日
	龍泉寺木造金剛力士立像	龍泉	昭和49年3月29日
	龍泉寺木造聖徳太子立像 附像内納入品	龍泉	昭和51年3月31日
史跡	水郡邸	甲田	昭和48年3月29日
	東高野街道錦織一里塚	錦織東	昭和45年2月20日
	廿山古墳及び二本松古墳	廿山	平成11年2月5日
工芸品	滝谷不動明王寺金銅宝珠鈴	彼方	昭和56年6月1日
建造物	仲村家住宅	富田林町	平成2年3月2日
	附普請入用帳、古函		
有形民俗	西国巡礼三十三度行者 関係資料11点（富田林組）	富田林町	平成7年12月13日
	西国巡礼三十三度行者 関係資料7点（嬉組）	嬉	平成10年2月4日

伝統的建造物群保存地区



## II-28 応急仮設住宅建設必要面積

(平成31年3月現在)

番号	公園名	開設面積	建設可能面積	所在地	備考
1	高辺台1号公園	4,026㎡	1,150㎡	高辺台	
2	寺池台2号公園	3,876㎡	850㎡	寺池台	
3	藤沢台公園	20,000㎡	1,100㎡	藤沢台	
4	津々山台公園	20,000㎡	3,200㎡	津々山台二丁目	
5	小金台2号公園	2,500㎡	700㎡	小金台	
6	梅の里8号公園	5,105㎡	850㎡	梅の里	
合計			7,850㎡		

## II-29 配水池等一覽表

(平成31年3月現在)

名 称	所在地	容 量 (m <sup>3</sup> )
甲田浄水場	甲田2丁目12-24	1,080

名 称	所在地	容 量 (m <sup>3</sup> )
北部配水池	小金台一丁目2-1	9,800
低区配水池	美山台3	2,100
高区配水池	大字甘山一丁目2-16	0
東部配水池	大字彼方1325-4(楠風台)	3,500
彼方配水池	大字彼方1809	3,500
嶽山配水池	大字龍泉874-1	1,100
嶽山第2配水池	大字龍泉880-12	190
金剛配水池	寺池台3-11-36	4,500
喜志配水池	梅の里1-150-16	1,400
金剛東配水池	津々山台4-7-1	10,300
金剛東高地区配水池		(高架水槽) 2,400
錦織配水池	須賀1-22-13	4,500
公園展望配水池	大字佐備2467-1	880
伏山配水池	金剛錦織台13-3	745
山中田配水池	かがり台24-1	560

## II-30 給水タンク車等の保有量

(平成30年3月現在)

種 類	容 量	数 量
給水車（加圧・有）	2.0m <sup>2</sup>	1台
トラック	—	1台
給水タンク	1.5m <sup>2</sup>	3台
	1.2m <sup>2</sup>	1台
	1.0m <sup>2</sup>	1台
	500ℓ	19台
給水袋	6ℓ	6,800枚
応急給水栓	—	5栓
発電機	—	1台

(資料)「大阪府地域防災計画資料編（平成31年3月修正）」

## II-31 重要物資備蓄目標量

備蓄品目	重要物資確保の基準について	目標量
食料	(直下型地震による)避難所避難者数×3食×1.2 <sup>(注)</sup> により算出した数量と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×3食×3日×1.2で算出した数量を比較し多い方 (注)1.2という係数は、避難所避難者以外の食糧需要を想定したもの。	12,005食
高齢者食	上記で算出した数量のうち、5%(80歳以上人口比率)を高齢者食とする。	632食
毛布	避難所避難者数×必要枚数2枚/人 ※保温用資材の例：アルミブランケット(シート)等	7,020枚
育児用調整粉乳	(直下型地震による)避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人口授乳率)×130g <sup>(注)</sup> /人/日と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人口授乳率)×130g <sup>(注)</sup> /人/日で算出した数量を比較し多い方 (注)130gは各メーカーの1日摂取量目安 26g×5回/人/日=130g/人/日	5,111g
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人口授乳率)×1本 <sup>(注)</sup> /人 (注)「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は、5回/人/日とする。	79本
乳児・小児用おむつ	(直下型地震による)避難所避難者数×2.5%(0~2歳人口比率)×8枚 <sup>(注)</sup> /人/日と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×2.5%(0~2歳人口比率)×8枚 <sup>(注)</sup> /人/日で算出した数量を比較し多い方 (注)8枚/人/日は3Hで1枚使用するとの平均データから算出(内閣府確認)	702枚
大人用おむつ	(直下型地震による)避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚 <sup>(注)</sup> /人/日と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚 <sup>(注)</sup> /人/日で算出した数量を比較し多い方 (注)8枚/人/日は3Hで1枚使用するとの平均データから算出(内閣府確認)	141枚
簡易トイレ	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者100人に1基、市町村はBOX型(マンホールトイレ等含む)、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。	71個
生理用品	(直下型地震による)避難所避難者数×48%(12~51歳人口比率)×52% <sup>(注)</sup> (12~51歳女性人口比率)×5/32(月経周期)×5枚/人/日と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×48%(12~51歳人口比率)×52% <sup>(注)</sup> (12~51歳女性人口比率)×5/32(月経周期)×5枚/人/日で算出した数量を比較し多い方 (注)対象年齢12歳から51歳、月経周期5日/32日については、日本産婦人科学会編著「女と男のディクショナリー」を参考に設定	685枚



備蓄品目	重要物資確保の基準について	目標量
トイレト ペーパー	(直下型地震による)避難所避難者数×7.5m <sup>(注)</sup> /人/日と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×7.5m <sup>(注)</sup> /人/日で算出した数量を比較し多い方 (注)NPO緊急災害備蓄推進協議会(経済産業省推奨)によると4人家族で150m巻き6ロールを約1か月分としている。150m×6ロール÷4人÷30日=7.5m/人/日	26,325m
マスク	(直下型地震による)避難所避難者数× <sup>(注)</sup> 1.8%と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数× <sup>(注)</sup> 1.8%で算出した数量を比較し多い方 (注)厚生労働省結核感染症課報道資料 インフルエンザ発生状況(平成27年第1週)の全国ピーク時の1週間の医療機関受診数 推計139万から算出 1000人当たりの府内インフルエンザ罹患者数1.5人/日×潜伏比率3倍×感染比率4倍	64枚

(注) 目標量は、「大阪府地域防災計画資料編(平成31年3月修正)」による

「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」

(平成27年12月 大阪府域救援物資対策協議会)より

## II-32 富田林市災害用物資等備蓄一覧表

	名称	住所	備考
市防災倉庫	防災倉庫	常盤町1-1	市役所地下
	谷川倉庫	谷川町2	
	水防倉庫	谷川町2	
	高辺台小学校	高辺台3-1-1	
	N T T 佐備	楠風台三丁目11	

■備蓄物資一覧表

災害用備蓄状況		備蓄数	対本部	防災地下	谷川倉庫	水防倉庫	NTT 佐備	倉庫
食料品	⑪ 保存食（50食）ドライカレー	950食	500					
	⑪ 保存食（50食）梅じゃご飯	2,050食			1,050			
	⑪ 保存食（50食）わかめご飯	1,600食	50		1,000			
	⑪ 保存食（50食）青菜ご飯	1,200食			1,050			
	⑪ 保存食（個食4種）マジックライスH27	1,850食	850					
	⑪ 保存食（個食4種）マジックライスH28	600食						
	⑪ 保存食（個食4種）マジックライスH29～	3,750食			2,550			
	⑪ 保存食（個食）白飯	950食	250		650			
	ビスコ（缶）10缶/箱、6袋/缶、5枚/袋入	30箱						
	備蓄水（1箱24本入）	230箱			44			
水タンク 1000ℓ	35個			4				
衛生用品	⑪ ボックストイレ（5個/箱）	1,030個			40			
	⑪ マンホールトイレ	74個			40			
	⑪ マンホールトイレ（テント付）	20個			3			
	⑪ 簡易組立トイレ（手すり付き）	25個			12			
	トイレ用テント	237個			50			
	トイレ用消耗品セット（凝固剤と袋各100個）	294箱			42			185
	ウェットティッシュ（20枚/袋）	5,800袋						
	⑪ トイレレットペーパー	610個	260					
	ニトリル手袋（M）（片手100枚/箱）	32箱						
ニトリル手袋（L）（片手100枚/箱）	32箱							
避難関係	⑬ ヘルメット	320個						
	ヘルメット	229個	20	4			50	
	⑬ 四つ折り担架	32個						
	担架	10個						2
	⑬ リヤカー	32個						
	リヤカー	1個						
	⑬ 呼子笛	320個						
	⑬ レインコート	320着						
⑬ 避難誘導バトン	346個	26						
要配慮者	⑬ 大型救急箱50人用（各所2個）	64個						
	⑬ おんぶたいプラス	37個	5					
	⑪ おむつ（大人用）	3,162枚			1,428			
	⑪ おむつ（小児用）	1,530枚					276	
	⑪ 生理用品（10年保存）H28.02購入	2,236枚		860				
	⑪ 生理用品	8,400枚						
	⑪ ほ乳瓶	79本		60				
⑪ 粉ミルク（27g×24×2×4箱）2020.08.02	1箱		1					
居住関係	簡易間仕切り	1,092個			12		200	280
	簡易間仕切り（2ルーム）	655個						655
	プライベートルーム	64枚						64
	⑬ ⑪ 毛布（真空圧縮）	3,744枚					2,250	460
	⑪ 毛布（真空圧縮）	600枚			600			
	毛布	2,500枚				160	580	
	⑬ タオル（非常用圧縮）	3,040枚						
	タオル	1,840枚			1,500	200		
	⑪ マスク	100枚	100					
	テレビ	19台	2					
温湿度時計	34個							
通信	MCA防災無線（避難所運営用）	40台	2					
	特設公衆電話	94本						
	電話機（特設公衆電話用）	77台						
電気関係	⑬ 発電機（ガス）エネポ EU9iGB 900W	35台		1	2			
	⑬ カセットガス（エネポ用）	768本						
	オイル充填用ボトルと説明書	32本						
	⑬ ハロゲンライトセット	64個						
	⑬ コードリール	50個	3	3	4		3	
	⑬ メガホン・サイレン付	71個	7					
	⑬ ラジオライト手巻き・ソーラー発電	348個	28					

災害用備蓄状況		喜志西小	喜志中	喜志小	新堂小	大伴小	富田林小	富田林高	第一中	河南高校	向陽台小	藤陽中	藤沢台小	金剛高校	葛城中	高迎小	久野喜小	金剛中	小金台小	明治池小	川西小	第二中	第三中	寺池台小	伏山台小	
食料品	⑪ 保存食 (50食) ドライカレー	50	50						50												50	50				
	⑪ 保存食 (50食) 梅じゃこご飯			50	50	50	50									150		50	50	50			50	50	50	
	⑪ 保存食 (50食) わかめご飯										50	50	50		50	100	50									
	⑪ 保存食 (50食) 青菜ご飯															100										
	⑪ 保存食 (個食4種) マジックライスH27															1000										
	⑪ 保存食 (個食4種) マジックライスH28	50	50						50		50	50	50		50							50	50			
	⑪ 保存食 (個食4種) マジックライスH29~			50	50	50	50										50	50	50	50				50	50	50
	⑪ 保存食 (個食) 白飯																									
	ビスコ (缶) 10缶/箱、6袋/缶、5枚/袋入	1		1	1	1	1	1				1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	備蓄水(1箱24本入)	5	5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
水タンク 1000ℓ	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
衛生用品	⑪ ボックストイレ (5個/箱)	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	
	⑪ マンホールトイレ	1	1	1	1	3	1		1		1	1				2	1	1	1	2	2	2	1	1	1	
	⑪ マンホールトイレ (テント付)	2	1	1	1		1		1		1	1	1		1				1	1	1	1				
	⑪ 簡易組立トイレ (手すり付き)	2			2								2				1		2							
	トイレ用テント	3	6	6	6	6	6	6	6	5	6	5		5	6	5	6	6	6	6	6	6	5	5	6	
	トイレ用消耗品セット (凝固剤と袋各100個)	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	ウェットティッシュ (20枚/袋)	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175
	⑪ トイレトペーパー	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	ニトリル手袋 (M) (片手100枚/箱)	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ニトリル手袋 (L) (片手100枚/箱)	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
避難関係	⑬ ヘルメット	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	ヘルメット															145										
	⑬ 四つ折り担架	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	担架															7										
	⑬ リヤカー	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	リヤカー															1										
	⑬ 呼び笛	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	⑬ レインコート	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
⑬ 避難誘導ボタン	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
要配慮者	⑬ 大型救急箱50人用 (各所2個)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	⑬ おんぶたいプラス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	⑪ おむつ (大人用)															1734										
	⑪ おむつ (小児用)															1020										
	⑪ 生理用品 (10年保存) H28.02購入	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	
	⑪ 生理用品															7560										
居住関係	⑬ 簡易間仕切り	8	8	8	12	8	12	12	12	8	12	8	8	8	8	312	8	12	8	12	12	8	8	12	8	
	簡易間仕切り (2ルーム)																									
	プライベートルーム																									
	⑬ ⑪ 毛布 (真空圧縮)	40	30	30	30	30	30	40	40	40	30	39	40	40	10	30	30	30	40	40	30	40	25	40	30	
	⑪ 毛布 (真空圧縮)																									
	毛布															1730										
	⑬ タオル (非常用圧縮)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
	タオル																									
	⑪ マスク																									
	テレビ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
温湿度時計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
通信	MCA防災無線 (避難所運営用)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	特設公衆電話	2	3	2	3	2	2	3	3	3	3	2	3	3	2	3	3	3	3	3	2	3	3	3	2	
	電話機 (特設公衆電話用)	2	3	2	3	2	2	3	3	3	3	2	3	2	3	3	3	3	3	3	2	3	3	3	2	
電気関係	⑬ 発電機 (ガス) エネポ EU9iGB 900W	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	⑬ カセットガス (エネポ用)	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	
	オイル充填用ボトルと説明書	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	⑬ ハロゲンライトセット	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	⑬ コードリール	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	⑬ メガホン・サイレン付	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
⑬ ラジオライト手巻き・ソーラー発電	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		

災害用備蓄状況		錦 郡小	彼 方小 西	支 援学 校	市 民会 館	東 公 民 館	中 央公 園	金 剛公 園	福 祉会 館	総 合体 育	か が り の 郷	彼 方保	J A 彼 方	青 葉 幼 稚 園	初 富 学 校	か ん ぼ	藍 野 大 学	大 谷 大 学	
食 料 品	⑪ 保存食（50食）ドライカレー				50	50	50			50									
	⑪ 保存食（50食）梅じゃこご飯	50		100			50				50	50						50	
	⑪ 保存食（50食）わかめご飯		50					50	50									50	
	⑪ 保存食（50食）青菜ご飯																	50	
	⑪ 保存食（個食4種）マジックライスH27																		
	⑪ 保存食（個食4種）マジックライスH28				50				50	50									
	⑪ 保存食（個食4種）マジックライスH29～	50	50	100		50	50	50			50	150						100	
	⑪ 保存食（個食）白飯												50						
	ビスコ（缶）10缶/箱、6袋/缶、5枚/袋入	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						1
	備蓄水（1箱24本入）	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	15						10
水タンク 1000ℓ	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1							
衛 生 用 品	⑪ ボックストイレ（5個/箱）	30	30		30	30	30	30	30	30	60		30					30	
	⑪ マンホールトイレ	2	1		1		1			1			1					2	
	⑪ マンホールトイレ（テント付）				1						1								
	⑪ 簡易組立トイレ（手すり付き）	2											1						
	トイレ用テント	6	6		6	5	6	5	5	6	5		5					10	
	トイレ用消耗品セット（凝固剤と袋各100個）	2	2		2	2	2	2	2	2	2		2					5	
	ウェットティッシュ（20枚/袋）	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175		175					200	
	⑪ トイレレットペーパー	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		20					10	
	ニトリル手袋（M）（片手100枚/箱）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1						
	ニトリル手袋（L）（片手100枚/箱）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1						
避 難 関 係	⑬ ヘルメット	10	10	10	10	10		10	10	10	10		10					10	
	ヘルメット												10						
	⑬ 四つ折り担架	1	1	1	1	1		1	1	1	1		1					1	
	担架												1						
	⑬ リヤカー	1	1	1	1	1		1	1	1	1		1					1	
	リヤカー																		
	⑬ 呼び笛	10	10	10	10	10		10	10	10	10		10					10	
	⑬ レインコート	10	10	10	10	10		10	10	10	10		10					10	
⑬ 避難誘導パトロン	10	10	10	10	10		10	10	10	10		10					10		
要 配 慮 者	⑬ 大型救急箱50人用（各所2個）	2	2	2	2	2		2	2	2	2		2					2	
	⑬ おんぶたいプラス	1	1	1	1	1		1	1	1	1		1					1	
	⑪ おむつ（大人用）																		
	⑪ おむつ（小児用）												234						
	⑪ 生理用品（10年保存）H28.02購入	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43		43						
	⑪ 生理用品												840						
⑪ ほ乳瓶												19							
⑪ 粉ミルク（27g×24×2×4箱）2020.08.02																			
居 住 関 係	簡易間仕切り	12			12	4	8	4	8	8	8		12					16	
	簡易間仕切り（2ルーム）																		
	プライベートルーム																		
	⑬ ⑪ 毛布（真空圧縮）	30	10	30	28	40	29	10	30	30	30		23					50	
	⑪ 毛布（真空圧縮）																		
	毛布								30										
	⑬ タオル（非常用圧縮）	100	100	80	100	100		100	100	100	100		60						
	タオル												40					100	
	⑪ マスク																		
	テレビ	1											1	1					
温湿度時計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		2							
通 信	MCA 防災無線（避難所運営用）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1	1		
	特設公衆電話	2	2	3	2	1	1	1	1	3	1	1			1	3	1	3	
	電話機（特設公衆電話用）	2	2	3	2	1	1	1	1	3	1		1					2	
電 気 関 係	⑬ 発電機（ガス）エネポ EU9iGB 900W	1	1	1	1	1		1	1	1	1		1					1	
	⑬ カセットガス（エネポ用）	24	24	24	24	24		24	24	24	24		24					24	
	オイル充填用ボトルと説明書	1	1	1	1	1		1	1	1	1		1					1	
	⑬ ハロゲンライトセット	2	2	2	2	2		2	2	2	2		2					2	
	⑬ コードリール	1	1	1	1	1		1	1	1	1		1					1	
	⑬ メガホン・サイレン付	2	2	2	2	2		2	2	2	2		2					2	
⑬ ラジオライト手巻き・ソーラー発電	10	10	10	10	10		10	10	10	10		10					10		

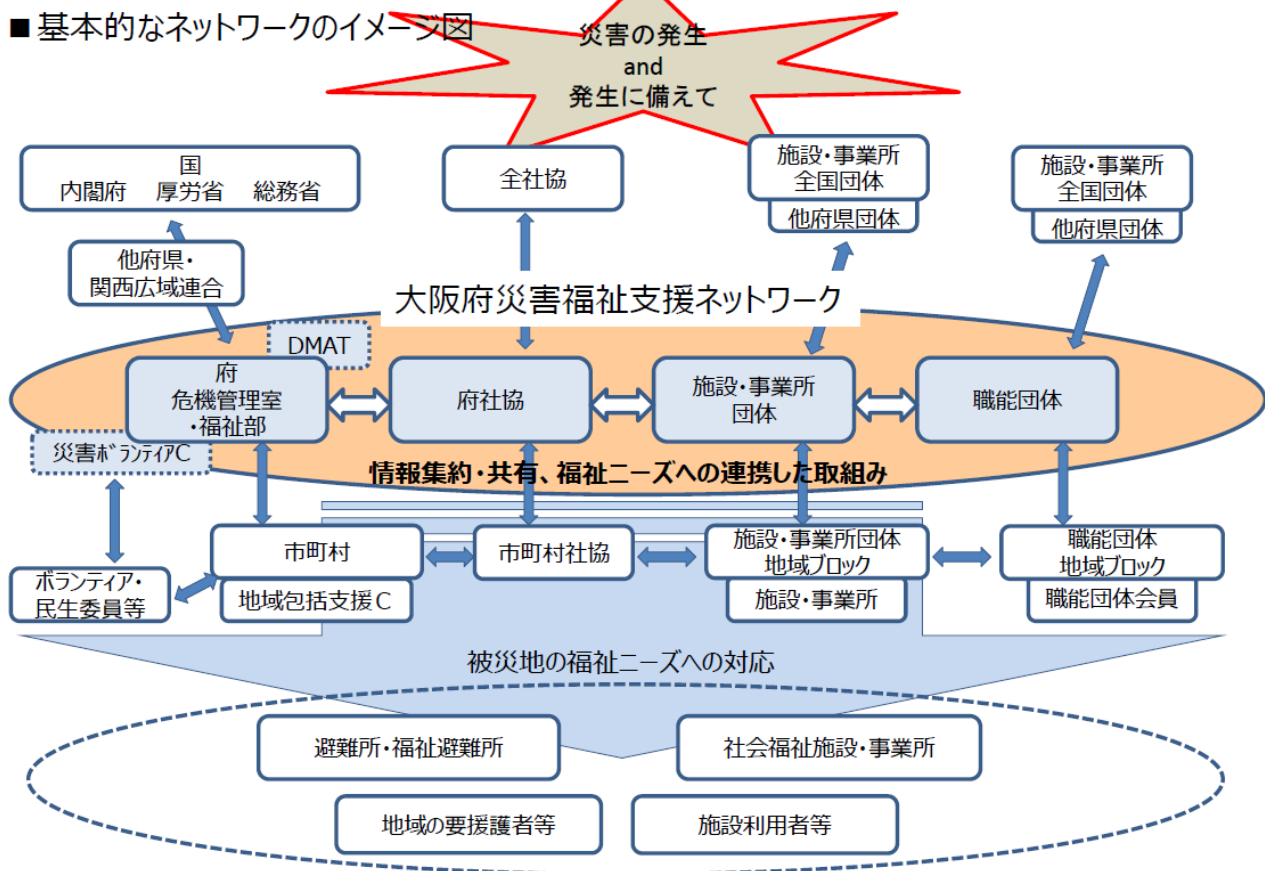
## II-33 支援物資保管

施設名	所在地	電話番号
市民総合体育館	富田林市美山台4-1	24-2265

## II-34 大阪府災害福祉広域支援ネットワークによる取り組みについて

### 大阪府災害福祉支援ネットワークによる取り組みについて

#### ■ 基本的なネットワークのイメージ図



(資料)「大阪府地域防災計画資料編 (平成31年3月修正)」



## II-35 帰宅困難者支援施設（災害時帰宅支援ステーション）

施設名	所在地	電話番号
観光交流施設 きらめきファクトリー	富田林市本町19-8	24-5500

### □災害時帰宅支援ステーション事業の概要

大規模災害により交通が途絶したときに、協定を締結している事業者の店舗を「災害時帰宅支援ステーション」と位置づけ、各店舗が可能な範囲で帰宅困難者への支援を実施する。

また、各店舗には右記の災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを掲出し、広く住民の皆さんにこの取り組みを周知する。

#### 【具体的な支援内容】

- ・ 水道水及びトイレの提供
- ・ 通行可能な道路等の情報の提供

#### 【対象地域】

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、三重県及び奈良県の府県域（京都市、大阪市、堺市及び神戸市の4政令市を含む）



（資料）関西広域連合ホームページ

## II-36 地域別自主防災組織の現況

(平成30年1月現在)

No.	組織名	結成年
1	南甲田地区自主防災組織	平成9年度
2	久野喜台1丁目地区自主防災組織	平成9年度
3	上佐備町会自主防災モデル地区組織会	平成9年度
4	東條地区10町連合会自主防災組織	平成9年度
5	川向町地区自主防災組織	平成9年度
6	若松町一丁目町会自主防災組織	平成10年度
7	富田林町自主防災会	平成10年度
8	高辺台一丁目自主防災組織	平成10年度
9	北寿美ヶ丘自主防災組織会	平成10年度
10	セントポリア金剛東自主防災組織	平成11年度
11	山中田町会自主防災組織	平成12年度
12	伏山町地区自主防災組織	平成12年度
13	メゾンドールウイングヒルズ自主防災会	平成12年度
14	津々山台一丁目第一自治会自主防災組織	平成17年度
15	須賀台地区自主防災委員会	平成17年度
16	横山自主防災会	平成18年度
17	不動ヶ丘自主防災会	平成18年度
18	津々山台4丁目自主防災会	平成19年度
19	須賀西町会自主防災会	平成19年度
20	楠住宅連合会自主防災会	平成19年度
21	嬉桜ヶ丘防災会	平成19年度
22	たかさん自主防災会	平成20年度
23	彼方自主防災会	平成20年度
24	昭和町二丁目自主防災会	平成20年度
25	元町町会防災会	平成21年度
26	南別井自主防災隊	平成21年度
27	寿美ヶ丘町防災会	平成21年度
28	イトーピア金剛東グランヒルズ防災組織	平成21年度
29	宮町自主防災会	平成21年度
30	中野町自主防災会	平成21年度
31	東板持町自主防災会	平成22年度
32	若松町連合町会自主防災会	平成22年度
33	錦織錦聖町自主防災会	平成23年度
34	錦織高砂町自主防災会	平成23年度
35	錦織高橋町会自主防災会	平成24年度

No.	組織名	結成年
36	寿町青山台自主防災会	平成24年度
37	錦織南町自主防災会	平成24年度
38	東本町自主防災会	平成24年度
39	嬉町自主防災会	平成24年度
40	錦織本町自主防災会	平成24年度
41	錦織西町自主防災会	平成24年度
42	ファミリー金剛ヒルズソシエテ自主防災班	平成24年度
43	ハロータウン金剛富田林自主防災会	平成24年度
44	南旭ヶ丘町防災会	平成24年度
45	高辺台二丁目自主防災会	平成25年度
46	南大伴町会自主防災会	平成25年度
47	金剛錦織台自主防災会	平成25年度
48	津々山台3丁目B自治会自主防災会	平成25年度
49	藤沢台七丁目自主防災会	平成26年度
50	錦織北町自主防災会	平成26年度
51	府営板持住宅自治会自主防災会	平成26年度
52	向陽台5丁目自治会自主防災会	平成26年度
53	小金台4丁目自主防災会	平成26年度
54	青山台自主防災会	平成26年度
55	平町一丁目自主防災会	平成27年度
56	寿町二丁目町会自主防災組織	平成27年度
57	中野若葉町自主防災会	平成27年度
58	北別井自主防災会	平成27年度
59	須賀東自主防災会	平成27年度
60	北大伴自主防災会	平成27年度
61	かがり台自主防災会	平成27年度
62	山手町自主防災会	平成28年度
63	清水町第一町会自主防災会	平成28年度
64	清水町第二町会自主防災会	平成28年度
65	清水町第四町会自主防災会	平成28年度
66	平町二丁目自主防災会	平成29年度
67	寺池台三丁目自主防災会	平成29年度
68	久野喜台2丁目自主防災会	平成30年度
69	喜志連合町自主防災会	平成30年度
70	楠風台自治会自主防災会	平成30年度
71	伏見堂自主防災会	平成30年度
72	ガーデンハウス藤沢台第二住宅自主防災会	平成30年度



## II-37 大阪府「災害時におけるボランティア活動支援制度」の概要

### 1 趣 旨

大阪府域において地震・台風などによる大規模な災害が発生した場合に、府内外からのボランティアが、被災地等において円滑にボランティア活動ができるよう、その活動環境の整備を図る。

### 2 主な事業内容

- ① 災害が発生し、ボランティアによる活動が必要と認めるときは、(福)大阪府社会福祉協議会や市町村などと連携し、ボランティアの需給調整を行う窓口を開設し、登録を行うとともに、ボランティア情報を提供する。
- ② 災害発生時のボランティア活動が円滑に行えるよう、府域でのボランティア活動が可能な団体を事前に登録する。
- ③ 登録ボランティアのボランティア活動中の事故に備え、活動参加者に保険に加入していただき、その保険料を府が負担する。
- ④ (福)大阪府社会福祉協議会などと連携し、登録ボランティアを対象に、研修・講習会を実施する。

### 3 制度の対象となるボランティアの活動向容

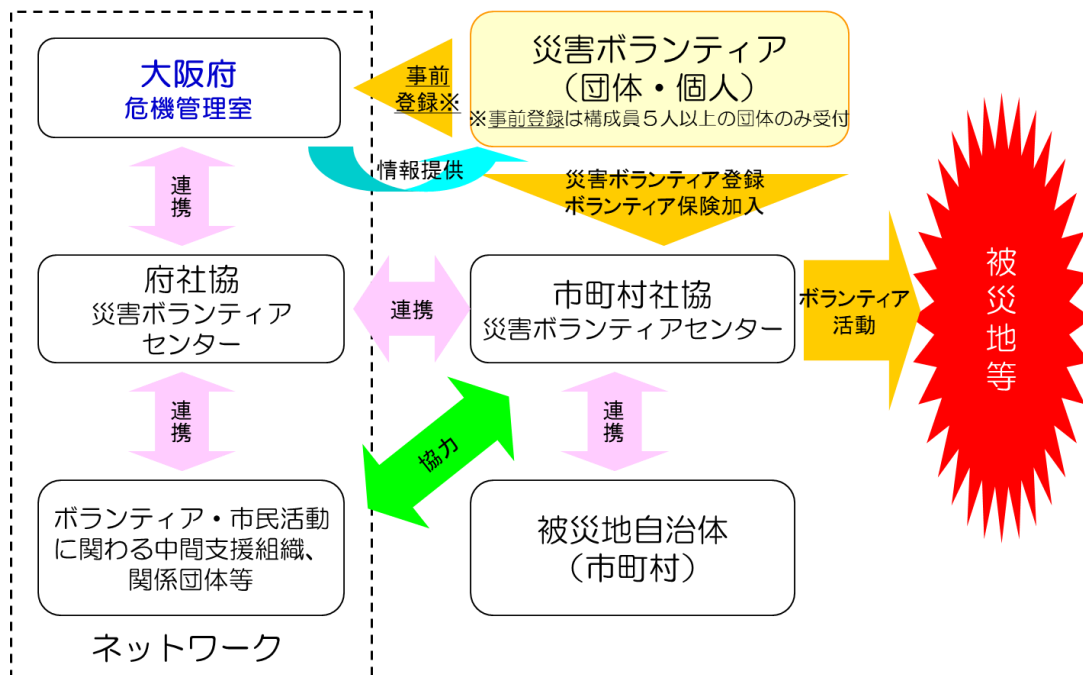
- ① 被災者に対する給食・給水支援
- ② 救助物資の仕分け・配付
- ③ 高齢者・障害者などの要援護者への援助
- ④ 外国人に対する支援
- ⑤ その他被災者に対する支援活動

### 4 要 綱

災害時におけるボランティア活動支援要綱（平成9年3月31日施行）

### 5 ボランティア活動のフロー図（災害時）

#### 災害時におけるボランティア活動支援のフロー図



(資料) 大阪府ホームページ

## Ⅱ-38 主なボランティア活動推進機関

### 広域ボランティア活動推進機関

名 称	所在地		電話番号	F A X 番号	最寄り駅
大阪府ボランティア・市民活動センター(大阪府社会福祉協議会)	大阪府中央区 中寺 1-1-54	大阪社会福祉 指導センター 内	06-6762- 9631	06-6762- 9679	地下鉄谷町線・ 長堀鶴見緑地線 谷町六丁目駅
大阪ボランティア協会	大阪府中央区 谷町 2-2-20	市民活動スク エア「CANVAS 谷町」	06-6357- 5741	06-6358- 2892	地下鉄谷町線谷 町 4 丁目駅
大阪市ボランティア情報センター(大阪市社会福祉協議会)	大阪府天王寺 区東高津町 12-10	大阪市立社会 福祉センター 内	06-6765- 4041	06-6765- 5618	地下鉄谷町線・ 千日前線谷町九 丁目駅、近鉄大 阪線上本町駅、 J R大阪環状線 鶴橋駅
日本赤十字社 大阪府支部	大阪府中央区 大手前 2-1-7	大阪赤十字会 館内	06-6943- 0705	06-6941- 2038	京阪電車、地下 鉄谷町線天満橋 駅

### 市町村ボランティアセンター(南河内地域)

名 称	所在地		電話番号	F A X 番号	最寄り駅
富田林市ボランティアセンター	富田林市宮甲 田町9-9	富田林市総合 福祉会館内	0721-25- 8200	0721-25- 8230	近鉄河内長野線 川西駅
河内長野市社会福祉協議会ボランティアセンター	河内長野市大 師町26-1		0721-65- 0133	0721-65- 0143	南海高野線・近 鉄長野線河内長 野駅
松原市社会福祉協議会 まつばらボランティア センター	松原市阿保1- 1-1	松原市役所東 別館内	072-339- 0741	072-335- 0294	近鉄南大阪線河 内松原駅
羽曳野市社会福祉協議 会ボランティアセンタ ー	羽曳野市誉田 4-1-1	羽曳野市立総 合福祉センタ ー内	072-958- 2315	072-958- 3853	近鉄南大阪線古 市駅
藤井寺市社会福祉協議 会ボランティアセンタ ー	藤井寺市北岡 1-2-8	藤井寺市立福 祉会館(ふれ あいセンタ ー)	072-938- 8220	072-938- 8221	近鉄南大阪線藤 井寺駅

名 称	所在地		電話番号	F A X 番号	最寄り駅
大阪狭山市ボランティアセンター	大阪狭山市今熊1-85	大阪狭山市福祉センター内	072-367-6601	072-366-7407	南海高野線金剛駅
太子町ボランティアセンター	太子町大字春日963-1	総合福祉センター内	0721-98-1311	0721-98-2111	近鉄南大阪線上ノ太子駅
河南町ボランティアセンター	河南町大字白木1359-6	河南町役場内	0721-93-6299	0721-93-5299	近鉄長野線富田林駅から金剛バス役場前
千早赤阪村ボランティアセンター	千早赤阪村大字水分195-1	保健センター内	0721-72-0294	0721-70-2037	近鉄富田林駅から金剛バス森屋

(資料)「大阪府地域防災計画資料編(平成31年3月修正)」

## II-39 ボランティア活動拠点一覧表

施設名	所在地	電話番号
すばるホール	富田林市桜ヶ丘町2-8	25-0222

## II-40 し尿処理施設等

(平成31年1月末現在)

名 称	所 在 地	処理能力
南河内環境事業組合 資源再生センター	大阪狭山市 東池尻六丁目1622番地の1	し尿 104kℓ/日 浄化槽汚泥 96kℓ/日 計 200kℓ/日

## II-41 ごみ処理施設等

### (1) ごみ処理施設

(平成31年1月末現在)

名 称	所 在 地	焼却能力	粗大ゴミ処理能力
南河内環境事業組合 第1清掃工場	富田林市 大字甘南備2345番地	300t / 24h (150t / 24h × 2基)	回転式50t / 5h 1基
南河内環境事業組合 第2清掃工場	河内長野市 日野1564-3	190t / 24h (95t / 24h × 2基)	回転式30t / 5h 1基 剪断式 5t / 5h 1基

### (2) ごみ関係車両

(平成31年1月末現在)

車 種	積載量 (t)	台数	用 途	
特殊 架装 車	パックマスター	2	7	資源ごみ収集、ふれあい収集
	パックマスター	2	1	資源ごみ収集、ふれあい収集予備車
	プレスパック	2	1	臨時ごみ、町会清掃
	プレスパック	2	1	臨時ごみ、町会清掃予備車
	ダンプ	2	1	不法投棄家電の搬出、不法投棄収集
軽トラック	0.35	1	死獣回収、ハチ駆除	
軽ダンプ	0.35	1	違反ごみの収集	

## II-42 がれき処理施設等

### (1) がれき処理施設

府域の広域的な廃棄物最終処分施設

名 称	位 置	施設の概要	受入れがれき
大阪湾広域臨海 環境整備センター (泉大津沖埋立処分場)	堺泉北港 泉大津市 夕凧町地先	面積 203ha 埋立容量 (海面埋立容量) 3,100万 <sup>m</sup> <sup>3</sup> (うち、災害廃棄物・産業廃 棄物: 720万 <sup>m</sup> <sup>3</sup> )	廃棄材等の可燃物 を除く不燃物
大阪湾広域臨海 環境整備センター (大阪沖埋立処分場)	大阪港・ 大阪市此花 区北港緑地 地先	面積 95ha 埋立容量 1,400万 <sup>m</sup> <sup>3</sup> (うち、災害廃棄物・産業廃 棄物: 530万 <sup>m</sup> <sup>3</sup> )	

(資料)「大阪府地域防災計画資料編 (平成31年3月修正)」

### (2) がれき廃材等仮置き場

施 設 名	所 在 地	電話番号
スポーツ公園	富田林市佐備2467-1	35-2121

## II-43 大阪府水防区域一覽表

河川 海岸	関係土木 事務所 工営所	担 当 水防管理 団体名	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	
			区 域	延長 (m)	区 域	延長 (m)		
石川	左岸	富田林	藤井寺市 羽曳野市 河内長野市 富田林市	自 玉手橋上流50m 至 西名阪橋梁	790	自 大和川合流点 至 玉手橋上流50m 自 臥龍橋下流150m 至 近鉄南大阪線上流250m 自 新大黒橋 至 河南橋下流650m 自 河南橋下流150m 至 昭和橋上流650m 自 昭和橋下流450m 至 昭和橋上流50m 自 高橋下流150m 至 高橋 自 高橋下流150m 至 高橋 自 伏見堂大橋上流300m 至 町井大橋下流350m	12,600	13,390
	右岸	富田林 八尾	柏原市 羽曳野市 河南町 富田林市 河内長野市	自 玉手橋上流50m 至 西名阪橋梁上流300m 自 河南橋上流50m 至 喜志大橋上流300m 自 千早川合流点 至 天溝井堰 自 諸越橋 至 町井大橋	2,560	自 大和川合流点 至 玉手橋上流50m 自 千早川合流点 至 新北橋上流100m 自 佐備川合流点 至 金剛大橋上流550m 自 高橋下流350m 至 高橋上流200m 自 富田林市河内長野市境界 至 町井大橋下流350m	5,810	8,370
佐備川	左岸	富田林	富田林市			自 石川合流点 至 鍵田橋下流200m 自 巖島橋上流 至 板持大橋上流30m 自 板持大橋上流150m 至 三中橋上流350m 自 下佐備橋下流100m 至 下佐備橋下流400m 自 岸之本橋下流600m 至 岸之本橋下流100m	2,830	2,830
	右岸	"	"			自 石川合流点上流240m 至 宇奈田川合流点 自 鍵田橋 至 高橋上流130m	960	960
宇奈田川	右岸	"	"	自 佐備川合流点 至 佐備川合流点上流230m	230			230

河川 海岸	関係土木 事務所 工 営 所	担 当 水防管理 団 体 名	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	
			区 域	延長 (m)	区 域	延長 (m)		
千早川	左岸	富田林	富田林市 河南町 千早赤阪村	自 石川合流点上流200m 至 下東條橋上流80m 自 下柳橋下流300m 至 下柳橋上流200m	1,000	自 石川合流点 至 石川合流点上流200m 自 中橋 至 出合橋上流250m 自 上東阪橋下流50m 至 上東阪橋上流600m 自 岩井谷橋下流200m 至 岩井谷橋下流300m	2,230	3,230
	右岸	"	"			自 下東条橋下流100m 至 下東条橋上流100m 自 中橋 至 出合橋上流30m 自 東阪大橋上流150m 至 上東阪橋上流200m	1,880	1,880
梅川	左岸	"	河南町 太子町 富田林市	自 東山橋 至 六ヶ塚橋下流50m 自 新梅川橋下流80m 至 田久橋上流50m 自 寺田橋下流400m 至 寺田橋上流200m 自 加納橋下流80m 至 島川橋下流430m	2,950	自 太子町河南町境界 至 東山橋 自 六ヶ塚橋下流50m 至 新梅川橋下流80m	780	3,730
	右岸	"	"	自 東山橋上流230m 至 新梅川橋上流80m 自 寺田橋下流400m 至 寺田橋上流550m 自 加納橋下流80m 至 島川橋	3,420	自 東山橋 至 東山橋上流230m	230	3,650
太井川	左岸	"	太子町	自 梅川合流点上流50m 至 松本橋上流200m	500	自 太井川橋下流150m 至 第一仏眼寺橋	1,580	2,080
	右岸	"	太子町 富田林市			自 太井川橋下流30m 至 第一仏眼寺橋	1,410	1,410

(資料) 平成30年度 大阪府水防計画 (資料編)

## II-44 水位周知河川の水位到達情報

### 1. 水位情報周知河川

知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により府民経済上、相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川であり、水位到達情報を発表する。

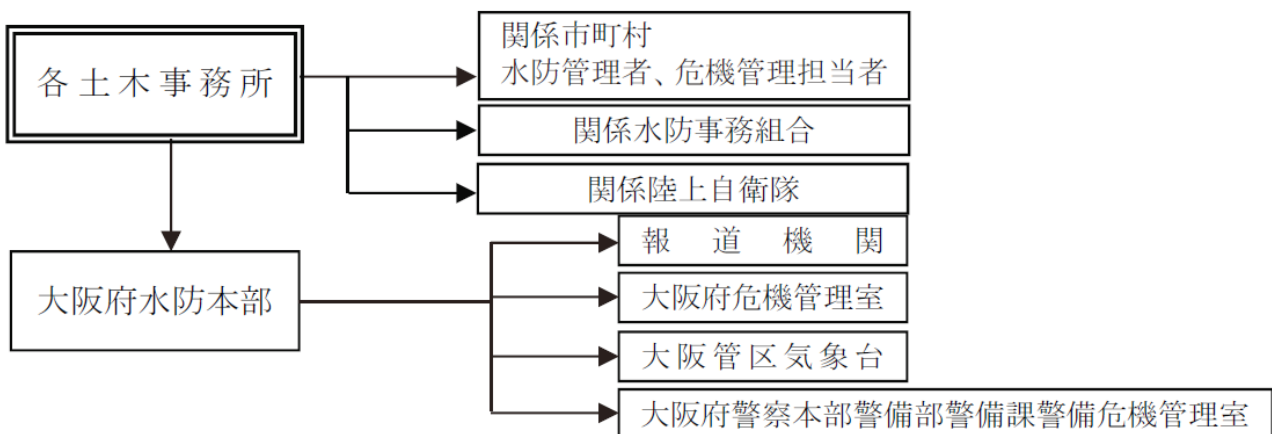
水位情報 周知河川	26河川 【余野川、箕面川、千里川、天竺川、兎川、高川、茨木川、山田川、芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川、天野川、穂谷川、船橋川、東除川、西除川、石津川、芦田川、春木川、津田川、近木川、見出川、佐野川、樫井川、男里川】
--------------	---

### 2. 水位到達情報

知事が指定する水位情報周知河川について、避難判断水位（市町村長の避難準備・高齢者等避難開始の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（法第13条で規定される洪水特別警戒水位で、市町村長の避難勧告等の判断の目安となる水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

発表情報	発表の基準
氾濫警戒情報	対象量水標で避難判断水位に到達した場合
氾濫危険情報 (洪水特別警戒水位到達情報)	対象量水標で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した場合
氾濫発生情報	水位周知区間で氾濫が発生した場合

### 3. 連絡系統図



(資料) 平成30年度 大阪府水防計画 (本編)



## II-45 ため池防災関係水防区域

### (1) 重要な防水ため池 (B級)

ため池名	所在地
新 池	富田林市富美ヶ丘
寺 池	富田林市錦織
須賀小池	富田林市須賀
久保堂池	富田林市新堂

### (2) 要水防ため池 (C級)

ため池名	所在地
宮林池	富田林市桜ヶ丘町
六反池	富田林市新堂
寅ヶ池	富田林市別井
上ノ池	富田林市宮町
丸 池	富田林市山中田
今 池	富田林市彼方
びわ池	富田林市甲田
須賀大池	富田林市須賀
私 池	富田林市南大伴
太郎池	富田林市甲田
中ノ池	富田林市彼方
御観寺池	富田林市中野
引谷池	富田林市彼方
摺鉢池	富田林市喜志
妙楽池	富田林市毛人谷
新 池	富田林市錦織
赤穂池	富田林市錦織
辰 池	富田林市喜志町
星ヶ池	富田林市喜志
喜志真池	富田林市喜志
引谷池	富田林市甘山
堤 池	富田林市錦織
新家新池	富田林市新家
円満池	富田林市彼方
栗ヶ池	富田林市錦織栗ヶ池
中ノ池	富田林市錦織
奥ノ池	富田林市錦織
上ノ池	富田林市錦織
垣内池	富田林市佐備
中野新池	富田林市中野
七廻池	富田林市喜志

ため池名	所在地
上 池	富田林市伏山
下 池	富田林市伏山
今 池	富田林市伏山
新 池	富田林市伏山

(資料) 平成30年度 大阪府水防計画 (資料編)

## II-46 土砂災害危険箇所等集計表

土木事務所名	市町村名	土砂災害危険箇所 (平成15年3月公表)				急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定による指定区域 (平成22年2月26日現在)	地すべり等防止法の規定による指定区域 (平成26年3月31日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域 (平成29年3月31日現在)						指定箇所合計			
		急傾斜地崩壊危険箇所	土石流危険渓流	地すべり危険箇所	合計			現象による区分									
								警戒区域	警戒区域	警戒区域	急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり		
											警戒区域	警戒区域	警戒区域		うち特別	うち特別	うち特別
富田林	富田林市	43	60	5	108	2	1	154	154	39	29	1	0	194			

(資料)「大阪府地域防災計画資料編(平成29年修正)」

## II-47 土石流危険渓流および土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表

（平成29年3月31日現在）

土石流危険渓流点検に基づく 土石流危険渓流 (平成15年3月公表)			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律の規定による指定区域 (現象：土石流) (平成29年3月31日現在)				所在地
渓流番号	河川名	渓流名	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
I-214-001	石川		対象外	—	—	—	富田林市彼方
I-214-002	石川		対象外	—	—	—	富田林市彼方
I-214-003	石川		D21410030	石川右7	●	—	富田林市彼方
I-214-004	石川		D21410040	石川右8	●	●	富田林市彼方
I-214-005	石川						富田林市彼方
I-214-006	石川						富田林市伏見堂
I-214-007	佐備川		D21410070	佐備川左3	●	●	富田林市佐備
I-214-008	佐備川		対象外	—	—	—	富田林市佐備
I-214-009	佐備川		対象外	—	—	—	富田林市佐備
I-214-010	佐備川	佐備川第一支溪	対象外	—	—	—	富田林市龍泉
I-214-011	佐備川		D21410110	佐備川左6	●	●	富田林市龍泉
I-214-012	佐備川		D21410120	佐備川左7	●	●	富田林市龍泉
I-214-013	石川	横山北谷	対象外	—	—	—	富田林市横山
I-214-014	石川	横山北谷左支溪	対象外	—	—	—	富田林市横山
I-214-015	石川	横山北谷左支溪	対象外	—	—	—	富田林市横山
I-214-016	石川	横山中谷	D21410160	石川右16(横山中谷)	●		富田林市横山
I-214-017	石川	石川右支溪					富田林市横山
I-214-018	石川	横山南谷	D21410180	石川右18(横山南谷)	●	●	富田林市横山
I-214-019	佐備川	佐備川左支溪	D21410190	佐備川左9左一(佐備川左支溪)	●	●	富田林市甘南備
I-214-020	佐備川	佐備川左支溪	D21410200	佐備川左8(佐備川左支溪)	●	●	富田林市龍泉
I-214-021	佐備川	佐備川左支溪	D21410210	佐備川左9左二(佐備川左支溪)	●	●	富田林市甘南備
I-214-022	佐備川	佐備川第七支溪	D21410220	佐備川左9左三(佐備川第七支溪)	●		富田林市甘南備
I-214-023	石川	嬉川	D21410230	石川右19(嬉川)	●	●	富田林市嬉
I-214-024	石川	嬉川左第一支溪	D21410240	石川右20(嬉川左第一支溪)	●		富田林市嬉
I-214-025	石川	嬉川左第二支溪	D21410250	石川右21(嬉川左第二支溪)	●		富田林市嬉

土石流危険渓流点検に基づく 土石流危険渓流 (平成15年3月公表)			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律の規定による指定区域 (現象 : 土石流) (平成29年3月31日現在)				所在地
渓流番号	河川名	渓流名	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	特別警戒 区域	
I-214-026	石川	末広川右第一支溪	D21410261	石川右22(1)(末広川右第一支溪)	●	●	富田林市嬉
			D21410262	石川右22(2)(末広川右第一支溪)	●	●	富田林市嬉
			D21410263	石川右22(3)(末広川右第一支溪)	●	●	富田林市嬉
I-214-027	石川	末広川右支溪					富田林市嬉
I-214-028	石川	末広川右第二支溪	D21410280	石川右25	●	●	富田林市嬉
I-214-029	佐備川	佐備川第二支溪	D21410290	佐備川右五(佐備川第二支溪)	●	●	富田林市甘南備
I-214-030	佐備川	佐備川第五支溪	対象外	—	—	—	富田林市甘南備
I-214-031	佐備川	甘南備川	D21410311	佐備川左12(1)(甘南備川)	●	●	富田林市甘南備
I-214-032	佐備川		D21410320	佐備川左9右四	●	—	富田林市甘南備
II-214-001	石川		D21420010	石川右12	●	●	富田林市伏見堂
II-214-002	佐備川		D21420020	佐備川右2	●	●	富田林市佐備
II-214-003	佐備川	佐備川第六支溪	D21420030	佐備川左9左四(佐備川第六支溪)	●	●	富田林市甘南備
II-214-004	佐備川		D21420040	佐備川左9左五	●	●	富田林市甘南備
II-214-005	佐備川		D21420050	佐備川左9左六	●	●	富田林市甘南備
II-214-006	石川		対象外	—	—	—	富田林市嬉
III-214-001	石川		対象外	—	—	—	富田林市彼方
III-214-002	石川		D21430020	石川右5	○		富田林市彼方
III-214-003	石川		D21430030	石川右6	●		富田林市彼方
III-214-004	佐備川		D21430040	佐備川右1	●		富田林市佐備
III-214-005	佐備川		対象外	—	—	—	富田林市佐備
III-214-006	石川		対象外	—	—	—	富田林市伏見堂
III-214-007	佐備川		対象外	—	—	—	富田林市彼方
III-214-008	佐備川		D21430081	佐備川左1(1)	●	●	富田林市彼方
			D21430083	佐備川左1(3)	●	●	富田林市彼方
III-214-009	佐備川		D21430090	佐備川左9右一	●	●	富田林市甘南備
III-214-010	佐備川		対象外	—	—	—	富田林市甘南備
III-214-011	佐備川		D21430110	佐備川左9左九	●	●	富田林市甘南備
III-214-012	佐備川		D21430120	佐備川左9左七	●	●	富田林市甘南備
III-214-013	佐備川		対象外	—	—	—	富田林市甘南備

土石流危険渓流点検に基づく 土石流危険渓流 (平成15年3月公表)			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律の規定による指定区域 (現象 : 土石流) (平成29年3月31日現在)				所在地
渓流番号	河川名	渓流名	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
Ⅲ-214-014	佐備川		対象外	—	—	—	富田林市甘南備
Ⅲ-214-015	佐備川		対象外	—	—	—	富田林市甘南備
Ⅲ-214-016	佐備川		D21430160	佐備川左10左一	●		富田林市甘南備
Ⅲ-214-017	佐備川		D21430170	佐備川右4	●	●	富田林市甘南備
Ⅲ-214-018	佐備川		対象外	—	—	—	富田林市甘南備
Ⅲ-214-019	佐備川		D21430190	佐備川左9右七	●	●	富田林市甘南備
Ⅲ-214-020	佐備川		対象外	—	—	—	富田林市甘南備
Ⅲ-214-021	佐備川		D21430210	佐備川左9右三	●	●	富田林市甘南備
Ⅲ-214-022	佐備川		D21430220	佐備川左11(石見川右支溪)	●	●	富田林市甘南備
富田林市 計			既往区域指定 (●)		38	29	
			新規区域指定 (○)		1	0	
	60	21	富田林市 計 (●+○)		39	29	

(資料)「大阪府地域防災計画資料編(平成29年修正)」

## II-48 地すべり危険箇所、地すべり防止区域および土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧表

（平成29年3月31日現在）

地すべり危険箇所点検に基づく 地すべり危険箇所 （平成15年3月公表）		地すべり等防止法の規定に よる指定区域 （平成21年3月24日現在）	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 に関する法律の規定による指定区域 （現象：地すべり） （平成29年3月31日現在）				所在地
危険 箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
63	PL学園						富田林市喜志
64	蒲ダノ木谷	蒲ダノ木谷	J21400640	蒲ダノ木谷	○		富田林市甘南備
65	下赤坂城跡						富田林市
136	伏見堂						富田林市伏見堂
137	上佐備						富田林市佐備

（資料）「大阪府地域防災計画資料編（平成29年修正）」

## II-49 急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域および土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）一覧表

（平成29年3月31日現在）

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 （平成15年3月公表）		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定による指定区域 （平成22年2月26日現在）	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域 （現象：急傾斜地の崩壊） （平成29年3月31日現在）				所在地
危険箇所番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	特別警戒区域	
11214317	寿美ヶ丘		k21400460	寿美ヶ丘	●	○	富田林市東板持町二丁目
11214318	錦聖		K21400510	錦聖	●	○	富田林市錦織南一丁目
11214319	滝谷不動北	滝谷不動北	K21401001	滝谷不動北－1	●	○	富田林市彼方
			K21401002	滝谷不動北－2	●	○	富田林市彼方
11214320	虎松		K21401551	虎松－1	●	●	富田林市須賀
			K21401552	虎松－2	●	●	富田林市須賀
11214321	横山		K21400600	横山	●	○	富田林市横山
11214322	嬉南		K21400650	嬉南	●	○	富田林市嬉
11214323	共栄北		K21400671	共栄北－1	●	○	富田林市甘南備
			K21400672	共栄北－2	●	○	富田林市甘南備
11214324	共栄東		K21400700	共栄東	●	○	富田林市甘南備
11214325	共栄南		K21400690	共栄南	●	○	富田林市甘南備
11214655	伏見堂		K21400590	伏見堂	●	○	富田林市伏見堂
11214656	甘南備	甘南備	K21401051	甘南備－1	●	●	富田林市甘南備
			K21401052	甘南備－2	●	●	富田林市甘南備
11214657	嬉		K21400640	嬉	●	○	富田林市嬉
11214820	彼方(1)		K21400540	彼方(1)－1	●	○	富田林市彼方
			K21400542	彼方(1)－2	●	○	富田林市彼方
11214821	龍泉(2)		K21400620	龍泉(2)	●	○	富田林市龍泉
12214036	楠風台		K21400500	楠風台	●	○	富田林市楠風台一丁目
12214037	ビーバーハウス						富田林市嬉
21214660	新堂(1)		K21400450	新堂(1)	●	○	富田林市新堂
21214661	甘山		K21400481	甘山－1	●	●	富田林市甘山
21214662	東板持町三丁目(1)		K21400470	東板持町三丁目(1)	●	○	富田林市東板持町三丁目
21214663	錦織北一丁目(1)		K21400490	錦織北一丁目(1)	●	○	富田林市錦織北一丁目



急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩 壊による災 害の防止に關 する法律の 規定による指 定区域 (平成22年2 月26日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律の規定による指定区域 (現象 : 急傾斜地の崩壊) (平成29年3月31日現在)				所在地
危険 箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土 砂 災 害 警 戒 区 域	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	
21214664	佐備(1)		K21400520	佐備(1)	●	○	富田林市佐備
21214665	佐備(2)		K21401020	佐備(2)	●	●	富田林市佐備
21214666	佐備(3)		K21400530	佐備(3)	●	○	富田林市佐備
21214667	彼方(2)		K21400550	彼方(2)	●	○	富田林市彼方
21214668	不動ヶ丘(1)		K21400561	不動ヶ丘(1) - 1	○	○	富田林市不動ヶ丘
			K21400562	不動ヶ丘(1) - 2	○	○	富田林市不動ヶ丘
21214669	不動ヶ丘(2)		K21400570	不動ヶ丘(2)	○	○	富田林市伏見堂
21214670	伏見堂(3)		K21400580	伏見堂(3) - 1	●	○	富田林市伏見堂
21214671	龍泉(1)		K21400611	龍泉(1)	●	○	富田林市龍泉
21214672	甘南備(2)		K21400660	甘南備(2)	●	○	富田林市甘南備
21214673	甘南備(3)		K21401060	甘南備(3)	●	●	富田林市甘南備
21214674	甘南備(5)		K21400680	甘南備(5)	●	○	富田林市甘南備
31214120	甘山		K21400030	甘山	●	●	富田林市大字甘山
31214121	桜ヶ丘町		K21400040	桜ヶ丘町	●	●	富田林市桜ヶ丘町
31214122	甘山二丁目		K21400050	甘山二丁目	●	●	富田林市甘山二丁目
31214123	東板持						富田林市大字佐備
31214124	佐備(4)		K21400060	佐備(4)	●	●	富田林市大字佐備
31214125	佐備(5)		K21400070	佐備(5)	●	●	富田林市佐備
31214126	佐備(6)		K21401310	佐備(6) A	●	●	富田林市佐備
31214127	伏見堂(1)		K21400090	伏見堂(1)	●	●	富田林市大字伏見堂
31214128	伏見堂(2)		K21400100	伏見堂(2)	●	●	富田林市大字伏見堂
31214129	甘南備(6)		K21400110	甘南備(6)	●	●	富田林市大字甘南備
31214130	甘南備(7)		K21400010	甘南備(7)	●	●	富田林市大字甘南備
			K21401360	甘南備(7) A	●	●	富田林市大字甘南備
32214003	甘南備(7)						富田林市甘南備
			K21400120	甘南備(8)	○	○	富田林市大字甘南備
			K21400150	宮町三丁目	○	○	富田林市宮町三丁目
			K21400200	南大伴二丁目	○	○	富田林市南大伴二丁目
			K21400211	別井(1) - 2	○	○	富田林市大字別井

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩 壊による災 害の防止に關 する法律の 規定による指 定区域 (平成22年2 月26日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律の規定による指定区域 (現象 : 急傾斜地の崩壊) (平成29年3月31日現在)				所在地
危険 箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土 砂 災 害 警 戒 区 域	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	
			K21400220	別井(2)	○	○	富田林市大字別井
			K21400230	別井(3)	○	○	富田林市大字別井
			K21400250	彼方(10)	○	○	富田林市大字彼方
			K21400261	彼方(11)-2	○	○	富田林市大字彼方
			K21400270	彼方(12)	○	○	富田林市大字彼方
			K21400280	彼方(13)	○	○	富田林市大字彼方
			K21400300	彼方(15)	○	○	富田林市大字彼方
			K21400310	彼方(16)	○	○	富田林市大字彼方
			K21400320	彼方(17)	○	○	富田林市大字彼方
			K21400330	彼方(18)	○	○	富田林市大字彼方
			K21400340	佐備(21)	○	○	富田林市大字佐備
			K21400350	佐備(7)	○	○	富田林市大字佐備
			K21400360	佐備(8)	○	○	富田林市大字佐備
			K21400370	佐備(9)	○	○	富田林市大字佐備
			K21400380	佐備(10)	○	○	富田林市大字佐備
			K21400390	佐備(11)	○	○	富田林市大字佐備
			K21400400	佐備(12)	○	○	富田林市大字佐備
			K21400410	佐備(14)	○	○	富田林市大字佐備
			K21400420	佐備(15)	○	○	富田林市大字佐備
			K21400430	嬉(2)	○	○	富田林市大字嬉
			K21400440	伏見堂(3)	○	○	富田林市大字伏見堂
			K21400461	東板持町二丁目(1)	○	○	富田林市東板持町二丁目
			K21400612	龍泉(3)	○	○	富田林市龍泉
			K21400630	嬉(1)	○	○	富田林市大字嬉
			K21400673	共栄北-3	○	○	富田林市甘南備
			K21400710	甘南備(10)	○	○	富田林市甘南備
			K21400720	甘南備(26)	○	○	富田林市甘南備
			K21400730	甘南備(11)	○	○	富田林市甘南備
			K21400740	甘南備(12)	○	○	富田林市甘南備

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩 壊による災 害の防止に關 する法律の 規定による指 定区域 (平成22年2 月26日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律の規定による指定区域 (現象 : 急傾斜地の崩壊) (平成29年3月31日現在)				所在地
危険 箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土 砂 災 害 警 戒 区 域	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	
			K21400750	甘南備 (13)	○	○	富田林市甘南備
			K21400760	甘南備 (14)	○	○	富田林市甘南備
			K21400770	甘南備 (15)	○	○	富田林市甘南備
			K21400781	甘南備 (16) - 1	○	○	富田林市甘南備
			K21400782	甘南備 (16) - 2	○	○	富田林市甘南備
			K21400790	甘南備 (17)	○	○	富田林市甘南備
			K21400800	甘南備 (18)	○	○	富田林市甘南備
			K21400820	甘南備 (20)	○	○	富田林市甘南備
			K21400840	甘南備 (22)	○	○	富田林市甘南備
			K21400850	甘南備 (23)	○	○	富田林市甘南備
			K21400860	甘南備 (24)	○	○	富田林市甘南備
			K21400870	甘南備 (25)	○	○	富田林市甘南備
			K21400880	不動ヶ丘 (3)	○	○	富田林市不動ヶ丘
			K21400890	横山 (2)	○	○	富田林市横山
			K21400900	嬉 (5)	○	○	富田林市嬉
			K21400910	佐備 (13)	○	○	富田林市佐備
			K21400920	彼方 (3)	○	○	富田林市彼方
			K21400930	彼方 (4)	○	○	富田林市彼方
			K21400940	彼方 (5)	○	○	富田林市彼方
			K21400950	彼方 (6)	○	○	富田林市彼方
			K21400960	彼方 (7)	○	○	富田林市彼方
			K21400970	彼方 (8)	○	○	富田林市彼方
			K21400980	甘南備 (49)	○	○	富田林市甘南備
			K21400990	彼方 (20)	○	○	富田林市彼方
			K21401010	彼方 (21)	○	○	富田林市彼方
			K21401030	伏見堂 (4)	○	○	富田林市伏見堂
			K21401040	伏見堂 (5)	○	○	富田林市伏見堂
			K21401070	甘南備 (27)	○	○	富田林市甘南備
			K21401080	甘南備 (28)	○	○	富田林市甘南備

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩 壊による災 害の防止に 関する法律 の規定による 指定区域 (平成22年2 月26日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律の規定による指定区域 (現象 : 急傾斜地の崩壊) (平成29年3月31日現在)				所在地
危険 箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土 砂 災 害 警 戒 区 域	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	
			K21401090	甘南備(29)	○	○	富田林市甘南備
			K21401100	甘南備(30)	○	○	富田林市甘南備
			K21401110	甘南備(31)	○	○	富田林市甘南備
			K21401120	甘南備(32)	○	○	富田林市甘南備
			K21401130	甘南備(33)	○	○	富田林市甘南備
			K21401140	甘南備(34)	○	○	富田林市甘南備
			K21401150	甘南備(35)	○	○	富田林市甘南備
			K21401160	甘南備(36)	○	○	富田林市甘南備
			K21401170	甘南備(37)	○	○	富田林市甘南備
			K21401180	甘南備(38)	○	○	富田林市甘南備
			K21401190	甘南備(39)	○	○	富田林市甘南備
			K21401200	甘南備(40)	○	○	富田林市甘南備
			K21401210	甘南備(41)	○	○	富田林市甘南備
			K21401220	甘南備(42)	○	○	富田林市甘南備
			K21401230	甘南備(43)	○	○	富田林市甘南備
			K21401240	甘南備(44)	○	○	富田林市甘南備
			K21401250	甘南備(45)	○	○	富田林市甘南備
			K21401260	甘南備(46)	○	○	富田林市甘南備
			K21401270	甘南備(47)	○	○	富田林市甘南備
			K21401280	甘南備(48)	○	○	富田林市甘南備
			K21401290	彼方(22)	○	○	富田林市彼方
			K21401300	彼方(23)	○	○	富田林市彼方
			K21401320	龍泉(4)	○	○	富田林市龍泉
			K21401330	甘南備(58)	○	○	富田林市甘南備
			K21401340	甘南備(57)	○	○	富田林市甘南備
			K21401350	龍泉(3)	○	○	富田林市龍泉
			K21401370	甘南備(50)	○	○	富田林市甘南備
			K21401380	甘南備(51)	○	○	富田林市甘南備
			K21401390	甘南備(52)	○	○	富田林市甘南備

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定による指定区域 (平成22年2月26日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域 (現象 : 急傾斜地の崩壊) (平成29年3月31日現在)				所在地
危険箇所番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
			K21401400	甘南備(53)	○	○	富田林市甘南備
			K21401410	甘南備(54)	○	○	富田林市甘南備
			K21401420	甘南備(55)	○	○	富田林市甘南備
			K21401430	甘南備(56)	○	○	富田林市甘南備
			K21401440	甘南備(59)	○	○	富田林市甘南備
			K21401450	甘南備(60)	○	○	富田林市甘南備
			K21401460	甘南備(61)	○	○	富田林市甘南備
			K21401470	甘南備(62)	○	○	富田林市甘南備
			K21401480	甘南備(63)	○	○	富田林市甘南備
			K21401490	甘南備(64)	○	○	富田林市甘南備
			K21401500	東板持(2)	○	○	富田林市大字東板持
			K21401510	東板持(3)	○	○	富田林市大字東板持
			K21401520	東板持(4)	○	○	富田林市大字東板持
			K21401530	東板持(6)	○	○	富田林市大字東板持
			K21401540	東板持(5)	○	○	富田林市大字東板持
			K21401560	向野町	○		富田林市向野町
富田林市 計			既往区域指定(●)		44	18	
			新規区域指定(○)		110	136	
	43	2	富田林市計(●+○)		154	154	

(資料)「大阪府地域防災計画資料編(平成29年修正)」

## II-50 災害危険区域一覧表

(平成30年2月14日現在)

番号	市町村名	区域名	所在地	種別	指定年月日	告示 番号	指定の方法			
							急傾	63	災危	13
51	富田林市	滝谷不動北	彼方	1種	H2. 3. 30	417	急傾	63		
51	富田林市	滝谷山	彼方	2種	S61. 8. 13	1134			災危	13
123	富田林市	甘南備	甘南備	1種	H11. 11. 2	1821	急傾	116		
161	富田林市	末広(1)	大字嬉	1種	H19. 1. 19	106	急傾	154		

(資料)「大阪府地域防災計画資料編(平成31年3月修正)」

## II-51 山腹崩壊危険地区

崩壊が発生しまたは崩壊の危険がある山腹及びそれに隣接する地区であって、当該山腹の脚部から、当該山腹の直高の5倍に相当する距離の範囲内に人家1戸以上または公共施設（以下「直接保全対象施設」という。）がある地区

（平成25年4月1日現在）

危険地区番号		位 置	
市町村	地区	市町村	大 字
15-	1	富田林市	喜 志
15-	2	富田林市	甘南備（1）
15-	3	富田林市	甘南備（2）
15-	4	富田林市	甘南備（3）
15-	5	富田林市	伏見堂、横山
15-	6	富田林市	伏見堂
15-	7	富田林市	伏見堂、嬉
15-	8	富田林市	嬉（1）
15-	9	富田林市	嬉（2）
15-	10	富田林市	伏見堂、嬉
15-	11	富田林市	甘南備（4）
15-	12	富田林市	甘南備（5）
15-	13	富田林市	嬉（3）
15-	14	富田林市	彼 方
15-	15	富田林市	佐 備
15-	16	富田林市	甘南備（6）
15-	17	富田林市	甘南備（7）
15-	18	富田林市	甘南備（8）

（資料）「大阪府地域防災計画資料編（平成29年12月修正）」

## II-52 崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊地ならびに押し出しまたは崖錘地帯の荒廃地及び荒廃危険地から多量の土砂等が溪流を流下し、被害を与える恐れのある地区であって、直接保全対象施設がこれらの場所から2km以内にある地区

- \* 押し出し 河川状をなしていない野溪または小溪流（集水面積が概ね100ha以下）の出口にある押し出しによる堆積地の箇所
- \* 崖錘 崩落土石が山腹斜面または山脚に堆積した箇所

(平成25年4月1日現在)

危険地区番号		位置	
市町村	地区	市町村	大字
15-	1	富田林市	甘南備

(資料)「大阪府地域防災計画資料編(平成29年12月修正)」

## II-53 宅地造成工事規制区域の指定状況

(平成14年1月1日現在)(単位:ha)

	第1次指定	第2次指定	第3次指定	第4次指定	第5次指定	第6次指定	第7次指定	第8次指定	計
告示 施行	S38.4.1.1 S38.4.1.1	S39.7.9 S39.7.9	S43.2.8 S43.2.8	S51.3.26 S51.4.1	S61.3.24 S61.3.31	H5.4.19 H5.5.10	H7.3.31 H7.3.31	H10.3.31 H10.5.1	
面積	-	1,291	8.15	607	-	-	-	-	2,713

(資料)「大阪府地域防災計画資料編(平成27年修正)」



## II-54 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等

(平成31年3月現在)

### ■水防法に規定される浸水想定区域及び洪水リスク表示区域

#### イ. 地下街等（水防法第15条の2）

	名 称	住 所	事 由
1	なし		

#### ロ. 要配慮者施設（水防法第15条の3）

	名 称	住 所	事 由
1	グループホーム富田林	大字佐備348	水防法15条 浸水想定区域
2	いこい	山中田町一丁目13-32	洪水リスク
3	医療法人今城クリニック複合型 サービス 和が家	山中田町二丁目8-5	洪水リスク
4	スイートピー	西板持町二丁目1-91	洪水リスク
5	ゆい	西板持町二丁目1-13棟 102号	洪水リスク
6	なずなの家	西板持町二丁目1-18棟 104号	洪水リスク
7	あすなる7番館	西板持町八丁目3-3	洪水リスク

#### ハ. 大規模な工場その他の施設（水防法第15条の4）

	名 称	住 所	事 由
1	なし		

### ■土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第8条の2

(土砂災害警戒区域内の要配慮者施設)

	名 称	住 所	事 由
1	社会福祉法人いずみ野福祉会 梅の里ホーム	大字廿山20-8	急傾斜 K21400481
2	社会福祉法人こごせ福祉会 たんぽぽ学童	大字彼方2026	急傾斜 K21400970
3	学校法人大阪初芝学園 初芝富田林中学校・高等学校	大字彼方1801	急傾斜 K21400930
4	響心会 ななほしホーム横山	大字横山166-7	土石流 D21410160

	名 称	住 所	事 由
5	社会福祉法人大阪府障害者福祉 事業団 こんごう福祉センター	大字甘南備216	急傾斜、土石流
6	大阪府立富田林支援学校	大字甘南備216	急傾斜 K21401140
7	市立東条小学校 旧市立東条幼稚園	大字龍泉566	土石流 D21410110 土石流 D21410120
8	市立彼方小学校	大字彼方411	土石流 D21410030
9	市立彼方幼稚園	大字彼方325-1	土石流 D21410030 急傾斜 K21400990

## II-55 防火対象物

### (1) 防火対象物

防火対象物査察実施状況(太子町・河南町・千早赤阪村も含む)				
用途別		区分	査 察 状 況	
			防火対象物 (棟数)	査察実施対象物数 (棟数)
1項	イ	劇場・映画館・観覧場等	3	4
	ロ	公会堂・集会場	30	19
2項	イ	キャバレー・ナイトクラブ等	0	0
	ロ	遊技場・ダンスホール	5	7
	ハ	性風俗関連特殊営業店等	0	0
	ニ	カラオケボックス・個室ビデオ等	1	0
3項	イ	待合・料理店等	1	2
	ロ	飲食店	57	20
4項		百貨店・市場・マーケット	115	46
5項	イ	旅館・ホテル・宿泊所	29	22
	ロ	寄宿舍・下宿・共同住宅	1,190	247
6項	イ	病院・診療所・助産所	47	17
	ロ	老人短期入居施設等	74	62
	ハ	老人デイサービスセンター等	124	54
	ニ	幼稚園・特別支援学校	37	13
7項		小・中・高・大・各種学校	194	117
8項		図書館・美術館等	4	2
9項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場、その他これらに類するもの	1	0
	ロ	イに掲げる以外の公衆浴場	3	1
10項		車両の停車場、船舶の発着場	2	0
11項		神社・寺院・教会等	41	8
12項	イ	工場・作業場	565	133
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	0	0
13項	イ	自動車車庫・駐車場	27	10
	ロ	飛行機、回転翼航空機の格納場	0	0
14項		倉庫	209	57
15項		前各号に該当しない事業場	249	62
16項	イ	特定複合用途	198	43
	ロ	非特定複合用途	114	38
16項の2		地下街	0	0
16項の3		準地下街	0	0
17項		重要文化財	8	9
合 計			3,328	993

(資料) 平成29年版 消防概況

## (2) 階数別建築物

## 防火対象物及び中高層建築物の現況(富田林市)

項 別	階 層 別	対 象 物	防火管理者		階 層 別 の 棟 数														
			義 務 任	選 任	3 階	4 階	5 階	6 階	7 階	8 階	9 階	10 階	11 階	12 階	13 階	14 階	15 以上		
1	イ	劇場・映画館等	3	3	3														
	ロ	公会堂・集会場	28	28	22	5													
2	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等																	
	ロ	遊技場・ダンスホール	6	6	6														
	ハ	風俗店等																	
3	イ	待合・料理店等																	
	ロ	飲食店	45	45	39	2													
4		百貨店・マーケット等	116	71	52	7	2												
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所等	10	8	8	3	3												
	ロ	寄宿舎、下宿・共同住宅	1101	454	432	137	92	297	23	15	16	11	16	5	2		3	3	
6	イ	病院・診療所・助産所	49	19	18	7	4		2		1								
	ロ	福祉施設等	111	104	98	8	10	4											
	ハ	6項ロ以外の福祉施設等	96	46	43	10	1	1											
	ニ	幼稚園・特別支援学校	33	29	29		1												
7		小・中・高等学校・大学等	142	131	129	52	17	4											
8		図書館・博物館・美術館等	1	1	1														
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等の公衆浴場																	
	ロ	9項イ以外の公衆浴場	2	2	2														
10		車両の停車場・船舶、航空機の発着場	5																
11		神社・寺院・教会等	81	23	22	4		1											
12	イ	工場・作業場	465	62	60	53	13	2	3										
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ																	
13	イ	自動車車庫・駐車場	7	0	0	1													
	ロ	飛行機・回転翼航空機の格納庫																	
14		倉庫	125	0	0	11	1			1									
15		前各項に該当しない事業場	221	113	97	34	8	4	1	1	1								
16	イ	複合用途防火対象物	197	92	67	45	21	19	3	3	1	1	3						
	ロ	16項イ以外の複合用途防火対象物	106	21	17	26	13	14	2	4				1					
16の2		地下街																	
16の3		準地下街																	
17		重要文化財等の建造物	13	1	1														
18		延長50m以上のアーケード																	
19		市町村の指定する山林																	
20		消防法施行規則で定める舟車																	
合 計			2964	1260	1147	405	186	346	34	24	19	12	19	6	2	0	3	3	

(資料) 平成29年版 消防概況

## II-56 危険物施設状況

### (1) 消防法による危険物施設

		施設数
製造所		1
貯蔵所	屋 内	50
	屋外タンク	2
	屋内タンク	3
	地下タンク	30
	簡易タンク	2
	移動タンク	33
	屋 外	1
	計	121
取扱所	給 油	20
	自家給油	11
	販 売	2
	一 般	18
	計	51
合計		173

(資料) 平成29年版 消防概況

### (2) 火災予防条例等に基づく届出状況

申請・届出種別	件 数
防火対象物使用開始届出書	125
ボイラー設置届出書	3
給湯湯沸設備設置届出書	3
発電設備設置届出書	4
変電設備設置届出書	23
蓄電池設備設置届出書	3
少量危険物貯蔵取扱届出書	12
指定可燃物貯蔵取扱所	1
少量危険物貯蔵取扱廃止届出書	5
合 計	179

(資料) 平成29年版 消防概況

### Ⅲ〔災害応急対策〕

#### Ⅲ-1 災害派遣要請要求書

	文書番号	年 月 日
大阪府知事 様		
		市町村長等
自衛隊の災害派遣要請について		
災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。		
記		
1 災害の状況及び派遣を要請する事由		
2 派遣を希望する期間		
3 派遣を希望する区域及び活動内容		
4 その他参考となるべき事項		

(資料)「大阪府地域防災計画資料編(平成31年3月修正)」

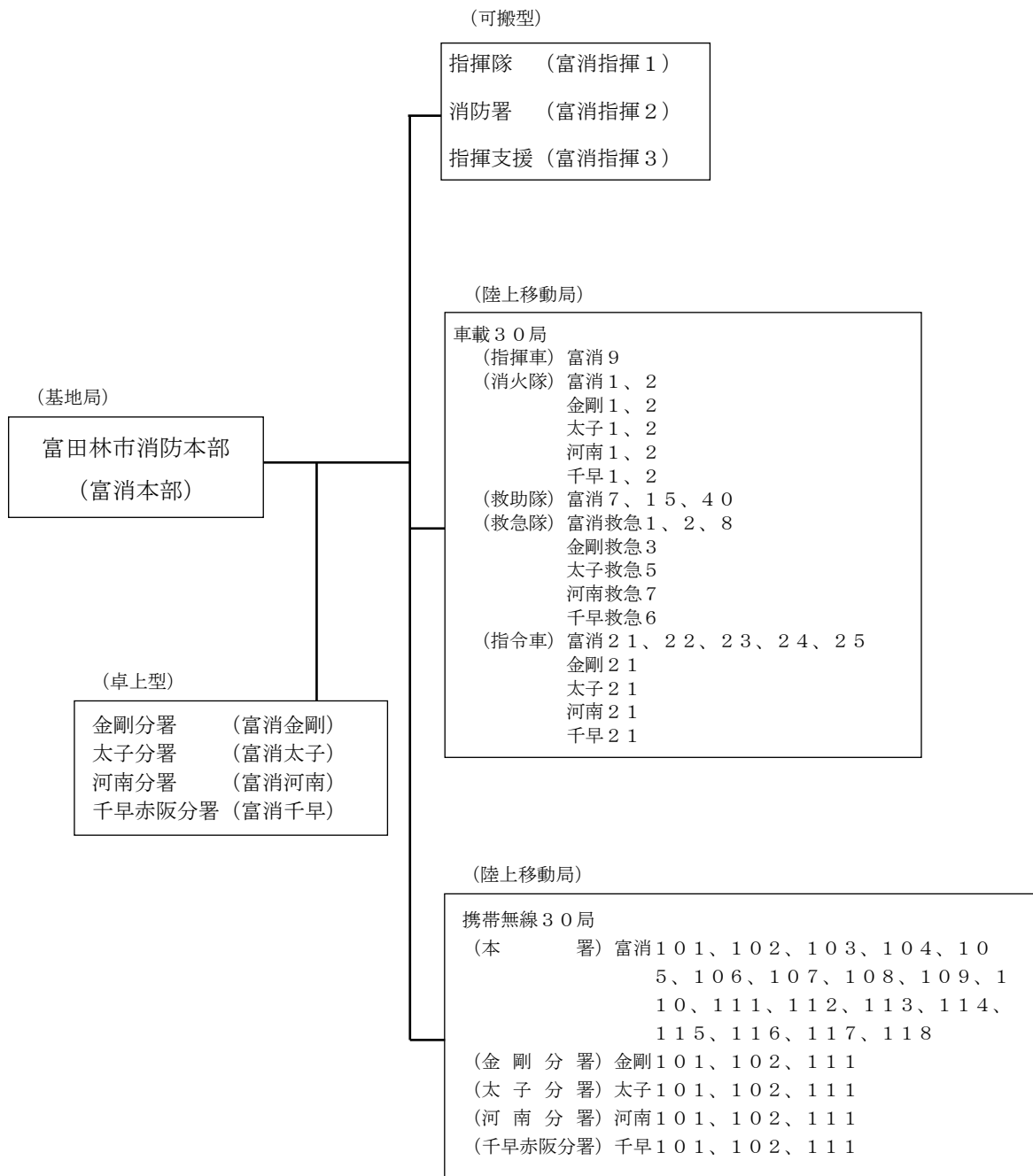
## Ⅲ-2 災害派遣撤収要請要求書

	文書番号	年 月 日
大阪府知事 様		
		市町村長等
自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について		
年 月 日付第 号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要求を依頼します。		
記		
1 撤収要請日時		
2 派遣された部隊		
3 派遣人員及び従事作業の内容		
4 その他参考となるべき事項		

(資料)「大阪府地域防災計画資料編 (平成31年3月修正)」

### Ⅲ-3 消防無線通信網

(平成31年4月現在)



(周波数)

すべてのデジタル無線機には以下の周波が実装される

- ・活動波 1 (救急波) 活動波 2 (消防波)
- ・主運用波 (主 2)
- ・統制波 (全国 1、全国 2、全国 3)
- ・防災相互波
- \*緊急消防援助隊モード (応援、受援時に統制)
- ・主運用波 (主 1、2、3、4、5、6、7)



### Ⅲ-4 災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領による報告

#### (1) 報告すべき災害及び即報基準

##### ア 災害報告取扱要領

##### ① 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、概ね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

##### ② 報告の種類、期日等

(1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

(2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。

(3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

##### イ 火災・災害等即報要領

##### ① 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するものについて報告すること。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県または市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(1)～(4)の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- (6) 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度4以上を記録したもの
- (7) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告する必要があると認められるもの

(例示)

【風水害】

- ・ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ・ 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

【その他】

- ・ 被害状況は具体的に把握できていないが、地震等の災害の発生に伴い、消防機関への通報が殺到したもの

### Ⅲ-5 被害状況等即報基準

被害項目		被害基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

## Ⅲ-6 火災・災害等即報要領による報告

### [即報基準]

#### (1) 火災等即報

##### ア 一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災及び事故について報告すること。

- ① 死者3人以上生じたもの
- ② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

##### イ 個別基準

次の火災及び事故については上記の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するものについて報告すること。

#### ① 火災

##### (1) 建物火災

- (ア) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- (イ) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で、利用者等が避難したもの
- (ウ) 「適マーク」を交付した防火対象物の火災（複合用途防火対象物で「適マーク」の部分からの出火を含む。）
- (エ) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- (オ) 損害額1億円以上と推定される火災

##### (2) 林野火災

- (ア) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- (イ) 空中消火を要請したもの
- (ウ) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

##### (3) 交通機関の火災

- ・ 航空機火災（火災発生のおそれがあるものを含む。）
- ・ 大型タンカー火災、港湾内のタンカー火災
- ・ トンネル内車両火災
- ・ 列車火災

##### (4) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

##### (例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

#### ② 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

##### (1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

##### (例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

##### (2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏洩で応急措置を必要とするもの

### ③ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下、危険物等という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故のうち、周辺地域住民に影響を与えるもの又は与えるおそれのあるもの、その他大規模なもの（②の石油コンビナート等特別区域内の事故を除く。）

（例示）

- ・ 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの（発生するおそれのあるものを含む）
- ・ 爆発により周辺に被害を及ぼしたもの
- ・ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの
- ・ 大規模タンクの火災、爆発又は漏洩事故
- ・ 海上、河川への危険物等の漏洩事故
- ・ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏洩事故
- ・ その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響が高いと認められるもの

### ④ 原子力災害

- (1) 原子力施設において爆発又は火災の発生したもの（発生するおそれのあるものを含む）及び放射性物質の漏洩したもの
- (2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれのあるものを含む）及び核燃料物質の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

### ⑤ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

## (2) 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故について報告すること。

- ア 死者5人以上の救急事故
- イ 死者が発生しており、かつ死者及び負傷者の合計が30人以上の救急事故
- ウ 要救護者が5人以上の救助事故
- エ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- オ その他社会的に影響度が高い救急・救助事故

（例示）

- ・ 列車の衝突、転覆等による救急・救助事故
- ・ パスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

### (3) 災害報告

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1つの都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- オ 災害による被害が当初は軽微で、あっても、今後ア~エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- カ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

#### (例示)

##### (風水害)

- ・ 崖崩れ、地滑り、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ・ 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

##### (雪害)

- ・ 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ・ 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

##### (火山被害)

- ・ 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
- ・ 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じ又は生じるおそれがあるもの

##### (津波)

- ・ 津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

##### (その他)

- ・ 被害状況は具体的に把握できていないが地震等の発生に伴い、消防機関への通報が殺到したものの

以下、報告様式は、「大阪府地域防災計画資料編（平成31年3月修正）」による。

(4)「第1号様式(火災)」様式

第1号様式(火災)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	( 月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	( 月 日 時 分)			
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)	人	死者の生じた理由			
	負傷者	重症 中等症 軽症	人 人 人			
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや	棟 棟 棟 } 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署) 消防団 その他(消防防災ヘリコプター等)	台 台 台・機	人 人 人			
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。  
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(5)「第2号様式（特定の事故）」様式

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	( 月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高压ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI等 7. その他 ( )		物質名			
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高压ガス施設 4. その他 ( )					
施設の概要	危険物施設の区分					
事故の概要						
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人( 人)			
			重症 人( 人)			
			中等症 人( 人)			
			軽症 人( 人)			
消防防災活動状況 及び 救急・救助活動状況			出場機関	出場人員	出場資機材	
			事業所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				その他	人	
			消防本部(署)		台人	
			消防団		台人	
			消防防災ヘリコプター		機人	
	警戒区域の設定 月 日 時 分		海上保安庁		人	
	使用停止命令 月 日 時 分		自衛隊		人	
			その他		人	
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)



(6)「第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）」様式

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故    2 救助事故    3 武力攻撃災害    4 緊急対処事態における災害										
発生場所											
発生日時 (覚知日時)	<table border="0"> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td rowspan="2">覚知方法</td> </tr> <tr> <td>( 月 日 時 分)</td> </tr> </table>	月 日 時 分	覚知方法	( 月 日 時 分)							
月 日 時 分	覚知方法										
( 月 日 時 分)											
事故等の概要											
死傷者等	<table border="0"> <tr> <td>死者（性別・年齢）</td> <td>負傷者等</td> <td>人（ 人）</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="3">                 { 重症    人（ 人）                  中等症    人（ 人）                  軽 症    人（ 人）             </td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>人</td> </tr> </table>	死者（性別・年齢）	負傷者等	人（ 人）		{ 重症    人（ 人） 中等症    人（ 人） 軽 症    人（ 人）		計	人	不明	人
死者（性別・年齢）	負傷者等	人（ 人）									
	{ 重症    人（ 人） 中等症    人（ 人） 軽 症    人（ 人）										
計		人									
不明		人									
救助活動 の要否											
要救護者数（見込）	救助人員										
消防・救急・ 救助活動の状況											
災害対策本部等 の設置状況											
その他参考事項											

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。

（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(7)「第4号様式(その1)」様式

第4号様式(その1)

(災害概況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所						発生日時	月 日 時 分		
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟
							一部破損	棟	未分類	棟
	119番通報の件数									
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況									
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策									

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。





### Ⅲ-7 災害救助法の適用基準について

災害救助法は、被害が次のいずれかに該当するときに適用される。

- (1) 住家が滅失した世帯数が当該市町村（大阪市・堺市又は大阪市・堺市の区）の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること

[法施行令第1条第1項第1号]

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

- (2) 府の区域内の住家が滅失した世帯数が、2,500世帯以上であって、当該市町村（大阪市・堺市にあっては大阪市・堺市又は大阪市・堺市の区）の区域内の住家が滅失した世帯数が、その人口に応じ、次の世帯数以上であること

[法施行令第1条第1項第2号]

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20世帯
15,000人以上	30,000人未満	25世帯
30,000人以上	50,000人未満	30世帯
50,000人以上	100,000人未満	40世帯
100,000人以上	300,000人未満	50世帯
300,000人以上		75世帯

- (3) 府の区域内の住家が滅失した世帯数が、12,000世帯以上であって、当該市町村（大阪市にあっては大阪市又は大阪市の区）の区域内の住家が滅失した世帯数が多数であること

[法施行令第1条第1項第3号前段]

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること

[法施行令第1条第1項第3号後段]

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき

[法施行令第1条第1項第4号後段]

(注) 住家滅失世帯数の算定基準

- ① 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家滅失1世帯とする。
- ② 床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住困難な世帯は、3世帯をもって住家滅失1世帯とする。

(資料)「大阪府地域防災計画資料編(平成31年3月修正)」

### Ⅲ-8 被害認定統一基準

被害種類	被害認定統一基準（H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 （全焼・全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

（注）

- （1）住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- （2）損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- （3）主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- （4）大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日付府政防第880号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による

### Ⅲ-9 公営火葬場

(平成30年3月現在)

名 称	住 所	電話番号
富田林斎場	富田林市大字佐備2594番地の15	33-6200
火葬炉	前室付セラミック3次燃焼炉（普通炉5基、大型炉2基）	
動物炉	セラミック3次燃焼炉（1基）	





### Ⅲ-11 遺体安置所

名 称	住 所	電話番号
富田林斎場	富田林市大字佐備154-15	33-6200
青少年スポーツホール	富田林市久野喜台二丁目2	29-3778



### Ⅲ-13 被害状況報告書

#### 通報受付書

##### (1) 受付者情報

災害対策本部 整理番号 番

受付日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
受付者	氏名 <input type="checkbox"/> 総務情報部 <input type="checkbox"/> 左記以外 ( ) 部

##### (2) 通報内容

発生日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
通報者	氏名
	住所
	電話
通報場所	
通報内容	
分類 ( <input type="checkbox"/> に チェック)	<input type="checkbox"/> 事前対応 現場確認：対策パトロール部 要支援：要支援者対策部
	<input type="checkbox"/> 現場対応 現場確認：対策パトロール部 衛生：環境部
	<input type="checkbox"/> 報道問合せ 総務情報部
	<input type="checkbox"/> 停電通報 総務情報部にて地区をまとめて災害対策本部にて情報共有
	<input type="checkbox"/> 対応不要な情報 災害対策本部閉鎖後、危機管理室へ
※ ブルーシート貸し出し、要支援対策折り返しの問い合わせ等は報告不要	

##### (3) 出動・処理内容

出動者	氏名 <input type="checkbox"/> 対策パトロール部 <input type="checkbox"/> 左記以外 ( ) 部		
被害内容	河川、水路、道路、下水、民地、浸水(床上・床下)、農地、その他 ( )		
被害状況	現地確認：年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分		
職員処理	処理日時：年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分		
業者対応	依頼日時：年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分		
	業者選定経緯		
	対応業者	概算費用	



### Ⅲ-15 「土石流災害報告」様式

緊急報告用

第 報

災害報告（土石流等）

（ 年 月 日 時 現在）

ふりがな 発生場所	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字	地区名				
ふりがな 河川	[1級・2級・その他]		水系		川	[沢・川・谷]			
発生日時	[不明・調査中・確認済]	年	月	日	時	分			
災害形態	土石流、土砂流・山腹崩壊・山林火災・その他（ ）								
避難情報等の発令時刻	避難準備情報発令時刻	月	日	時	分	概略のボンチ絵（別途添付してもよい）			
	避難勧告発令時刻	月	日	時	分				
	避難指示発令時刻	月	日	時	分				
	土砂災害警戒情報発表時刻	月	日	時	分				
	避難勧告等で避難がなされた時刻	月	日	時	分				
	自主避難がなされた時刻	月	日	時	分				
気象状況	異常気象名								
	観測所名								
	連続雨量 mm	年	月	日	時	～			
	最大24時間雨量 mm/24hr	年	月	日	時	～			
	最大時間雨量 mm/hr	年	月	日	時	～			
土砂流出状況	流出土砂量	m <sup>3</sup>	河道閉塞	有・無	堆積状況	河積の / 程度			
溪流の情報	区分	I・II・準ずる・危険溪流ではない			流域面積	km <sup>2</sup> 河床勾配 1/			
被害状況	人的被害	死者	《 》《 》《 》名	被害者	才	公共施設・災害時要援護者関連施設 (重要・一般)の名称は要記載)			
		行方不明	《 》《 》《 》名	被害者	才				
		負傷者	《 》《 》《 》名	年齢	才				
	物的被害	人家被害	全壊・流出	《 》《 》《 》戸 木造	《 》《 》《 》戸 RC	《 》《 》《 》戸	(種類・面積)		
		半壊	《 》《 》《 》戸 木造	《 》《 》《 》戸 RC	《 》《 》《 》戸				
		一部損壊	《 》《 》《 》戸 木造	《 》《 》《 》戸 RC	《 》《 》《 》戸				
		床上浸水	《 》《 》《 》戸 木造	《 》《 》《 》戸 RC	《 》《 》《 》戸				
非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸 (空積・練積・RC・その他)	農地被害					
公共土木施設被害(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)								
二次災害の可能性	(有・無)								
保全対象	km下流に人家	戸 ( 人)	道路名等						
	(その他)								
避難状況	(集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻 等を記載)								
対応状況	(どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したかorする予定か)								
応急対応									
緊急事業等	災害関連緊急事業申請の有無					[有・無・調査中]			
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地 ( 年指定)	地すべり防止区域 [国土・林・農]						
	保安林	河川区域 [1級・2級・準用・普通]	急傾斜地崩壊危険区域						
	国有林	土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域						
	民有林	土砂災害警戒区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域						
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域	宅地造成工事規制区域							
	その他 ( )								
報告者	①所属	氏名	③所属	氏名					
	②所属	氏名	④所属	氏名					
	座標	北緯	度	分	秒	東経	度	分	秒

\* [添付図面等] 本省公表の有無：  
 \* 都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況が分かるボンチ絵、関連記事  
 \* 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること  
 \* 写真は、別途e-mailにて送付すること  
 \* 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を〈 〉内書とする

詳細報告用（緊急報告を添付）

（溪流名）

災害報告（土石流等）

（ 年 月 日 時 現在）

気象状況 〔調査中・確認済・不明〕	観測所名及び溪流（谷出口）との距離		観測所名	距離	km				
	連続雨量		（緊急報告に記載）						
	最大24時間雨量		（緊急報告に記載）						
	最大時間雨量		（緊急報告に記載）						
	上記連続雨量以前1週間の連続総雨量（前期降雨）		mm	年 月 日 時 ~	年 月 日 時				
積雪・融雪状況	観測所と溪流（谷出口）との標高差		m	※雨量状況については累加雨量グラフ。時間雨量表を、積雪・融雪状況については土石流発生に関する1週間の気温。土石流発生に関する1週間の積雪及び日雨量を別紙に添付する。ここで、土石流の発生時刻が明らかかな場合はグラフ中に矢印で明記すること。					
	風向（災害発生時）								
	風力（災害発生時）		m/s						
保全対象 ※土石流危険溪流または準ずる溪流の場合のみ危険溪流カルテの内容を記入 〔調査中・確認済〕	人家戸数		戸						
	人口		人						
	耕地面積		ha						
	災害弱者関連施設		1有・2無	施設名					
土砂災害防止法 ※土石流による建物被害数を、法指定の範囲内外、及び構造の別で該当する数をそれぞれ記入する。 〔調査中・確認済〕	公共施設		1有・2無	施設名					
	土石流氾濫区域の面積		m <sup>2</sup>						
	人的被害	死者	名	名	特別警戒区域	警戒区域			
行方不明		名	名	特別警戒区域		警戒区域			
人家被害	全壊・流出	戸	戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸
	半壊	戸	戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸
	一部損壊	戸	戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸
防災計画	市町村地域防災計画への記載	溪流名	[無・有]						
	避難場所	避難場所	[無・有]	施設名					
		避難経路	[無・有]						
	表示板設置	[無・有] ( 箇所)							
警戒避難基準雨量の設定	警戒避難基準雨量の設定	[無・有]	連続雨量	mm	時間雨量	mm/hr			
		設定時期	年 月						
現地調査結果	土砂流出状況	[無・有]			氾濫区域Ⅰ	氾濫区域Ⅱ	氾濫区域Ⅲ		
			氾濫面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
			平均堆積深	m		m	m		
			最大堆積深	m		m	m		
			氾濫最大延長×氾濫最大幅	m ×		m			
			氾濫終息点の勾配	度					
	流域内の既存施設	[無・有]	合計	基		(透過型)		(不透過型)	
			(砂防)	基		基		基	
			(治山)	基		基		基	
			(所管不明)	基		基		基	
天然ダム	[無・有]								
崩壊地付近の亀裂	[無・有]								
流木の堆積場所	[無・有]	堆砂区域上流・堆砂地内・水通し部・ダム下流部 その他 ( )							
通報者または第一発見者（該当する項目に○をつける）	[確認済・不明]			市町村（部署名）					
				住民					
				その他					
		座標	北緯	度	分	秒			
			東経	度	分	秒			

### Ⅲ-16 「地すべり災害報告」様式

緊急・詳細報告用

災害報告(地すべり)

第 報

( 年 月 日 時 現在)

発生日時	[不明・調査中・確認済]	年 月 日	時 分
避難準備情報発令時刻	月 日 時 分	避難勧告発令時刻	月 日 時 分
避難指示発令時刻	月 日 時 分	土砂災害警戒情報発表時刻	月 日 時 分
避難勧告等で避難がなされた時刻	月 日 時 分	自主避難がなされた時刻	月 日 時 分
気象状況	異常気象名	観測所名	災害発生場所からの距離 km
	連続雨量 mm	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時	
	最大24時間雨量 mm/24hr	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時	
	最大時間雨量 mm/hr	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時	
地すべり規模	幅 m	長さ m	斜面勾配 度
	移動層厚 m	拡大の見込	有・無
	保全対象人家戸数 戸	公共施設	
移動状況	最大時間移動量(時速) m or mm	年 月 日 時 ~ 時	観測地点
	移動総量 m or mm	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分	観測地点
	近年の移動履歴	有・無	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時
	変状	き裂 有・無	陥没 有・無
		隆起 有・無	湧水 有・無
		末端の押出の有無	有・無
危険箇所	地すべり危険箇所	該当 有・無	危険度 [ A・B・C ]
	地すべり防止区域	指定 有・無	指定年 年
		既設対策工の有無	有・無
		所管 [ 国土・林・農 ]	
被害状況	人的被害	死者 《 》 《 》 名	被害者年齢
		行方不明 《 》 《 》 名	
		負傷者 《 》 《 》 名	
	人家被害	全壊・流出 《 》 《 》 戸	木造 《 》 《 》 戸
		半壊 《 》 《 》 戸	木造 《 》 《 》 戸
		一部損壊 《 》 《 》 戸	木造 《 》 《 》 戸
	非住家被害	戸	宅地擁壁の被害 戸 (空積・練積・RC・その他)
	公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)	
	その他		
避難状況	(集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻等を記載)		
対応状況	(どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したorする予定か)		
応急対応			
緊急事業等	災害関連緊急事業申請の有無 [ 有・無・調査中 ]		
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地	旧住宅造成事業に関する法律の適用区域
	保安林	土石流危険渓流 [ I・II・準ずる ]	建築基準法による災害危険区域
	国有林	急傾斜地崩壊危険区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域
	民有林	急傾斜地崩壊危険箇所	宅地造成工事規制区域
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域	宅造基準条例の適用区域
		土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域
		災害対策基本法防災計画区域	
	その他 ( )		
報告者	①所属	氏名	③所属
	②所属	氏名	④所属
		氏名	氏名

※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること  
 ※ 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を〈 〉内書とする

座標 北緯 度 分 秒 東経 度 分 秒

本省公表の有無:



### Ⅲ-17 「がけ崩れ災害報告」様式

緊急・詳細報告用

災害報告(がけ崩れ)

第 報

( 年 月 日 時 現在)

発 生 場 所	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字	地区名					
発 生 日 時	[不明・調査中・確認済]	年	月	日	時 分					
避難準備情報発令時刻	月	日	時	分	避難勧告発令時刻	月	日	時	分	
避難指示発令時刻	月	日	時	分	土砂災害警戒情報発表時刻	月	日	時	分	
避難勧告等で避難がなされた時刻	月	日	時	分	自主避難がなされた時刻	月	日	時	分	
気 象 状 況	異常気象名	観測所名	災害発生場所からの距離		km					
連 続 雨 量	mm	年	月	日	時	～	年	月	日	時
	mm/24hr	年	月	日	時	～	年	月	日	時
	mm/hr	年	月	日	時	～	年	月	日	時
種 類	自然斜面	H=	m	横断図(別途添付しても良い)		概況平面図(別途添付しても良い)				
	人工斜面	H=	m							
	勾配	θ1	度							
	拡大の見込み	[有・無]								
崩 壊 の 状 況	保全対象人家戸数	戸								
	高 さ	m	巾	m						
		面 積	m <sup>2</sup>	勾配θ2	度					
	崩壊又は流出土砂量	m <sup>3</sup>								
	がけ下端の堆積深	m								
	がけ下端と被害家屋までの距離	①家屋	m							
		②家屋	m							
	被害家屋位置の堆積深	①家屋	m							
②家屋		m								
崩土の到達距離	m									
その他										
被 害 状 況	人 的 被 害	死 者	《 》《 》《 》名	被害者	才	公共施設・災害時要援護者関連施設(重要・一般)の名称は要記載				
		行方不明	《 》《 》《 》名	者	才					
		負 傷 者	《 》《 》《 》名	年齢	才					
	物 的 被 害	家 屋	全壊・流出	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸		
			半 壊	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸		
			一部損壊	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸		
	非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸	(空積・練積・RC・その他)					
公共土木施設被害(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)			(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)							
その他										
避難状況	(集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻等を記載)									
対応状況	(どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したorする予定か)									
応急対応										
緊急事業等	災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]									
関係法令等(該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地	地すべり防止区域 [国土・林・農]							
	保安林	急傾斜地崩壊危険区域	旧住宅造成事業に関する法律の適用区域							
	国有林	土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域							
	民有林	土砂災害警戒区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域							
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域	宅地造成工事規制区域							
		災害対策基本法防災計画区域	宅造基準条例の適用区域							
		急傾斜地崩壊危険実態調査箇所	地帯番号	箇所番号						
その他( )										
報 告 者	①所属	氏名	③所属	氏名						
	②所属	氏名	④所属	氏名						
※	第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること									
※	写真は必要に応じ別途e-mailにて送付のこと									
※	被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を〈 〉内書とする									
	座標	北緯	度	分	秒					
		東経	度	分	秒					
	本省公表の有無:									

平面図

断面図

※写真は別途e-mailにて送付すること



### Ⅲ-19 避難所の報告用紙〈開設・定時・閉鎖〉

整理番号

■避難所名		■開設・閉鎖日時			
		月	日	時	分
■避難所派遣職員名		■報告日時			
		月	日	時	分現在
■避難者状況（実人数）					
[避難者の合計]		人（男	女	）	
内 訳					
[傷病者]		人（重傷者	軽傷者	）	
[年齢的な弱者]		人（乳幼児	児童	高齢者	）
[その他]					
■応急物資の状況					
[断熱シート・毛布]					
[食料]					
[飲料水]					
[生活必需品]					
■これまでの活動状況					
■今後の活動予定					
■その他の状況					
[施設の被害状況]					
[ライフラインの被害状況]					
[職員の参集状況]					

## IV〔事故等災害応急対策〕

### IV-1 林野火災対策資料（調査様式）

様式 1、様式 2、作図例を以下に示す。

(様式1)

# 林野火災対策資料 (調査様式)

都道府県 \_\_\_\_\_ 市町村 \_\_\_\_\_

出火日時	年 月 日 時 分	出火場所	市(区) 町 村				原因の詳細:						
発見日時	日 時 分	発見者 年齢・性別	歳 男・女	発見当時の状況:									
覚知日時	日 時 分	覚知方法											
鎮圧日時	日 時 分	先着消防 到着日時	日 時 分	出火原因	発火源	経過	着火物						
鎮火日時	日 時 分	放水開始 日時	日 時 分		コード番号 内容								
出火時の気象状況				火元及び周辺の状況				初期消火の状況:					
観測日時:	日 時 分	観測場所:	火元の位置		森林種別	制 普							
天 気		相 対 温 度	%	斜 面 方 位	人 天 別								
風 向		実 効 温 度	%	傾 斜	樹 種								
平均風速	m/sec	最終降雨日からの日数	日	斜 面 長	林 齢								
最大風速	m/sec	過去1カ月間の降雨量	mm	地 被 物 の 量	樹 高		死 傷 者						
気 温	℃	事前10日間の降雨量	mm	地 被 物 の 種 類			区 分	死 者	負 傷 者	理 由			
予警報の 発令日時	異常乾燥注意報	月 日 時 分	その他参考事項:					人	人				
	火 災 警 報	月 日 時 分											
	強 風 注 意 報	月 日 時 分											
	その他 ( )	( 月 日 時 分)											
損 害 状 況	区 分	面 積	損 害 額	森 林 の 損 害 状 況	区 分	主 な 樹 種	面 積	材 積	損 害 額	計			
	森 林	国 有 林	ha		千 円	針 葉 樹		ha	m <sup>3</sup>	千 円	焼 損 家 屋		
		都 道 府 県 有 林				公 葉 樹					焼 損 棟 数	り 災 世 帯 数	
		市 町 村 有 林				混 交 林					全 焼 ( 棟)	全 損 ( 世 帯)	
		私 有 林				無 立 木 地					半 焼 ( 棟)	半 損 ( )	
	原 野 及 び 牧 野				計					部 分 焼 ( 棟)	小 損 ( )		
	そ の 他 ( 建 物 、 機 械 等 )									ぼ や ( 棟)	り 災 者 数	人	
	計									焼 損 床 面 積	m <sup>2</sup>	焼 損 床 面 積	m <sup>2</sup>

191

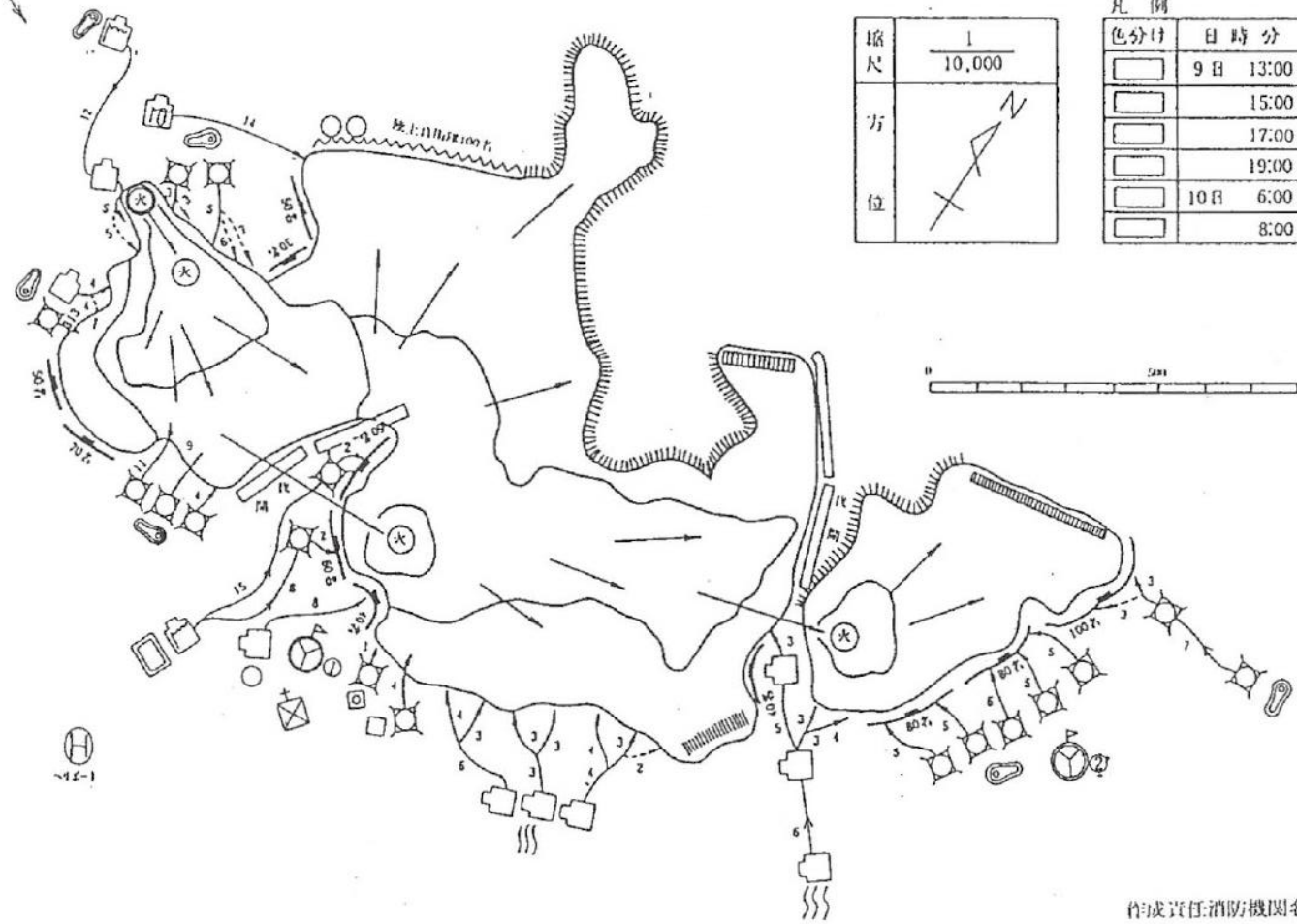
(様式2)

消 火 活 動 人 員 の 内 訳	日別人員数	1日目 従事者	2日目 従事者	3日目 従事者	4日目 従事者	延 焼 阻 止 の 理 由	消 防	ア 有効注水	地 形	イ 断崖	焼 け 止 り 線 の 状 況 :					
	区分	人	人	人	人			イ 防火線の伐開		ウ 湖沼、海						
	消防本部							ウ 迎火		エ 河川(幅 m)						
	消防団							気 象		オ 道路(幅 m)						
	応援消防本部									カ 空地						
	応援消防団									ア 飛火の消火						
	自衛隊							地形		イ その他( )		D級ポンプの中継状況、問題点等:				
	営林署							消 防		ア 通報の遅れ			ア 強風、烈風			
	消防協力者									イ 現場到着の遅れ			イ フェーン現象等			
	その他									ウ 資機材の不足			ア 飛火の発生			
計					エ 水利不足	イ 地形の複雑さ										
既設防火線		幅×長さ				延 焼 拡 大 の 理 由	消 防	オ 連絡体制の不備	そ の 他	ウ その他( )	消 火 活 動 の 状 況 及 び 教 訓 ・ 意 見 :					
伐開した防火線		幅×長さ						水利状況:								
消火活動に最も効果のあった消防機器																
消火活動に不足していた消防機器																
空中消火の実施状況																
月日	ヘリコプター		空中消火 実施時間	散布回数	消火薬剤			消火薬剤散布装置		混合機		組立水槽	消火方法	消火効果等		
	機種(所属)	機数			種類			使用量							形式(容量)	数量
(1回目)		機	自時分 至時分	回				kg				基	基	基	直接消火 間節消火	消火効果の有無:有 無 消火効果がなかった場合の 理由:
(2回目)			自時分 至時分												直接消火 間節消火	
(3回目)			自時分 至時分												直接消火 間節消火	
(4回目)			自時分 至時分								直接消火 間節消火					
計			時間 分									散布総量(薬剤+水)				

市町村地区林野火災動態図作成例

出火口時 昭和〇〇年〇月〇日〇時〇分  
 鎮火口時 // 〇日〇時〇分

北風



縮尺	1 / 10,000
方位	

凡例

色分付	日時分	焼損面積 (ha)
	9日 13:00	8
	15:00	53
	17:00	160
	19:00	204
	10日 6:00	212
	8:00	236

作成責任消防機関名



## V〔災害復旧・復興対策〕

### V-1 激甚災害及び局地激甚災害指定基準

#### (1) 激甚災害指定基準

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準

(昭和37年12月7日、中央防災会議決定指定基準)

激甚災害指定基準	適用すべき措置
激甚法2章(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額>当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の5
激甚法5条(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4 2 一の都道府県内の事業費査定見込額>10億円
激甚法6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額5,000万円以下と認められる場合は除外 1 激甚法5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得額推定×100分の1.5であることにより激甚法8条の措置が適用される激甚災害
激甚法8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	次のいずれかに該当する災害。ただし、災害の状態によりその必要なしと認められるものは除外。 (A基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3

激甚災害指定基準	適用すべき措置
激甚法11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の5 （B基準） 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1.5かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の60 2 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1
激甚法12条、13条、15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業および第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率の推計。以下同じ。）×100分の0.2 （B基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2 ただし、火災の場合または激甚法12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。
激甚法16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、17条、18条（私立学校施設災害復旧事業の補助等）、19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	激甚法2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
激甚法22条（罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 滅失住宅戸数＞被災地全域で4,000戸 （B基準） (1) 滅失住宅戸数＞被災地全域で2,000戸かつ、次のいずれかに該当するもの 1 一市町村の区域内で200戸以上 2 その区域内の住宅戸数の10%以上 (2) 滅失住宅戸数＞被災地全域で1,200戸かつ、次のいずれかに該当するもの 1 一市町村の区域内で400戸以上 2 その区域内の住宅戸数の20%以上 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。
激甚法24条（公共土木施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等）	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生のおとど被害の実情に応じ個別に考慮

（資料）「大阪府地域防災計画資料編（平成29年12月修正）」

(2) 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の深度の深い災害について、激甚災害として指定する場合の指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定指定基準）

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>(公共施設災害関係)</p> <p>(1) 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。)の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村(当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。)が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p>	<p>1 激甚法3条1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法4条5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法2章の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害復旧事業費に係る地方債について激甚法24条1項、3項および4項の措置</p>
<p>(農地、農業用施設等災害関係)</p> <p>(2) 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業(法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。)に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%を超える市町村(当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。)が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。</p>	<p>1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法5条、6条の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法24条2項から第4項までの措置</p>
<p>(林業災害関係)</p> <p>(3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)が当該市町村に係る当該(3)年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.5倍を超え(当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。)、かつ、大火による災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村、その他の災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積(人工に係るものに限る。)のおおむね25%を超える市町村が1以上ある災害。</p>	<p>左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法11条の2の措置</p>
<p>(中小企業施設災害関係)</p> <p>(4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村(当該被害額が1,000万円未満のものを除く。)が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法12条、13条および15条の措置</p>

(資料)「大阪府地域防災計画資料編(平成29年12月修正)」

## V-2 激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律に基づく復旧事業及び府の関係部局

復旧事業名	根拠条項	関係部局
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 ・ 公共土木施設災害復旧事業 ・ 公共土木施設災害関連事業 ・ 公立学校施設災害復旧事業 ・ 公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業 ・ 生活保護施設災害復旧事業 ・ 児童福祉施設災害復旧事業 ・ 老人福祉施設災害復旧事業 ・ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業 ・ 知的障害者厚生・授産施設災害復旧事業 ・ 婦人保護施設災害復旧事業 ・ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ・ 感染症予防事業 ・ 堆積土砂排除事業（公共施設区域内） ・ 堆積土砂排除事業（公共施設区域外） ・ 湛水排除事業	3条① 3条② 3条③ 3条④ 3条⑤ 3条⑥ 3条⑥の2 3条⑦ 3条⑧ 3条⑨ 3条⑩ 3条⑪ 3条⑫ 3条⑬ 3条⑭	環境農林水産部、都市整備部 環境農林水産部、都市整備部 教育庁 住宅まちづくり部 福祉部 福祉部 福祉部 福祉部 福祉部 福祉部 健康医療部 健康医療部 環境農林水産部、都市整備部 環境農林水産部、都市整備部 環境農林水産部、都市整備部
農林水産業に関する特別の助成 ・ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ・ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ・ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ・ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ・ 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助 ・ 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 ・ 共同利用小型漁船の建造費の補助 ・ 森林災害復旧事業に対する補助	5条 6条 7条 8条 9条 10条 11条 11条の2	環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部
中小企業に関する特別の助成 ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ・ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 ・ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ・ 中小企業者に対する融資に関する特例	12条 13条 14条 15条	商工労働部 商工労働部 商工労働部 商工労働部
その他の財政援助及び助成 ・ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ・ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助	16条 17条	教育庁 教育庁

復旧事業名	根拠条項	関係部局
・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	19条	健康医療部
・母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	20条	福祉部
・水防資機材費の補助の特例	21条	都市整備部
・罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	22条	住宅まちづくり部
・産業労働者住宅建設資金融通の特例	23条	
・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	24条	総務部、教育庁、 都市整備部、環境農林水産部
・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	25条	商工労働部

(資料)「大阪府地域防災計画資料編(平成29年12月修正)」

## V-3 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金及び被災者生活再建支援金について

### 1 富田林市災害見舞金（富田林市災害見舞金等支給条例）

市は、災害による被災者又はその遺族に対し、見舞金等を支給する。

対象となる災害	火災、風水害、交通事故その他市長が必要と認める災害	
支給対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害により市内において現に居住している家屋に被害を受けた者…災害見舞金</li> <li>・ 災害により死亡した市内に居住する者の遺族。ただし、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第29号)第3条の適用を受けた場合を除く。…死亡弔慰金</li> </ul>	
支給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住家全焼、全壊、流失した場合</li> <li>・ 住家半焼、半壊した場合</li> <li>・ 住家床上浸水した場合</li> <li>・ 死亡した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1世帯あたり610万円</li> <li>1世帯あたり35万円</li> <li>1世帯あたり23万円</li> <li>1人あたり610万円</li> </ul>

### 2 災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

市は、被災者又はその遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

対象となる災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 富田林市において5世帯以上の住家が滅失した自然災害</li> <li>イ 大阪府内において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある場合の自然災害</li> <li>ウ 大阪府内において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害</li> <li>エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害</li> </ul>	
支給対象	上記の災害による死亡者*の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母 （* 当該災害後3か月以上の行方不明者を含む）	
支給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 生計維持者が死亡した場合</li> <li>イ その他の人が死亡した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>500万円</li> <li>250万円</li> </ul>
費用負担	国（1/2）大阪府（1/4）市（1/4） まず、市が全額支給し、そのうち3/4を大阪府が負担し、さらに大阪府が負担した費用の2/3を国が負担する。	

### 3 災害障害見舞金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

市は、被災者又はその遺族に対し、災害障害見舞金を支給する。

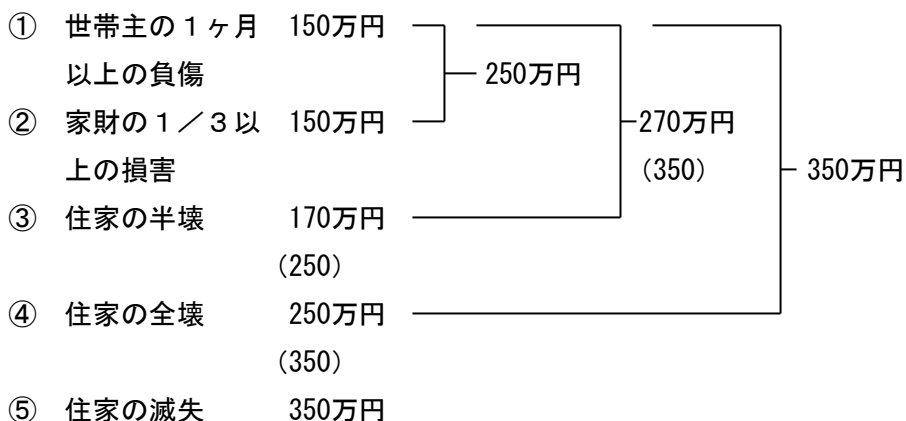
対象となる 災害	災害弔慰金に同じ	
支給対象	<p>上記の災害により「災害弔慰金の支給等に関する法律」別表に掲げる程度の障害を有する人となった者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 両眼が失明したもの</li> <li>二 咀嚼及び言語の機能を廃したもの</li> <li>三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>五 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</li> <li>六 両上肢の用を全廃したもの</li> <li>七 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>八 両下肢の用を全廃したもの</li> <li>九 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの</li> </ul>	
支給額	ア 生計維持者が障害を受けた場合	250万円
	イ その他の人が障害を受けた場合	125万円
費用負担	「災害弔慰金の支給について」に同じ	
その他	災害障害見舞金の支給した後に死亡した場合、災害弔慰金が支給されるが、災害障害見舞金の支給額のみだけ減額される。	

### 4 大阪府災害見舞金（大阪府災害見舞金内規）

対象となる 災害	市域内において10世帯以上の住家が滅失した自然災害	
支給対象	り災世帯主	
支給額	ア 住家全壊又は流失した場合	10万円
	イ 住家半壊又は床上浸水した場合	5万円

## 5 災害援護資金の貸付について

- (1) 実施主体 「災害弔慰金の支給について」に同じ
- (2) 対象災害 都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害
- (3) 受給者 (2)により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- (4) 貸付限度額 350万円



(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は ( ) 内の額

### (5) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	

- (6) 利率 年3% (据置期間中は無利子)
- (7) 据置期間 3年 (特別の場合5年)
- (8) 償還期間 10年 (据置期間を含む)
- (9) 償還方法 年賦又は半年賦
- (10) 貸付原資負担 国 (2/3)、都道府県・政令指定都市 (1/3)  
(都道府県は、とりあえず市町村〔政令指定都市除く〕に全額貸付け、国がその2/3を都道府県・政令指定都市に貸付ける)

(資料) 「大阪府地域防災計画資料編 (平成29年12月修正)」



## 6 被災者生活再建支援金について

支給額は、下表の「(ア)」「(イ)」の合計額となる。

(ア) 住宅の被害程度に応じて支給する 支援金（基礎支援金）	(イ) 住宅の再建方法に応じて支給する 支援金（加算支援金）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模半壊世帯 50万円</li> <li>・ 上記以外の世帯 100万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅を建設又は購入した場合 200万円</li> <li>・ 住宅を補修した場合 100万円</li> <li>・ 住宅を賃借した場合（公営住宅を除く） 50万円</li> </ul>
<p>※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3／4の額となる。</p>	<p>※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。</p> <p>※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3／4の額となる。</p>

## V-4 災害救助法による救援の程度、方法及び期間等早見表

(大阪府災害救助法施行細則、平成30年6月14日)

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
収容施設の 供与	避難所	<p>1 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。</p> <p>2 学校、公民館等既存建物を利用するのが原則とするが、これら適当な建物が得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</p> <p>3 設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、一人一日につき三百二十円以内とする。</p> <p>4 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、3の金額に、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>5 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p>	災害発生の日から7日以内
	応急仮設住宅	<p>住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住家を得ることができないものに、次に掲げる住宅を供与する。</p> <p>1 建設型仮設住宅(次に掲げる方法により建設して供与するものをいう。以下同じ。)</p> <p>イ 設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。</p> <p>ロ 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、561万円以内とする。</p> <p>ハ 同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。</p> <p>ニ 福祉仮設住宅(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の二第2項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する2人以上のものに供与する施設をいう。)を建設型仮設住宅として設置することができる。</p> <p>ホ 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する。</p> <p>ヘ 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域にお</p>	完成の日から2年以内

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
		<p>ける実費とする。</p> <p>2 借上型仮設住宅(次に掲げる方法により民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。)</p> <p>イ 一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>ロ 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。</p>	
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の給与	<p>1 避難所に避難している者、若しくは災害により現に炊事のできない者(以下この項において「被災者」という。)に対して行う。</p> <p>2 被災者が直ちに食することができる現物による。</p> <p>3 支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日につき1,140円以内とする。</p>	災害発生の日から7日以内
	飲料水の供給	<p>1 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>2 支出することができる費用は、水の購入並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		<p>1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)又は全島避難等(一定の地域の全ての居住者等が避難等を行うことをいう。)により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲において現物をもって行う。</p> <p>イ 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>ロ 日用品</p> <p>ハ 炊事用具及び食器</p> <p>ニ 光熱材料</p> <p>3 支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、一世帯につき次の表に掲げる額の範囲とする。</p>	災害発生の日から10日以内

救助の種類		救助の程度及び方法						救助の期間
区分	季別	世帯区分						
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額	
住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏季	円 18,500	円 23,800	円 35,100	円 42,000	円 53,200	円 7,800	
	冬季	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200	
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600	
	冬季	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500	
備考 「夏季」とは4月1日から9月30日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは10月1日から翌年3月31日までに災害が発生した場合をいう。								
医療及び助産	医療	<p>1 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。</p> <p>2 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）が、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。）において行うことができる。</p> <p>3 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 診療</p> <p>ロ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ハ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容</p> <p>ホ 看護</p> <p>4 支出できる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費</p> <p>ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内</p> <p>ハ 施術所による場合 協定料金の額以内</p>						災害発生の日から14日以内
	助産	<p>1 災害発生の日以前7日以内又は当該日以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。</p> <p>2 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 分べんの介助</p> <p>ロ 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>3 支出できる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>ロ 助産師による場合 慣行料金の100分の80以内の額</p>						分べんした日から7日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
被災者の救出	1 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。 2 支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	1 災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 2 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。 3 支出できる費用は、1世帯につき584,000円以内とする。	災害発生の日から1月以内
生業に必要な資金の貸与	1 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。 2 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。 3 貸与することができる金額は、次の範囲内とする。 イ 生業費 1件につき3万円 ロ 就職支度費 1件につき15,000円 4 貸付期間は2年以内で、利子は無利子とする。	災害発生の日から1月以内
学用品の給与	1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校の生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等の生徒等(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。)に対して行う。 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。 イ 教科書 ロ 文房具 ハ 通学用品 3 支出することができる費用は、次の額以内とする。 イ 教科書代 (1) 小学校の児童及び中学校の生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (2) 高等学校等の生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費	災害発生の日から、教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 文房具費及び通学用品費</li> <li>(1) 小学校の児童 1人につき 4,400円</li> <li>(2) 中学校の生徒 1人につき 4,700円</li> <li>(3) 高等学校等の生徒等 1人につき 5,000円</li> </ul>	
埋葬	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。</li> <li>2 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 棺(附属品を含む。)</li> <li>ロ 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。)</li> <li>ハ 骨つぼ及び骨箱</li> </ul> </li> <li>3 支出できる費用は、1体につき大人211,300円以内、小人168,900円以内とする。</li> </ul>	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。</li> <li>2 支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</li> </ul>	災害発生の日から10日以内
死体の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。</li> <li>2 次の範囲内において行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</li> <li>ロ 検案</li> <li>ハ 死体の一時保存</li> </ul> </li> <li>3 検案は、原則として救護班によって行う。</li> <li>4 支出することができる費用は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 1体につき 3,400円以内</li> <li>ロ 死体の一時保存のための費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費</li> <li>(2) 既存建物を利用できない場合 1体につき5,300円以内</li> <li>(3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。</li> </ul> </li> <li>ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内</li> </ul> </li> </ul>	災害発生の日から10日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。</li> <li>2 支出できる費用は、各市町村の区域において要したロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、障害物の除去を行った当該市町村の区域内の1世帯につき135,400円以内とする。</li> </ul>	災害発生の日から10日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	1 次の範囲内において行なう。 イ 被災者の避難にかかる支援 ロ 医療及び助産 ハ 被災者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の搜索 ヘ 死体の処理 ト 救助用物資の整理配分 2 支出できる費用は、当該地域における通常の実費とする。	当該救助の実施が認められる期間以内

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。



## V-5 実費弁償の額

救助業務従事者の区分		実費弁償の額		
		日当	時間外勤務手当	旅費
政令第4条第1号から第4号までに掲げる者	医師及び歯科医師	23,300円	日当の額を7.75で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例(昭和40年大阪府条例第35号)第21条第2項の規定により算定した額以内	職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例第37号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内
	薬剤師	16,700円		
	保健師、助産師、看護師及び准看護師	17,300円		
	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	16,700円		
	救命救急士	13,800円		
	土木技術者及び建築技術者	15,500円		
	大工	20,400円		
	左官	21,900円		
	とび職	23,600円		
政令第4条第5号から第10号までに掲げる者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		

## V-6 扶助金の額

対象者	支給基礎額
政令第8条第2項第2号に規定する労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する労働者でない者	<p>事故発生の日前1年間におけるその者の所得(通常得ている所得以外の所得を除く。以下同じ。)の額を365で除して得た額に相当する額とする。</p> <p>ただし、その者の所得額が、その地方で同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の事故発生の日から1年間の所得の平均額を365で除して得た額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、原則として標準収入額に相当する額とする。</p>
政令第8条第2項第3号に規定する救助に関する業務に協力した者	<p>1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和27年政令第429号。以下「警察協力者令」という。)第5条第2項に規定する額に相当する額とする。</p> <p>2 事故の発生した日において他に生計のみちがなく、主として政令第8条第2項第3号に規定する協力者(以下「協力者」という。)の扶助を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、1の金額に警察協力者令第5条第3項に定める額を加算する。</p>



## V-7 義援金受付名簿等の様式

名簿等の各様式を以下に示す。

義援金受付名簿

【様式 9】

No. \_\_\_\_\_

No	受領日	氏 名	住 所 (TEL)	金 額 (円)	送 金 日	備 考
	・ ・		( )			
	・ ・		( )			
	・ ・		( )			
	・ ・		( )			
	・ ・		( )			
	・ ・		( )			
	・ ・		( )			
	・ ・		( )			
	・ ・		( )			
	・ ・		( )			

義援物資受付名簿

【様式9】

No. \_\_\_\_\_

No	受領日	氏名	住所 (TEL)	物資名	数量	備考
	・		( )			
	・		( )			
	・		( )			
	・		( )			
	・		( )			
	・		( )			
	・		( )			
	・		( )			
	・		( )			
	・		( )			

## 義援金品受領書

義 援 金 品 受 領 書		No.
(住所氏名)		殿
1 現 金	金	円 也
2 物 資		こん包
ただし、	災害の義援金品として上記のとおり受領しました。	
	年 月 日	
	機 関 名	
	(取扱者	印)

- (注) 1 複写式として、事前に機関別の通し番号を付けておく。  
2 控えは、義援金品受領記録として保管し、関係帳簿への基礎記録とする。  
3 物質区分は、実情に即して記載する。

## V-8 罹災証明書（様式）

様式第1号（第3条関係）

### 罹災証明書等交付申請書

平成 年 月 日

（あて先）富田林市長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり罹災したことの証明を願います。

罹 災 日	年 月 日
罹 災 場 所	富田林市
罹 災 物 件	
罹 災 原 因	暴風・豪雨・山崩れ・洪水・地震・その他（ ）
罹 災 程 度	全壊・半壊・流失・その他（ ） 床上浸水（                      c m）・床下浸水 一部損壊（                      %）
証明書必要部数	部
証明書使用目的	

## 罹災証明書

様

罹災日	年 月 日
罹災場所	富田林市
罹災物件	
罹災原因	暴風・豪雨・山崩れ・洪水・地震・その他（ ）
罹災程度	全壊・半壊・流失・その他（ ） 床上浸水（                      cm）・床下浸水 一部損壊（                      %）

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

富田林市長

印

### 罹災届出証明書

様

罹災日	年 月 日
罹災場所	富田林市
罹災物件	
罹災原因	暴風・豪雨・山崩れ・洪水・地震・その他（ ）
罹災程度	全壊・半壊・流失・その他（ ） 床上浸水（                      c m）・床下浸水 一部損壊（                      %）

上記のとおり罹災の届出があったことを証明する。

年 月 日

富田林市長

印